

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

令和3年8月23日
宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号。以下、「規則」という。）第21条の規定により、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業

2 事業の概要

仙台医療センター跡地に、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化施設を整備し、両施設が抱える老朽化などの課題を解消するとともに、利用者間の交流や事業の連携などを通して、両施設のこれまでの取組を更に発展・強化するもの。

【参考】

予 定 地：仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区宮城野二丁目地内）

事業規模：施設 22,200㎡

・ホール部門（大ホール）	8,000㎡
・民間非営利部門（交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室）	600㎡
・創造・育成・連携拠点部門（スタジオシアター、スタジオ等）	4,700㎡
・交流・コミュニティ部門（ギャラリー、アートライブラリー、会議室、エントランスロビー、カフェ等）	2,800㎡
・管理運営部門（事務室、廊下、機械室等）	6,100㎡

事業期間：令和3年度から令和10年度まで（令和10年度中 供用開始予定）

事業費：初期建設費 25,339.1百万円、維持管理費 33,275.2百万円（維持管理期間30年）

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

本事業の実施により、両施設の用途が類似している諸室を共有化することで、規模の適正化を図りながら、両施設が抱える課題を解消し、機能性の向上を図る。さらに、両施設が集約・複合化することで、多様な主体が結びつき、これまで以上に、県民の心豊かな生活の実現や社会包摂の促進などの効果に結びつく新たな取組の展開により、本県の文化芸術及びNPO活動の更なる振興を図る。

なお、事業実施の効果については大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

令和3年6月8日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会（以下、「部会」という。）において、「評価調書」を基に2回にわたり審議が行われ、同年8月11日に答申を受けた。

この間、6月8日から7月7日にかけて県民意見の聴取を実施し、12件の意見が提出された。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認めます。」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、5点の附帯意見が付された。

6 評価の結果

部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容及び県民から提出された意見に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。

評 価 書

令和3年8月23日

宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

令和3年6月 7日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の作成

令和3年6月 8日 宮城県行政評価委員会への諮問

令和3年6月 8日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取

～7月 7日

令和3年8月11日 宮城県行政評価委員会からの答申

令和3年8月23日 県の自己評価の確定, 条例第10条に定める書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会（大規模事業評価部会）における調査審議の経過、同委員会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

(1) 答申内容に対する検討結果

【答申記1】

事業推進に当たっては、仙台市を含む関係者と連携を密にして、適切なまちづくりが進むように努めること。

【検討結果1】

本事業は仙台市のまちづくりに大きな影響を与えることから、仙台市をはじめとした関係者と緊密に連携・協議しながら事業を進めてまいります。

【答申記2】

施設利用者をはじめとした県民のニーズを把握し、集約・複合化による新たな活動の展開を見据えた事業の実施に努めること。

【検討結果2】

文化芸術・NPO 関係をはじめとした施設利用者等からの意見も踏まえた上で、両施設の集約・複合化によって、多様な主体が結びつき、県民の心豊かな生活の実現や社会包摂の促進などの効果に結びつく新たな取組が展開できるよう検討を進めてまいります。

【答申記3】

敷地の活用については、広さ及び周辺環境等を踏まえ、適切な事業価値が生み出されるよう十分に配慮すること。

【検討結果3】

整備予定地は敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点や敷地周辺の多様な施設との連携が可能な点が特徴であることから、これらを踏まえ、建物の検討だけでなく、敷地全体としての利活用を検討することで、本事業の実施による効果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

【答申記4】

事業の専門性や複雑性を考慮し、外部の知見を適宜活用する適切なプロジェクトマネジメントに努めること。

【検討結果4】

本事業の対象となる公共ホールは、設備や管理運営など多くの面で専門的な知識、ノウハウが必要とされる施設であることから、事業の実施に当たっては、適切な助言等を行うことができる有識者の活用や体制の整備を検討してまいります。

【答申記5】

事業の進捗を県民に分かりやすく説明するよう努めること。

【検討結果5】

事業の進捗については、適宜、県 Web サイトで情報を発信するなど、他自治体の事例も参考に効果的な手法を検討してまいります。

(2) 県民意見に対する検討結果

別添資料4「提出された意見の概要及び事業担当課の見解」のとおり。

事業概要

I 事業の概要

事業の名称	宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業
事業の概要	<p>【概要】</p> <p>仙台医療センター跡地に、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）の集約・複合化施設を整備し、両施設が抱える老朽化などの課題を解消するとともに、利用者間の交流や事業の連携などを通して、両施設のこれまでの取組を更に発展・強化するもの。</p> <p>(1) 設置場所 仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区宮城野二丁目地内）</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>イ 宮城県民会館 開館年月：1964年（昭和39年）9月 延床面積：12,470㎡ 敷地面積：3,627㎡ 構造：鉄骨鉄筋コンクリート 階数：地下1階・地上6階 主な諸室機能：大ホール（1,590席）、楽屋、会議室、教養室、展示室、リハーサル室等</p> <p>ロ みやぎNPOプラザ 設置年月：2001年（平成13年）4月 ※ 入居する榴ヶ岡分室庁舎の建築年月 1967年（昭和42年）11月 延床面積：1,262㎡（みやぎNPOプラザのみ） 敷地面積：4,942㎡ 構造：榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館） 本館 鉄筋コンクリート造 書庫 鉄筋コンクリート造 階数：本館 地上3階・地下1階 書庫 地上3階（5層式） ※ みやぎNPOプラザは1階に入居 主な諸室機能：交流サロン、会議室、NPOルーム、レストラン、共同作業室、事務室等</p> <p><附属資料1 仙台医療センター跡地 位置図> <附属資料2 仙台医療センター跡地 現況写真> <附属資料3 宮城県民会館 施設概要> <附属資料4 みやぎNPOプラザ 施設概要></p> <p>【上位計画との関連】</p> <p>○新・宮城の将来ビジョン ○新・宮城の将来ビジョン実施計画 政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり (5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる 取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興</p> <p><附属資料5 新・宮城の将来ビジョン（令和2年12月策定）抜粋> <附属資料6 新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月）抜粋></p>

	<p>○宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期） 方針1 文化芸術の持つ力の活用 施策2 文化芸術による地域の活性化 （2）様々な分野との連携・協働による地域力の向上 方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり 施策7 文化芸術に触れる機会づくり （5）文化施設等の整備・活用 <附属資料7 宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（令和3年3月）抜粋></p> <p>○宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次） 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備 施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します 1 みやぎNPOプラザの機能の充実 2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化 <附属資料8 宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（令和3年3月改定）抜粋></p>
<p>事業計画の背景</p>	<p>【背景】</p> <p>（1）本県における公共施設の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は、延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えている。 ・ 人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、本県の公共施設（公用施設及び公共用施設）の更新等にかかる費用の推計は、平成28（2016）年度からの40年間で総額約1兆2,394億円（年平均309億円）になるとされている。 ・ また、道路や橋梁、河川管理施設、ダム、水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり、今後更新等の必要が生じることから、将来の一層の厳しい財政状況が想定されている。 ・ 厳しい財政状況の中においては、公共施設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていくことが必要である。 <p>（2）宮城県民会館の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設から50年以上が経過し、建物の内外装の摩耗・汚損、電気・空調・舞台機構の劣化など施設・設備の老朽化が進んでおり、故障リスクが増大している。 ・ 中心市街地に立地しているため、搬入口に面した道路が一方通行であることに加え、車両通り抜けや留め置き、駐車ができず、資材搬入が困難である。また、バリアフリーに対応していないことや舞台やロビーが狭いなど、利活用面で大きな課題となっている。 ・ 大ホールの平均稼働率（平成28年度～令和元年度）は、80%を超える高稼働で予約が取りづらい。仙台市内のホールにおいても、座席数が大規模になるほど稼働率が高くなり、特に、土・日曜日の公演が過密化しており、慢性的なホール不足状態である。 ・ 仙台市が音響を重視した高機能な2,000席規模の多機能ホールの整備について検討を進めていることを前提に、県が平成30年度に実施した「宮城県民会館需要調査」では、ホール需要、さらにはあるべき施設像の一つとして2,000席規模の施設整備の方向性が示されたため、現在の県民会館の高稼働状況及び仙台市内のホール不足への対応を考慮すると、県が2,000席規模の施設を整備しても、施設の供給過剰になることは想定されにくいと分析した。 ・ また、令和2年度に仙台市が実施した需要想定調査では、「宮城県民会館整備基本構想」を前提としても、市の音楽ホールは十分な需要が見込まれるとの結果となっている。

	<p>(3) みやぎNPOプラザの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状態にある。 ・ 既存施設を改修して利用しているため、会議室など諸室の規模が限られており、研修や交流イベントなどの自由度や参加人数が制限されている。 <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化の解消及び機能性の向上 ○ 集約・複合化による施設規模の適正化 ○ 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することによる相乗効果
<p>これまでの取組状況</p>	<p>本県では、これまで整備してきた県有施設等について、県に求められる役割や社会情勢の変化等に伴い利用需要の変化が予想されること、また、今後、老朽化が進行し、改修や更新の時期を迎え、財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、長期的・総合的な視点から、今後10年における施設管理に関する基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針（以下「管理方針」という。）」を平成28年7月に定めた。</p> <p>また、宮城県民会館等を含む、老朽化が進行している10施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、管理方針で示された基本方針（安全・安心の確保、施設の維持管理費用の低減・平準化、施設総量の適正化）を前提に部局を横断した検討を行い、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針（以下「再編基本方針」という。）」を策定した。</p> <p>再編基本方針では、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約する」とし、宮城県美術館については両施設と「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」とこととした。</p> <p>これを受けて、令和2年4月から、宮城県美術館の現地改修と移転集約について、様々な観点からメリット・デメリットを整理・分析した上で、整備の方向性について検討を行い、県民説明会や県議会への報告を経て、令和2年12月、「宮城県美術館は現地改修（増築は行わない）、宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地へ移転集約することとし、今後の検討を進める。」ことを決定した。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設の整備に向けた基本的な考え方を示す「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を令和3年3月に策定した。</p> <p><附属資料9 県有施設等の再編に関する基本方針> <附属資料10 仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県有施設等の適正管理に関する取組の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 7月 「宮城県公共施設等総合管理方針」の策定 平成31年 3月 「宮城県公共施設等総合管理方針」の一部改訂 令和 元年 5月 「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の開催 ～令和2年 2月 令和 2年 3月 「県有施設等の再編に関する基本方針」の策定 ○ 宮城県民会館、みやぎNPOプラザの集約・複合化に関する取組の経緯 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年 5月 「宮城県民会館需要調査」の実施 ～10月

	<p>平成31年 2月 「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」 ～令和元年 9月 の開催</p> <p>令和 2年 3月 「宮城県民会館整備基本構想」の策定</p> <p>令和 2年 12月 仙台医療センター跡地における県有施設再編の 施設整備に向けた県の方針の決定</p> <p>令和 3年 3月 「仙台医療センター跡地における県有施設再編に に向けた基本構想」の策定</p>
今後のスケジュール	<p>令和3年度 大規模事業評価、プロポーザル方式による設計事業候補者選定</p> <p>令和4年度～令和6年度 基本設計・実施設計</p> <p>令和7年度～令和10年度 建築工事</p> <p>供用開始予定 令和10年度中</p> <p>○ 現県民会館の跡地は、移転時期も考慮しながら、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上につながるような利活用方策について、仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議・調整を行う。</p> <p>○ 榴ヶ岡分室庁舎の跡地は、他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら、仙台市のまちづくりや周辺の環境等を踏まえ、今後、県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行う。</p>

II 事業内容

用地関係	予 定 地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内
	用地確保の状況	用地の確保 済・未 ※ 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター用地と県有地との交換により取得予定。 造成面積 54,530.31㎡ 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()
	敷 地 面 積	54,530.31㎡
	規 制 の 状 況	規制区域 市街化区域 用途 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 300% その他 大規模集客施設制限地区, 第4種高度地区
建設関係	事 業 規 模	延べ床面積 22,200㎡ 構造(想定) 鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄骨造 地下1階地上5階 整備される主な施設 ホール部門: 大ホール (8,000㎡) 民間非営利活動部門: 交流サロン, NPOルーム, 相談室, (600㎡) 共同作業室 創造・育成・連携拠点部門: スタジオシアター, スタジオ等 (4,700㎡) 交流・コミュニティ部門: ギャラリー, アートライブラリー, (2,800㎡) 会議室, エントランスロビー, カフェ 等 管理運営部門: 事務室, 廊下, 機械室等 (6,100㎡)

III 事業費

建設費 A	調査費	101.5百万円
	設計費	927.8百万円
	工事費	24,309.8百万円 (監理費含む)
	その他(用地費, 負担金等)	0百万円
	合 計	25,339.1百万円
	【財源内訳】	
	一般単独事業債	
	起債	18,827.0百万円
	一般財源	6,512.1百万円
	合 計	25,339.1百万円
維持管理費 B	30年間の維持管理費の累計 <建設後の施設の利用を令和10年~令和39年の30年間と想定>	
	人的経費	5,915.0百万円
	修繕・補修関係経費	15,157.5百万円
	※15年目に設備更新, 30年目に大規模改修を予定	
	運営・管理経費	12,202.8百万円
	その他(-)	0百万円

		合 計	33,275.2百万円
		【財源内訳】	
		一般財源	
		合 計	33,275.2百万円
合計	A+B	58,614.3百万円	
		【参考：現在価値換算後】	
		37,756.9百万円	
		<割引率1.8%> (30年国債の過去30年平均)	

評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【宮城県民会館】

- 文化芸術振興に関する国の基本理念を初めて明らかにした「文化芸術振興基本法（平成29年改正）」が平成13年に制定された後、平成24年には、基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が、平成25年には、設置者または運営者が取り組むべき事項を定めた「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が制定された。
- これら国の法令において、劇場・音楽堂等は人々の心を豊かにし、活力ある社会を構築するための重要な文化拠点であると定められ、また、その運営に関しては、質の高い事業の実施や、地域特性を生かしたまちづくり、専門的人材の養成といった観点が重視されている。
- また、県の文化芸術振興ビジョンにおいて、文化施設は関係団体等と連携しながら様々な社会課題を解決する場としての役割を果たしていく必要があるとされている。
- 宮城県民会館には、東北地方全体の需要を見据えた地域の要となることが求められていることに加え、東北全体からの集客はもちろんのこと、近年のインバウンドの動きを視野に、国内外から人が集う拠点施設としての役割も求められている。
- また、大ホール単一の機能だけではなく、創造・普及活動に利用できるような施設を併せ持つなど、文化政策上、ホールに課せられた役割を満たしながら、商業的な要求にも応えられる、柔軟で多機能な施設が求められている。
- 宮城県民会館は、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。特に文化的な環境が十分でない地域へのアウトリーチ活動や、スタッフ研修、公演の共同制作などを通じた人材育成活動が必要とされており、市町村単位では手の届かない部分を中核拠点施設として補っていくことが求められている。

【みやぎNPOプラザ】

- 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、人手不足や経済規模の縮小、地域コミュニティの機能低下など、社会を取り巻く環境が変化し、地域や個人の課題はますます多様化・複雑化している中、社会構造の変化に対応するだけでなく、自然災害や感染症などの不測の事態にも対応できる地域社会の構築を目指すためには、これまで以上に多様な主体の参画、連携・協働の推進が必要であり、社会の課題解決に自主的・自発的に取り組むNPOが果たす役割や、NPOへの期待はますます大きくなっている。
- みやぎNPOプラザは、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）に基づき、平成13年4月に設置された。これまで、様々な情報の受発信と活動の場の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組んできたが、引き続き県の中核機能拠点として県内各地域で活動するNPOへの支援事業を展開するとともに、みやぎNPOプラザを中心とした県内のNPO支援施設とのネットワーク強化や中間支援組織等との連携・協働を図っていくことが求められている。

【県有施設全般】

- 本県では、高度経済成長期等に集中的に整備した施設が今後更新や大規模改修の時期を迎える一方で、人口減少等により公共施設等の利用需要も変化することが想定されることから、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに公共施設等の最適な配置等を行っていく必要が生じている。
- 老朽化が進行し、今後建替えや大規模修繕等が見込まれる施設のうち、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては、会議室やレストラン等の類似の諸室機能の共有化により、施設規模の適正化を図るとともに、幅広い利用者が集まる文化芸術施設と県内のNPO活動の拠点

が併設されることで、文化芸術の分野においても様々な活動に意欲的に取り組んでいる団体との接点生まれ、連携・協働の可能性が示唆されている。

- ・ 以上のように、文化芸術及びNPO活動の更なる振興を図るとともに、施設規模の適正化や運営効率化を図るためには、事業の実施は必要である。

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

【宮城県民会館】

- ・ 宮城県民会館は、県民会館条例（昭和39年宮城県条例第1号）に基づき、県が設置する施設であり、県民が文化芸術を創造し、享受する場を提供することにより、文化芸術の総合的な交流及び文化芸術の振興を図り、県民生活の向上に寄与する役割を担っている。
- ・ 新たな県民会館の整備の在り方を示す「宮城県民会館整備基本構想」では、広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動の「コア」としての機能を強化することが望まれている。
- ・ また、基本理念のひとつに「人材育成×活動支援×地域連携」を掲げ、文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指すとともに、県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出することとしている。

【みやぎNPOプラザ】

- ・ みやぎNPOプラザは、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）に基づき、県が設置する施設であり、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点としての役割を担っている。
- ・ 「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」では、NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進し、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築することとしている。
- ・ 以上のように、文化芸術及びNPO活動を促進するとともに、県内市町村が求める支援に対応するためには、県が主体となり両施設を整備することが必要であり、県が事業主体となることが適切である。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。（第3号関係）

【宮城県民会館】

- ・ 宮城県民会館は、昭和39年の建設から50年以上が経過し、建物の内外装の汚損や電気設備、舞台機構設備等の劣化など施設・設備の老朽化が進んでおり、建替等の必要性が生じている。
- ・ 令和3年2月に発生した福島県沖地震では、大ホール内に小さなコンクリート片や木片が落下したほか、壁面に多数のひび割れが起きるなどの被害が発生したことから数ヶ月程度の休館を余儀なくされているほか、近年、老朽化による施設・設備の更新工事に伴い、数ヶ月程度の休館が生じている。

【みやぎNPOプラザ】

- ・ 入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状態にある。
- ・ 既存施設を改修して利用しているため、会議室など諸室の規模が限られており、研修や交流イベントなどの自由度や参加人数が制限されている。
- ・ 以上のように、両施設とも施設の老朽化に起因する課題を解消し、文化芸術及びNPO活動の拠点施設としての機能を更に発揮するためには、早急な対応が必要であり、事業の時期は適当である。

4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

<ul style="list-style-type: none">本県では、事業費の総額が10億円以上の事業については、PPP・PFI事業導入の検討を行っている。本事業において、建設工事業に即していると考えられる国土交通省作成のVFM簡易算定モデル(平成29年4月)を使用し、VFMを算定した結果、PFI手法を採用することによる財政的なメリットを見いだすことはできなかった。基本構想に掲げる基本理念及び基本方針を実現するためには、実際の利用者等からの意見を聴取し、施設の仕様の精度を上げていくというプロセスを繰り返しながら作業を進める必要があることから、性能発注に基づき民間事業者の創意工夫を引き出すPFI手法の効果は発揮されにくい。以上のように、定量及び定性面から総合的に検討した結果、従来方式で整備を行うことが適切であると考えます。
PPP・PFI導入調整会議等での検討結果
令和3年4月19日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式における手法が妥当と判断した。 ＜附属資料11 PPP・PFI検討調書＞

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

<ul style="list-style-type: none">現県民会館は、中心市街地に立地しており、搬入口に面した道路が一方通行であることに加え、車両通り抜けや留め置き、駐車ができず、資材搬入が困難であり、施設の管理・運営上、大きな支障をきたしている。「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」において、2,000席規模の施設を設置するためには現地での建替は困難であり、整備候補地は仙台医療センター跡地が適地との見解で一致した。また、「県有施設再編等の在り方検討懇話会」においても、公有地を有効に活用する観点から、利活用が可能な複数の県有地等から優先的に検討を行った結果、仙台医療センター跡地が整備候補地として適地と判断された。その結果を踏まえ、「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」において、県内外の利用者が見込まれる施設として求められる交通アクセスに優れていること、施設に必要な面積が確保できること、周辺施設との連携可能性等を考慮し、仙台医療センター跡地を整備予定地とした。整備予定地は、JR仙石線宮城野原駅と直結していることに加え、仙台駅からも約2kmに位置している。また、国道45号線に近接するほか、仙台東部道路や仙台南部道路の最寄りインターチェンジから近いため、高速道路網による県北・県南地域からのアクセスも容易であり、交通利便性の高い立地である。整備予定地の周辺には、仙台市都市計画マスタープランで「スポーツ交流拠点」に位置づけられている宮城球場、仙台市陸上競技場が立地し、緑の拠点となる榴岡公園が隣接していることに加え、県の広域防災拠点の整備が予定されている。これらの施設と連携することで、広域のかつ多様な交流による機能連携の強化や推進が図られ、新たな賑わいの創出が期待される。以上のことから、仙台医療センター跡地は、広域的なアクセス性が高い点、仙台市において多様な交流と機能連携の推進を目指すエリアにある点、敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点、周辺施設との連携が可能な点が特徴であり、多くの県民や県外からの来訪者が訪れ、滞在し、時間を過ごすことに適した立地と言え、整備予定地として適切である。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

<ul style="list-style-type: none">○ 老朽化の解消及び機能性の向上<ul style="list-style-type: none">集約・複合化施設の整備により、現施設が抱える老朽化に起因した様々な課題を解消することで、両施設のこれまでの取組を発展・強化することができる。○ 集約・複合化による施設規模の適正化<ul style="list-style-type: none">会議室やカフェ等の類似した用途の諸室や共用利用可能な諸室、廊下やトイレ等の共用部
--

- を共有化することにより、施設規模の適正化を図ることができる。
- 施設規模の適正化に伴い、稼働率の向上や施設管理の効率化が図られる。
- 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することによる相乗効果
- 文化芸術に触れる人の増加や裾野の拡大
 - 文化芸術を通じた社会包摂の実現
 - 社会課題解決に関心の高いアーティスト・クリエイターの集積

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- 集約・複合化施設の整備にあたっては、環境評価条例の対象にはならないが、施設の特徴を踏まえ、施設周辺には広場等を整備し、広く県民の利用に供することとする。
- 整備予定地の周辺には医療機関、住宅及び教育施設等が立地していることから、騒音、振動及び渋滞等への配慮が必要となるが、これらの影響が発生しない施設設計及び配置の検討、建築技術の採用等により、対応が可能である。
- 以上のことから、周辺に関する影響は少ないと考える。

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

- 現時点では、特段のリスクは想定されない。

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 A (再掲)	調査費	1 0 1 . 5 百万円
	設計費	9 2 7 . 8 百万円
	工事費	2 4 , 3 0 9 . 8 百万円 (監理費含む)
	その他 (用地費, 負担金等)	0 百万円
	合 計	2 5 , 3 3 9 . 1 百万円
	【財源内訳】	
	一般単独事業債	
	起債	1 8 , 8 2 7 . 0 百万円
	一般財源	6 , 5 1 2 . 1 百万円
	合 計	2 5 , 3 3 9 . 1 百万円
維持管理費 B (再掲)	30年間の維持管理費の累計 <建設後の施設の利用を令和10年~令和39年の30年間と想定>	
	人的経費	5 , 9 1 5 . 0 百万円
	修繕・補修関係経費	1 5 , 1 5 7 . 5 百万円
	※15年目に設備更新, 30年目に大規模改修を予定	
	運営・管理経費	1 2 , 2 0 2 . 8 百万円
	その他 (-)	0 百万円
	合 計	3 3 , 2 7 5 . 2 百万円
	【財源内訳】	
	一般財源	
	合 計	3 3 , 2 7 5 . 2 百万円
合計 A+B (再掲)	5 8 , 6 1 4 . 3 百万円	
	【参考：現在価値換算後】	
	3 7 , 7 5 6 . 9 百万円	
	<割引率1.8%> (30年国債の過去30年平均)	

投入職員数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4～6年度（設計時） 延べ360人（4人×2.5日×36カ月） ※ 消費生活・文化課職員が関係課室，施設利用者及び受注者等との打合せを月2～3日実施を想定 ○ 令和7～10年度（建築時） 延べ480人（4人×2.5日×48カ月） ※ 消費生活・文化課職員が関係課室，施設利用者及び受注者等との打合せを月2～3日実施を想定
関連事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現県民会館の解体・撤去等 実施期間：令和9年度～令和11年度（設計・工事）（予定） 事業費：未定 ○ 集約・複合化施設の開館準備業務 実施期間（想定）：令和10年度（予定） 事業費（想定）：未定

以上のとおり，宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業について県が評価を行った結果，事業の実施は適切と判断した。

附属資料一覧

番号	資料名	頁
1	仙台医療センター跡地 位置図	14
2	仙台医療センター跡地 現況写真	15
3	宮城県民会館 施設概要	16
4	みやぎNPOプラザ 施設概要	18
5	新・宮城の将来ビジョン（令和2年12月策定）抜粋	20
6	新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月）抜粋	22
7	宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（令和3年3月）抜粋	25
8	宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（令和3年3月改定）抜粋	28
9	県有施設等の再編に関する基本方針	33
10	仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想	73
11	PPP・PFI簡易検討調書	127

位置図

付属資料 1





トップページ > 施設のご案内

施設のご案内

施設の概要

昭和39年(1964年)竣工、同年9月1日に開館いたしました。

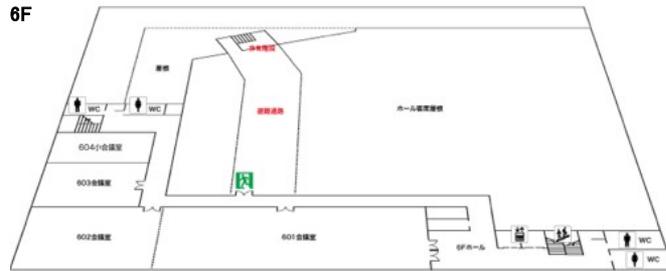
敷地面積	3,627.96平方メートル
建築面積	3,195.27平方メートル
建築総面積	12,470.07平方メートル
構造	鉄骨鉄筋コンクリート・地下1階・地上6階



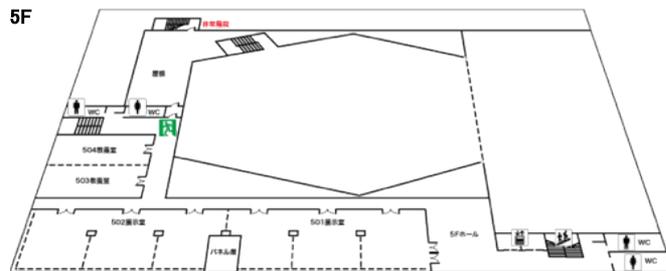
所在地 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-3-7
 連絡先 TEL:022-225-8641 FAX:022-223-8728

フロアマップ

マップ画像のクリックで拡大できます。



- [601 大会議室](#)
- [602 中会議室](#)
- [603 小会議室](#)
- [604 小会議室](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)



- [501 展示室](#)
- [502 展示室](#)
- [503 教養室](#)
- [504 教養室](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)



- [401 中会議室](#)
- [402 リハーサル室](#)
- [403 和室](#)
- [404 和室](#)
- [405 小会議室](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)

3F

- [305 和室](#)
- [ミーティングカルチャールーム](#)
- [拡大画像](#)
- [PDF](#)

すぶ、お手伝い

みやぎNPOプラザは、こうした県内のNPOがより活発に活動できるように、情報の受発信や場所の提供、多様な人との出会いや学びの機会を作り、NPOがよりよい市民社会を構築していけるよう、人と地域をむすぶお手伝いをしています。



サポートプログラム

ツールの作成

●パソコンや印刷機等を利用し、チラシ作成などができるほか、封詰めや梱包などもできる作業室があります。

拠点や設備の提供

●事務所やショップ、レストランなどの活動拠点を構えられるほか、事務業務に必要な、ロッカーやレターケースなどがあります。

●ご利用にあたって

みやぎNPOプラザは、県民の非営利で自発的に行う社会的・公益的な市民活動を総合的に支援するための施設です。そのため、ご利用いただくにあたっては、支援対象や利用内容が要件に該当するか確認し、判断させていただいております。利用要件など、詳しくは、窓口にお問合せください。

みやぎNPO情報ネット

みやぎNPO情報ネットは、NPO・市民活動を支援する情報サイトです。「みやぎNPOプラザ」の講座や利用案内、NPO法人認証団体やNPOのイベントのお知らせ、会員・ボランティア募集、助成金情報など、役立つ情報が満載です。身近な話題いっぱい「スタッフ・ブログ」をむすび日記も開設しています。

<http://www.miyagi-npo.gr.jp>

情報掲載は

E-mail: info@miyagi-npo.gr.jp

FAX: 022-256-0511

県内のNPO支援センター

県内の各地域にも、地域のNPOを支援する施設があります。
お近くの施設もぜひご利用ください。

- 
- 1 気仙沼市民活動支援センター
〒988-8501 気仙沼市八日町1-1-1
気仙沼市役所ワッペン庁舎1階
TEL: 0226-22-6600 (内線337)
FAX: 0226-24-8605
 - 2 栗原市民活動支援センター
〒987-2216 栗原市築館伊豆2-6-1
TEL: 0228-21-2060
FAX: 0228-21-2061
 - 3 とめ市民活動プラザ
〒987-0511
登米市迫町佐沼字南元丁41-5
TEL/FAX: 0220-44-4167
 - 4 大崎市民活動サポートセンター
〒989-6162
大崎市古川駅前大通1-5-18
TEL: 0229-22-2915
FAX: 0229-22-9955
 - 5 石巻市NPO支援オフィス
〒986-0832 石巻市泉町3-1-63
TEL/FAX: 0225-23-3641
 - 6 塩竈市協働推進室
〒985-0052 塩竈市本町9-30
TEL: 022-361-1773
FAX: 022-361-1782
 - 7 多賀城市市民活動サポートセンター
〒985-0873 多賀城市中央2-25-3
TEL: 022-368-7745
FAX: 022-309-3706
 - 8 仙台市民活動サポートセンター
〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-3
TEL: 022-212-3010
FAX: 022-268-4042
 - 9 名取市民活動支援センター
〒981-1232 名取市大手町5-6-1
TEL: 022-382-0829
FAX: 022-382-0841
 - 10 岩沼市民活動サポートセンター
〒989-2433 岩沼市楼2-8-30
TEL: 0223-35-7205
FAX: 0223-35-7265
 - 11 白石市民活動支援センター
〒989-0225 白石市東町1-6-1
TEL: 0224-22-6880
 - 12 みやぎNPOプラザ
〒983-0851
仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
TEL: 022-256-0505
FAX: 022-256-0533

開館時間 平日 9:30~21:30 日・祝日 9:30~17:30
休館日 月曜日(祝日に当たる場合も休館) 年末年始(12月29日~翌年1月3日)
所在地 〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
 TEL: 022-256-0505 FAX: 022-256-0533
 E-mail: npo@miyagi-npo.gr.jp



交通案内 電車: JR仙石線榴ヶ岡駅下車 徒歩7分
 バス: 仙台市営バス、宮城交通「第四合同庁舎前」下車 徒歩3分
 駐車場: 47台(内、車いすマーク駐車スペース2台)
 ※できるだけ、公共交通機関をご利用ください

管理・運営(指定管理者) 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

附属資料 4

人と地域をむ

みやぎNPOプラザ をむすび 案内帳

人をむすぶ
情報をむすぶ
地域をむすぶ
お手伝い。

市民が自発的に知恵と力を合わせて、地域のさまざまな課題を解決するために非営利で活動をしているNPO(Nonprofit Organization)。近年、行政だけでは担いきれなくなってきた市民社会を、共に支える存在として、大きな期待が寄せられています。

みやぎNPOプラザの

情報の提供と発信

- NPOに関する情報を、館内の資料(書籍やファイル等)やインターネット検索で入手できます。
- 情報誌One to Oneやメールマガジンなどで、NPO施策や圏域情報、助成金情報、NPO法人認証団体を紹介しています。
- チラシ・ポスター等の設置や「みやぎNPO情報ネット」に情報掲載の依頼ができます。

講座の開講

- 会計や団体運営などの講座を開催し、NPOに必要な知識や情報を得ることができます。
- NPOの活動が充実するよう、圏域での出前講座などを開催します。

無料相談

- 会計やNPO設立、組織運営など、専門家が無料で相談に応じます。
- 窓口での相談は、随時受け付けています。

圏域NPOの力付け

- 県内各地のNPO同士の連携や交流を図る事業を、開催しています。
- NPO支援センターを対象に、交流や人材育成の機会を提供しています。

場所の提供

- 会議や講座などに利用できる会議室や、打合せや情報収集ができる、フリースペースの交流サロンなどがあります。

施設のご案内

1 NPOルーム



- 大、中、小3タイプの鍵付きの事務室が10室あります。
- 各室に電話回線、およびLAN回線用モジュージャックがあります。

2 研修室・会議室



- 4つの会議室があり、会議や研修会などに利用できます。(運動や演奏などの利用は不可)
- 第3会議室はカーペット敷で、託児などにも使えます。

3 共同作業室



- 印刷機、カラーコピー機(A3まで/有料)、紙折り機、裁断機、電動パンチ、シュレッダーがあり、チラシやニュースレターなどの作成ができます。
- 印刷機は1製版あたり2000枚までで、1日トータル6000枚(両面印刷の場合は3000枚)が限度です。用紙はご持参ください。

4 ロッカールーム



- 書類や備品を収納保管できる、大、小2種類のロッカーを有料で貸し出しています。暗証番号式鍵のため、会員の皆さんで利用できます。

5 NPOショップ



- NPO・市民活動団体が取り組む、コミュニティビジネスのスペースです。常設ショップ2区画と短期ショップ1区画があります。

9 玄関ホール



- NPOのニュースレターやチラシ等を設置しています。

6 交流サロン



- 打ち合わせ、簡単な作業などに、予約なしで無料で利用できる、フリースペースです。
- NPOに関するさまざまなパンフレットやチラシを設置、掲示しています。
- NPO法人や法人認証申請団体の資料、NPOに関する書籍等はサロン内で閲覧できます。
- NPOに関する情報収集や、書類作成などに使用できるパソコンも、無料(受付要・1時間まで)で利用できます。

7 受付・相談コーナー

- プラザの総合窓口です。会議室等の貸室、チラシ・ニュースレターの設置、印刷機や備品などの各種利用申込はこちらへどうぞ。
- NPOについての質問やご相談も、気軽にスタッフにお声がけください。



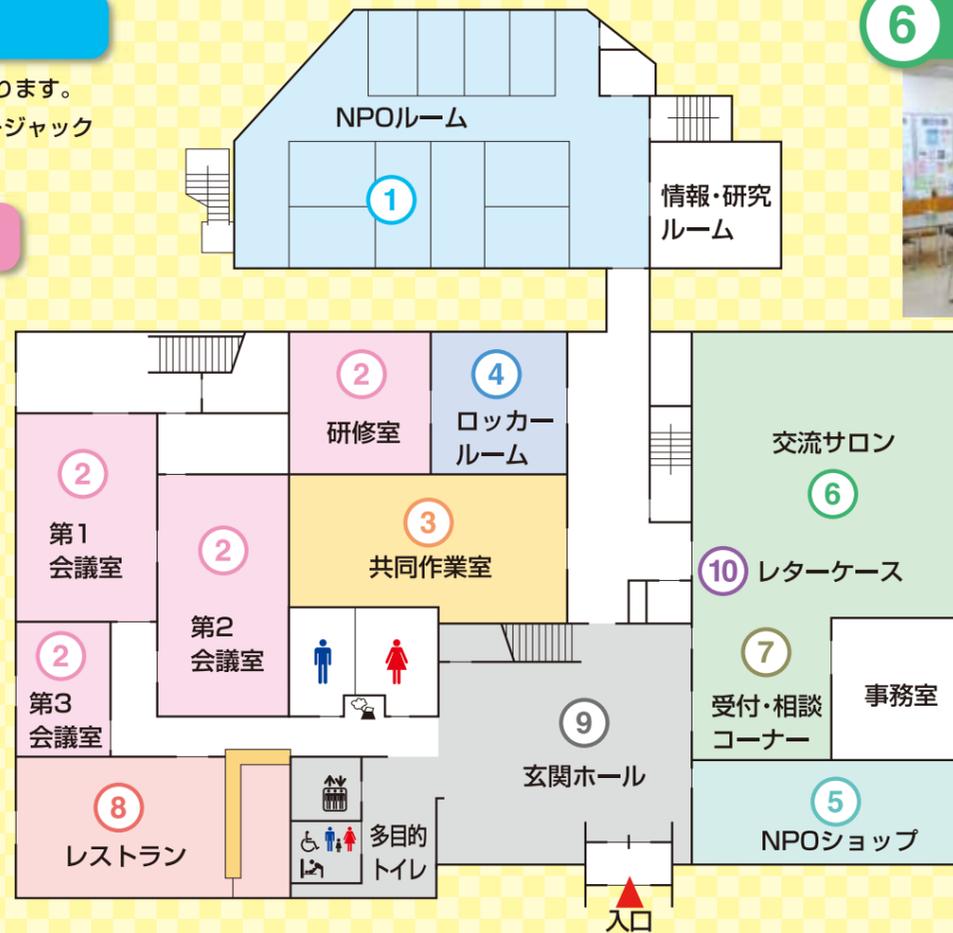
8 レストラン

- NPOが運営するレストランです。

10 レターケース



- 私書箱となるレターケースをNPOに無料で貸し出し、郵便、FAXの取次ぎを行っています。



活動のお手伝い

貸室

- 申込受付時間(休館日を除く)【窓口】9時30分～閉館時間【電話・FAX・メール】10時～閉館時間
- 利用日の3ヶ月前より、窓口、電話、FAX、メールにて予約を受け付けます。予約をした日から10日以内に、窓口で利用料をお支払ください。期限内に手続きがない場合は、無効となります。
- 第2会議室のみ、分割で利用できます。(分割利用の予約受付は1ヶ月前から)
- 申込手続き後の利用日の変更は、前日までに連絡の場合、1回のみ可能です。

- 手続き後のキャンセルの場合、返金いたしません。

●利用料金

貸室名	定員	料金(時間)
研修室	21	300円
第1会議室	42	400円
第2会議室(全面)	42	400円
第2会議室(分割)	18	200円
第3会議室(和室)	20	200円

NPOルーム、常設・短期ショップ、レストラン

NPOルーム、常設ショップ、レストラン

空き室が出る際に使用団体を公募します。募集要項に沿ってお申し込みください。使用団体は選考審査で決定します。

短期ショップ

短期ショップは6日以上2ヶ月まで使用でき、その後は他に使用申し込みがない場合に限り、通算6ヶ月まで延長可能です。使用団体は随時募集していますので、所定の用紙でお申し込みください。

●利用料金

部屋名	広さ	料金(月)
NPOルーム事務室大	約18㎡	18,500円
NPOルーム事務室中	約9㎡	9,200円
NPOルーム事務室小	約4㎡	4,100円
レストラン	約75㎡	15,400円
常設ショップ	約10㎡	10,200円
短期ショップ	約5㎡	200円/日
LAN	1回線	1,000円

※レストランの水道光熱費は別途。

ロッカー・レターケース

ロッカー

募集期間中に所定の用紙でお申し込みください。申込多数の場合は抽選により選考します。

レターケース

所定の用紙でお申し込みください。定員に達し次第、締め切ります。

※毎年3月に次年度の使用団体を募集します。空きがある場合は、年度途中で申し込み可能です。詳しくは窓口まで、お問合せください。

●利用料金

設備	サイズ	数量(個)	料金(月)
ロッカー大	W42cm×D42cm×H97cm	30	500円
ロッカー小	W41cm×D49cm×H41cm	20	200円
レターケース	A4サイズ 深さ7cm	60	無料

貸出備品

- 使用申し込み方法は貸室と同様です。
 - 支払済の利用料は返金いたしません。
- ※申込手続きなどの詳細は、窓口までお問合せください。

●利用料金

備品	受付	使用料
印刷機	要	100円/製版1回
カラーコピー機	不要	モノクロ10円/枚、カラ-50円/枚
マイク	要	100円/時間
OHP	要	100円/時間
プロジェクター	要	100円/時間
スクリーン	要	100円/時間
DVDデッキ	要	100円/時間
ビデオデッキ	要	100円/時間

政策推進の基本方向3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

2030年には、地域独自の魅力が磨かれ、「宮城県に住んで良かった」と思う人が多数を占めており、それが移住・定住につながり、社会減の進行に歯止めをかけることで、持続可能な地域社会の形成が進んでいます。

つくる5

いきいき

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる

年齢・性別・国籍等に関わらず多様な主体がいきいきと社会に関わることができる環境を整え、社会参画を促すとともに、様々な交流や特色ある地域活動等を促進します。あわせて、文化芸術・スポーツなど、県民の活動や学びのための場や人づくりを進め、それぞれの豊かな暮らしや地域の活性化につなげます。



首都圏における移住フェアでの地域の魅力発信



外国人技能実習生と地域との交流



県民が文化芸術に触れる機会を提供する芸術銀河（みやぎ県民文化創造の祭典）

取組 10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

つくる6

安全安心

(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる

暮らしに必要な保健福祉や防犯などの基礎的な機能やサービスについて、地域の実情や社会の変化に対応し、関係機関や地域等が連携し、持続的なサービスの提供体制を構築するなど、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会をつくります。



交流しながらレクリエーションを楽しむ高齢者



障害のある方の介護現場での活躍



市町を跨ぐ広域路線バスと町内循環バス（女川町）

取組 12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

取組 13 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

取組 14 暮らし続けられる安全安心な地域の形成

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

【現状・課題】

- 文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるほか、様々な施策との有機的な連携によって地域力の向上を図り、心のケアや地域コミュニティの再生などの社会的課題の解決につなげていくことが必要とされています。
- 我が県はプロスポーツチームが多数存在するなど、県全体でスポーツを楽しむ環境があるものの、子どもから大人まで、個々人が主体的にスポーツに親しむ機会は必ずしも多くはありません。
- 生涯学習は、時代の変化に応じた新たな知識の習得、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指して自発的に行うものであり、家庭・職場・地域において、共に学び、協力して学習することのできる環境整備が求められています。

【目指す宮城の姿】

- 多くの人々が文化芸術に触れ、気軽に携わることができるだけでなく、文化芸術の持つ力が多方面へ作用し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、様々な分野に良い影響を与えています。
- 誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送ることができるとともに、関わり方や楽しみ方が多様化し、スポーツを通じた様々な交流が県内各地で活発に行われています。
- あらゆる世代が充実した生活を送り、新しいことにチャレンジできるよう、それぞれのライフステージにふさわしい学びができる機会が充実しており、その成果が社会に生かされています。



【実現に向けた方向性】

- ◇ 芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◇ 文化芸術やスポーツの持つ力を、教育の充実や観光の振興、地域活性化などに最大限活用します。
- ◇ 働く人や高齢者、障害者等、様々な人の生涯にわたるスポーツ活動の推進や、スポーツを身近に感じる環境づくりを進めます。
- ◇ 全国的・国際的なスポーツ大会で活躍できる人材を育成します。
- ◇ 大学などの教育機関による学びなおしの機会提供や、図書館、公民館等の社会教育施設と住民との連携等による学びの活性化を促進します。

3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越え地域の活力を維持し、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を目指します。

このため、政策推進の基本方向のひとつとして「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」を掲げ、以下の2つの分野、5つの取組を進めます。また、これらの取組の成果を総合的に把握するための指標を3つ設定しました。

(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる	
取組 10	就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進
取組 11	文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興
(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる	
取組 12	生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供
取組 13	障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現
取組 14	暮らし続けられる安全安心な地域の形成

目標指標 (数値目標)	初期値	目標値	
人口の社会増減 (人)	-1,983 人 (R1 年)	0 人 (R6 年)	0 人 (R12 年)
暮らしの満足度 (宮城で暮らして良かったと思う県民の割合) (%)	86.8% (R2 年)	88% (R6 年)	90% (R12 年)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均) (年)			
男性	72.39 年 (H28 年度)	73.21 年 (R6 年度)	73.76 年 (R12 年度)
女性	74.43 年 (H28 年度)	75.25 年 (R6 年度)	75.78 年 (R12 年度)

取組 11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興

11-1 文化芸術の振興

- ① 県民が主体となって行う文化芸術活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、地域文化の成り立ちや魅力を伝える啓発活動を実施します。
- ② 学校教育や社会福祉等と連携し、子どもから大人まで、高齢者・障害者の文化芸術活動の充実を図るとともに、新しい県民会館等の整備や美術館のリニューアルを進め、あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくりに努めます。
- ③ 県民に芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、県内の芸術文化活動を支援します。
- ④ 美術館において、展示事業、創作室等を活用した教育普及活動の充実を図ります。
- ⑤ シニア美術展の開催を通して、創作作品を募集・展示し、高齢者の文化活動を推進します。
- ⑥ 美術・演劇・音楽等の創作活動に取り組む障害者に作品発表の場を提供すること等を通して、障害者による文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

11-2 文化芸術やスポーツの多方面への活用

- ① 観光、まちづくり、国際交流、教育、福祉、産業等の分野と連携した文化芸術施策の展開により、様々な社会課題を解決し、地域力の向上に努めます。
- ② 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域資源である文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。

11-3 生涯スポーツの振興

- ① 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣等や、宮城県シニアスポーツ大会の開催により、高齢者の生きがいと健康づくりを促進します。
- ② 幅広い年代の県民にスポーツ活動の機会を提供するため、地域におけるスポーツイベントを開催するとともに、県民がいつでも好きなスポーツに取り組めることを目指し、総合型地域スポーツクラブの創設及び育成を支援します。
- ③ 障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成確保し、障害者スポーツへ参加する機会の充実を図ります。

11-4 スポーツで活躍できる人材の育成

- ① スポーツ団体と連携して、優れた素質をもつジュニアアスリートを発掘・育成するとともに、ジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図ります。
- ② 次代を担う指導者の人材確保及び指導力向上を目的とした研修会等を開催するとともに、トップアスリートの指導ができる中核指導者の育成を支援します。

11-5 様々な機会の学びの活性化

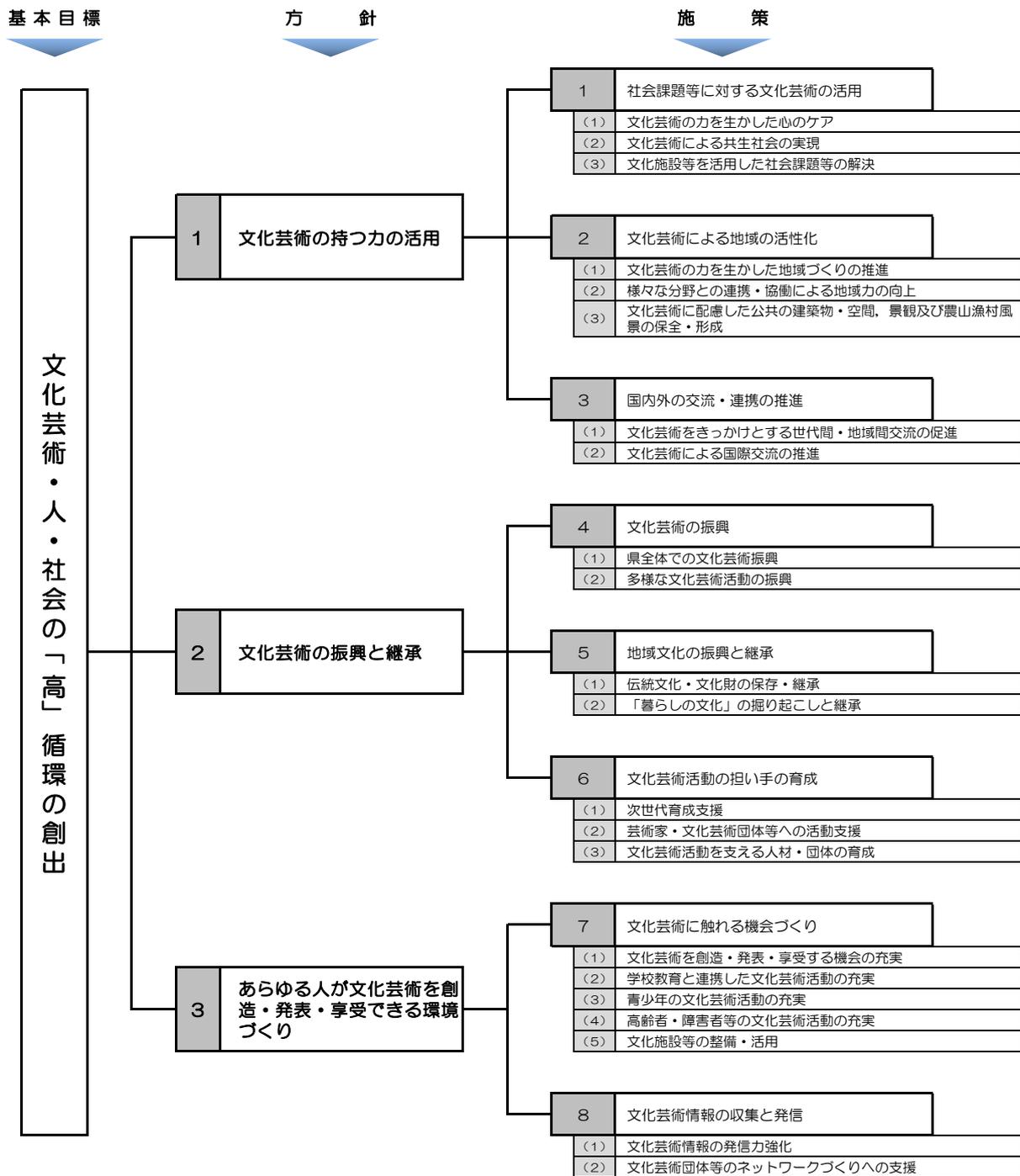
- ① 高齢者の学習ニーズに応えるための学習の場（宮城いきいき学園）の提供を通して、地域社会の発展に寄与できる高齢者の地域リーダーとなる人材の育成と社会貢献活動への参加を促進します。
- ② 自然の家において地域活動の受入れや出前講座を積極的に行い、地域力の向上を図ります。
- ③ 県民一人ひとりが、生涯にわたり学び続けられる環境を整えるため、学習・実践活動等の情報を整理した生涯学習プラットフォームを整備していきます。
- ④ 学校や社会教育施設、NPO等の関係機関との連携・協力のもと、多様な学習機会の提供のほか、生涯学習を推進する人材の育成を進めていきます。

目標指標 (KPI)	初期値	目標値
みやぎ県民文化創造の祭典参加者の意識の変化 (%)		
文化芸術が身近な所で様々な分野に活用され地域の活性化に役立っていると思う人の割合	27.5% (R2 年度)	60% (R6 年度)
不安を抱える方々の心のケアのために文化芸術の果たす役割が大切だと思う人の割合	66.5% (R2 年度)	80% (R6 年度)
総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率 (%)	77.1% (R2 年度)	100.0% (R6 年度)
生涯学習プラットフォーム閲覧数 (セッション数) (件)	- (R3.1月より公開)	48,000 件 (R6 年度)
市町村社会教育講座の参加者数 (人口千人当たり) (人)	744 人 (H30 年度)	756 人 (R6 年度)

第5章 施策展開

本章は方針を実現するために、今後取り組んでいくべき項目を施策として取りまとめたものです。

施策体系図



方針1 文化芸術の持つ力の活用

2 文化芸術による地域の活性化

(2) 様々な分野との連携・協働による地域力の向上

- ① 観光、まちづくり、国際交流、教育、福祉、産業等様々な分野と連携した文化施策を展開し、地域力の向上に努めます。
- ② 文化芸術に関する製品及びサービス、文化芸術的な付加価値を有する服飾及び装飾品などの関連産業の振興と発信力の向上に努めます。
- ③ 歴史的街並みや現代アートなどを活用した観光産業の振興に努めます。
- ④ 映像、音楽、アニメーション等のコンテンツ産業の振興に努めます。
- ⑤ 大学、企業等との連携により、文化に関する新産業の創出のほか、経営面及び技術面での助成支援に努めます。

取組事例

- 先進的文化芸術創造拠点形成事業 【消費生活・文化課】
- 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の運営【共同参画社会推進課】
- 障害者芸術文化活動支援事業 【障害福祉課】
- 伝統的工芸品産業振興費補助金 【新産業振興課】
- みやぎデジタルフォトライブラリー 【観光課】
- SNSやVRなどを活用した観光資源の魅力向上 【観光課】
- 大型観光イベントへの支援 【観光課】
- 外国青年招致事業 【国際企画課】
- むらまち交流拡大推進事業 【農山漁村なりわい課】
- 文化財の観光活用による地域交流の促進事業 【文化財課】

方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

7 文化芸術に触れる機会づくり

(5) 文化施設等の整備・活用

- ① 他の公共施設等と同様に老朽化が進む文化施設において、将来の利用需要や新たなニーズを踏まえた施設の在り方を検討し、適切な整備に努めます。
- ② 文化施設を県民により身近で利用しやすい場所とするため、公立文化施設の企画力やマーケティング能力、事業遂行能力の向上とともに、県民との協働企画など、県民ニーズに応じた多様な企画が推進されるよう努めます。
- ③ 文化施設間の連携を進め、事業の共同化など連携体制の構築に努めます。
- ④ 地域に根ざした個性ある展示企画の促進を図り、多様な創作活動や鑑賞・発表の場の拡充促進に努めます。
- ⑤ 学校教育と社会教育の連携を図り、施設の効率的な活用により、生涯学習の充実に取り組みます。
- ⑥ 児童館・公民館など、県民に身近な施設が文化芸術活動拠点として活用されるよう努めます。

取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 慶長使節船ミュージアム管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の展示事業） 【生涯学習課】
- 美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の収集、保存事業） 【生涯学習課】
- 東北歴史博物館企画展示事業 【文化財課】
- 展示施設としての児童館・公民館等の活用
- 新たなニーズに対応した文化施設の整備

る中、NPOはオンラインでの会議などICT^{※6}を活用した様々な取組を先駆的に行ってきました。一方で、市民に寄り添いながら状況に応じて対面での人と人との交流による活動も継続しています。

NPOの有するこのような先駆性や柔軟性は、多様化・複雑化しつつある社会課題の解決にとって重要な要素であり、今後、行政をはじめとする多様な主体との協働の中に取り込んでいくことが求められています。

第2節 基本計画における基本理念

前計画（第4次）の基本理念である「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を基本的に継承しつつ、変化し続ける社会に柔軟に対応していくため、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。

第3節 基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を掲げます。

1 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促す情報発信を行います。また、NPOが自立して継続的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。

2 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

NPO活動が県内全域で展開されるよう、NPO活動を促進するための体制整備として、中核機能拠点であるみやぎNPOプラザの一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組及び連携を推進します。また、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築します。

※6 ICT…Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で情報通信技術のこと。従来から使われていたIT（information Technology, インフォメーション・テクノロジー）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉です。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであるソーシャルメディアもこれにあたり、ICT活用による人と人とのつながりの創出や、身近な人々とのつながりの補完、地域内の共助促進などが期待されています。

第4章 施策と事業

第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。

基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

第1節 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化

施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します

1 NPO活動への社会の理解と参加促進

(1) ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進

企業・行政・市民それぞれの立場を越えた人的交流や、市民セクターを支える資金の流動を図るため、ボランティア活動に参加する側と受け入れる側とのコーディネートを行う機能の強化や寄附に関する情報発信、学校教育や社会教育など教育活動の中でのボランティアや寄附への関心や理解をより深める取組の実施及び社会人の様々なスキルや経験を生かしたプロボノの有効性や社会貢献効果等に関する情報の発信などの取組を推進します。また、受け入れる側についても、情報公開の責任を果たすため、ボランティアや寄附に関する事項などについての積極的な情報発信や情報公開に関する意識の向上や体制の整備が求められていることから、それらを促進する取組を進めます。

(2) NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供

NPOに対する社会の理解と多様な人々のNPO活動への参加を促進するため、みやぎNPOプラザによる資料やパンフレットの発行等、みやぎNPO情報ネット^{※7}やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)^{※8}等のICTを活用した情報発

※7 みやぎNPO情報ネット…みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された、情報提供サイト。NPO施策やNPO活動紹介、ボランティア・マッチング情報、助成情報など、NPOに関する情報を掲載しています。

※8 ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)…英語表記ではSocial Networking Serviceで、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスをいいます。

る講座、他のNPO活動の状況など、NPOが必要とする情報について、みやぎNPO情報ネットや情報誌に掲載するとともに、ICTを積極的に活用した情報発信を行います。

(4) 認定NPO法人への移行促進

認定NPO法人は高い公益認定の基準に適合しなければならないため、社会的信頼が増すとともに、寄附金控除や損金算入限度額の拡大、寄附分の相続税非課税などの税制優遇制度があるため、寄附金が集めやすくなるなどのメリットがあります。NPOがこれらの制度を活用して寄附を募ることができるように、認定NPO法人について市民・企業及びNPOへ周知し、認定NPO法人の申請や運営に関する相談を実施するなど、認定NPO法人に移行しやすい環境づくりに努めます。

第2節 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備

施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します

1 みやぎNPOプラザの機能の充実

(1) 基盤整備機能

① 情報収集・提供機能

みやぎNPO情報ネットを運用するとともに必要に応じて改修します。また、情報誌の発行、みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信します。

② 相談・コーディネート機能

法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施します。研修については、NPOのニーズに応じ人材育成等を含めるなど、研修内容の充実を図ります。また、市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。さらに、様々な世代が時間や場所を気にせずに参加できるよう、ICTを積極的に活用して、NPOに関する講座等を実施し、NPO活動への参加に結び付けていきます。

③ 調査研究機能

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

④ 活動拠点等の提供機能

NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間のネットワーク及びNPOと各種団体とのネットワークの形成を促進します。また、常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援します。

(2) 広域的促進機能

みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、各地域における講座やイベントの開催など多くの市民が参加できる学習機会を提供し、広域的なNPO活動の促進を図ります。また、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、オンライン会議の活用やアウトリーチによる連携・協力を推進します。また、NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組みます。さらに、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制についての検討を進めます。

(3) NPO主体の運営

みやぎNPOプラザは、現在、NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営されています。その管理運営と事業の推進については、学識経験者やNPO関係者等からなる宮城県民間非営利活動プラザ運営評議会が設置され、審議が行われていますが、引き続き、みやぎNPOプラザの機能が十分に発揮されるよう、NPO及びその活動に対する支援の在り方について検証・検討を行います。また、NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即したより質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営を推進します。

2 NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化

(1) 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携

① 連携・協働体制の構築

各地域において様々なNPO活動の促進に関する施策が実施されるよう、地域におけるNPOのサポート役である市町村のNPO支援施設等の機能強化を支援するとともに、みやぎNPOプラザを中核とする連携・協働体制を構築します。

② NPO支援施設を対象とした研修等の実施

NPO支援施設の支援力向上のためNPO支援施設職員を対象とした人材育成研修や、県内の中間支援組織、NPOを対象にニーズを踏まえた協働事業を実施します。

③ NPO支援体制が未整備な地域に対する働きかけ

NPO支援体制が未整備な地域については、市町村に対してNPO活動の促進

に関する施策等について必要な情報提供等を行うとともに、NPOと市町村との連携・協働による地域課題の解決に向けた話し合いの仕組みづくりを支援します。

(2) 中間支援組織への支援

NPOが継続的かつ効果的に事業を展開していくためには、事業と組織のマネジメントに関するノウハウが必要であり、これらのノウハウを持つ中間支援組織の役割が重要になります。

そこで、それぞれの中間支援組織の自主性を尊重しながら、その運営力強化につながる取組やネットワーク化への支援を行います。

第3節 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します

1 NPOと行政との協働の推進

(1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進

① 政策プロセスへの参加促進のための情報公開

政策の立案や事業の実施、結果の評価など政策プロセス全般において、市民やNPOが参加できるよう情報の公開及び提供を推進します。

② 政策立案への参加機会の拡充

パブリックコメント等、多様な方法を通じて、市民及びNPOから意見や情報を提供してもらうなど、政策提案を促すことにより、政策立案への参加の機会を拡充します。

③ 各種審議会委員の公募の推進

政策や事業に市民及びNPO関係者の意見が反映されるよう、各種審議会委員の公募を推進します。

(2) 協働の推進

① 多様な協働の推進

住民サービスを提供するパートナーとして、NPOとの連携・協力を深め、補助・助成や共催、後援、業務委託、情報提供、政策プロセスへの参加など、様々な形態の協働を推進するとともに、その実績等を公表することにより、情報の共有を図ります。また、NPOや企業等に様々な協働の取組を紹介していくことで、多様な主体との協働を進めていきます。

県有施設等の再編に関する基本方針

令和2年3月

宮城県

目次

第1章	はじめに	1
1	公共施設の現状	1
(1)	宮城県の公共施設を取り巻く社会情勢	1
(2)	国や地方公共団体の動向	2
2	県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨	3
第2章	検討の対象とした県有施設等	4
1	対象施設の抽出方法	4
2	各施設の概要	4
3	施設の位置	8
第3章	県有施設等の再編方針	9
1	再編の基本的な考え方	9
2	各施設の再編方針	9
3	再編のイメージ	16
第4章	集約・複合化を図る施設	17
1	仙台医療センター跡地での集約等	17
(1)	計画地概要	17
(2)	集約・複合化のねらい・効果等	18
(3)	県の関連計画等	19
(4)	敷地配置のイメージ	20
(5)	他地方公共団体等における類似事例	21
(6)	今後検討・整理すべき事項	23
2	現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地での集約等	25
(1)	計画地概要	25
(2)	集約・複合化のねらい・効果等	25
(3)	県の関連計画等	26
(4)	今後検討・整理すべき事項	26
第5章	今後の展開	28
参考資料		29
1	県有施設再編等の在り方検討懇話会	29
2	利活用可能な県有地	31

第1章 はじめに

1 公共施設の現状

(1) 宮城県の公共施設を取り巻く社会情勢

① 宮城県の公共施設の状況

宮城県の公共施設整備は、昭和の高度成長期から増加し、バブル崩壊後には激減している。旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えている。

人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、宮城県の公共施設（公用施設及び公共用施設）の更新等にかかる費用の推計は、平成28（2016）年度からの40年間で総額約1兆2,394億円（年平均309億円）になるとされている。また、道路や橋梁、河川管理施設、ダム、水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり、今後更新等の必要が生じることから、将来の一層の厳しい財政状況が想定される。

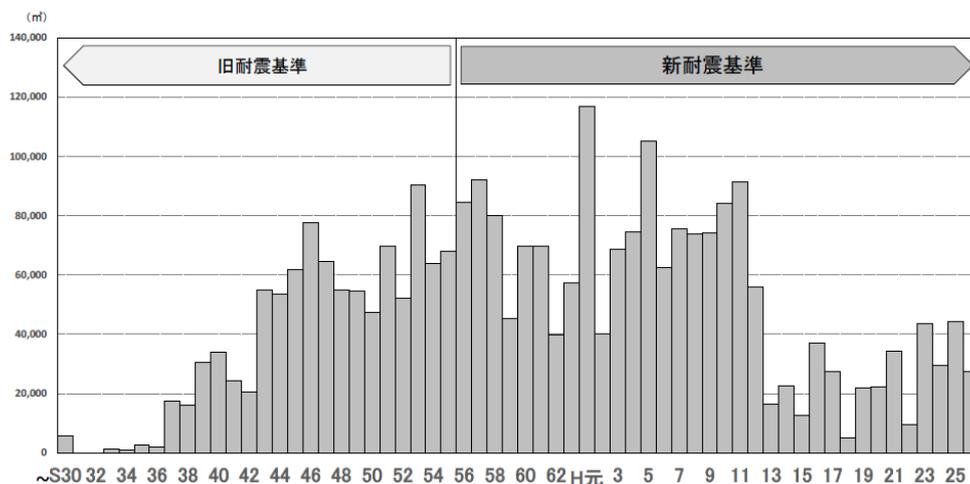


図1 建築年度別の延床面積の推移（出典：「宮城県公共施設等総合管理方針」）

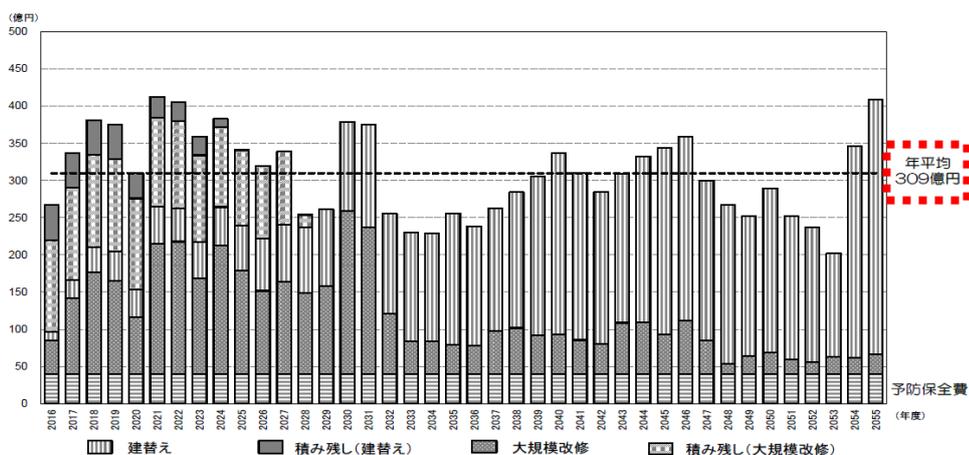


図2 公用・公共用施設に係る更新等費用推計額※1・2（出典：「宮城県公共施設等総合管理方針」）

※1 『宮城県公共施設等総合管理方針』における予防保全費をかけ、耐用年数が30%伸びるように長寿命化し、同一延床面積で更新する場合の推計値。予防保全費とは、点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するための経費。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）における耐用年数。

※2 積み残し：平成27年3月31日時点で、既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。

② 人口減少・少子高齢化

宮城県の人口は、平成12（2000）年の約236万5千人をピークに減少に転じており、令和27（2045）年には180万9千人となり、平成27（2015）年と比較し約22%の減少となることを見込まれている。また、65歳以上の人口割合も既に全体の4分の1を超え、同じく令和27（2045）年には約40%に達する見込みであるなど、人口減少・少子高齢化が進行していくと予測される。

人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されるほか、高齢化、共働き世帯の増加、情報化社会の更なる進展等の社会状況やライフスタイルの変化に伴う、県民ニーズの多様化・複雑化により、活用しにくい施設の発生やこれまでの公共施設によるサービス提供にとらわれない、新たなニーズに応える必要性が高まっている。

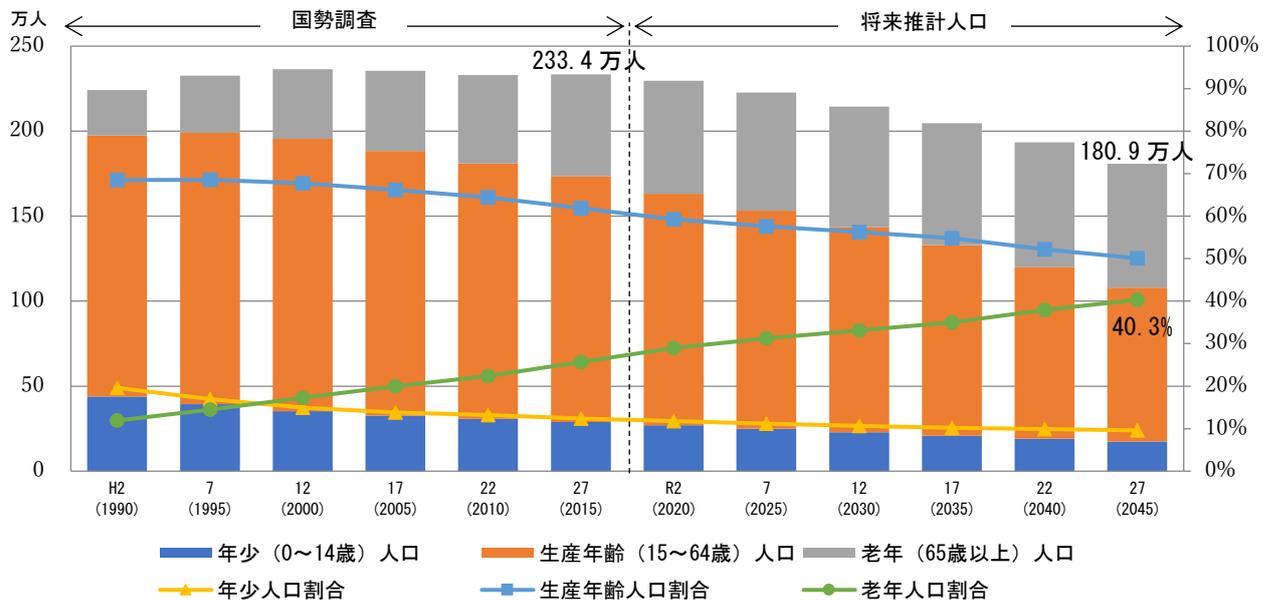


図3 宮城県人口の推移及び今後の予測※

※ 平成27年度までは国勢調査の結果、以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30（2018）年推計）による。

(2) 国や地方公共団体の動向

これらの社会情勢を踏まえて、国はインフラの戦略的な維持管理・更新などを推進するための「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定し、地方公共団体による公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定を促進している。また、平成29年には、「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、公共施設等の適正管理や防災・減災対策のために、財政面からも支援を行っている。

全国の地方公共団体においては、財政的に厳しい中、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎える状況にあり、公共施設等総合管理計画や個別施設計画を策定し、廃止・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより公共施設等の最適な配置の実現に向け取り組んでいるところである。

2 県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨

1のような現状を踏まえ、本県では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を定め、概ね、令和2年度までを目標に個別施設計画を策定することとしているが、今後、建替えや大規模修繕を行うに当たっては、各施設の個別の検討だけではなく、施設総量の適正化の意識を持ち、県として全体的な視点に立った上で、それぞれの施設の将来的な方向性を検討する必要がある。

このため、県では、震災復興・企画部が中心となり、県有施設の中でも、老朽化が進行し、建替えや大規模修繕等の対応が見込まれる具体的な施設を抽出（第2章を参照）し、施設を所管する部局（総務部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、教育庁）と協議・調整を行ったほか、有識者等6名で構成される「県有施設再編等の在り方検討懇話会」（参考資料の1を参照）を開催して、構成員から意見を聴取した上で、「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定した。これは、「宮城県公共施設等総合管理方針」で示された基本方針を前提とし、集約・複合化を含めた施設の再編について、所管部局を横断した全体的な検討を踏まえた当該施設の将来的な方向性を示すものである。

今後、「県有施設等の再編に関する基本方針」を踏まえ、個別施設計画の策定又は見直しを行うこととする。

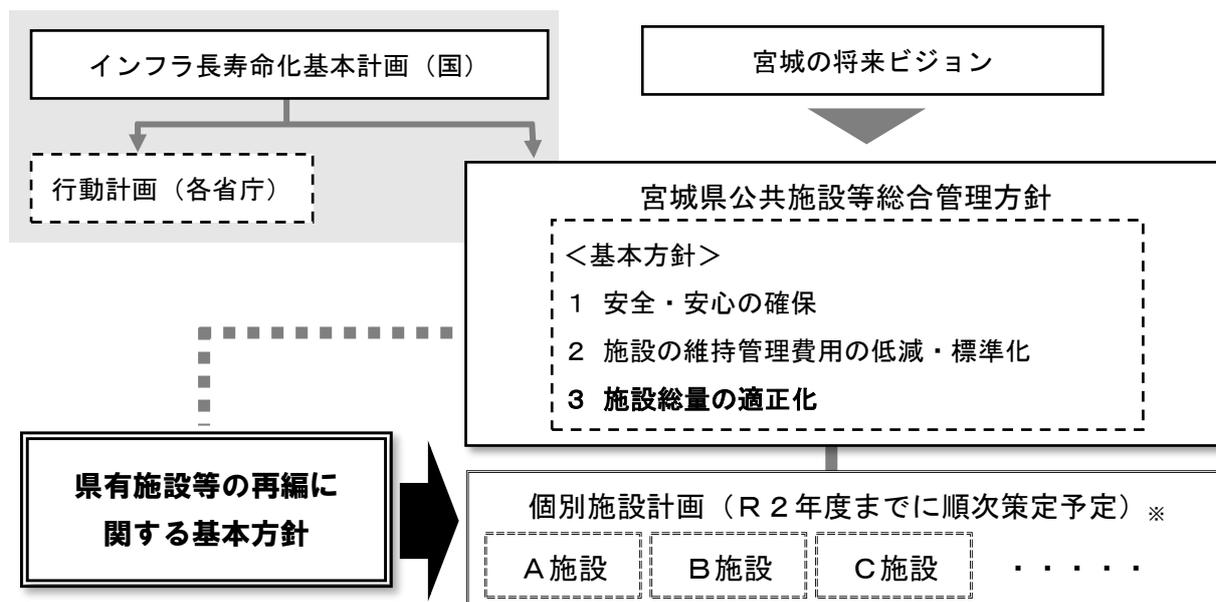


図4 本基本方針の位置付け

※ 原則、施設類型小分類ごとに策定する。

第2章 検討の対象とした県有施設等

1 対象施設の抽出方法

「宮城県公共施設等総合管理方針」の施設類型における「公共用施設」に該当する施設（学校及び公営住宅を除く。）のうち、老朽化に伴い、今後、大規模修繕・改築・移転等が想定される、概ね築30年以上が経過した仙台市内及び仙台市近郊に所在する県有施設※を中心に、施設の所管部局の意向を確認した上で、再編の検討を行う施設を抽出した。

なお、エスポールみやぎ（宮城県青年会館）については、（一財）宮城県青年会館が所有し、管理運営を行っている施設であるが、同様に老朽化が進んでいることから、青年団体の活動拠点として公共性の高い施設であることや県有地に立地していることなどを踏まえ、検討の対象とした。また、宮城県若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）については、現在、民間ビルの一室を賃借し設置しているため、老朽化した県有施設等に該当しないものの、賃借料や広さに課題があることから、今回の機会を捉え、再編の検討を行うため、対象に加えたものである。

※ 県が所有又は区分所有しているもので、外郭団体等に貸与している施設を含む。

2 各施設の概要

- ① 本町第3分庁舎【宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）・宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】

所在地	仙台市青葉区本町三丁目1-6		
建築年月	昭和39年6月	延床面積	1,375㎡
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,222㎡
階数	地上4階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	【宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）】 会議室・研修室・相談室 等 【宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】 執務室・会議室 等		
主な利用者	【宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）】 聴覚障害者及びその家族・手話通訳者 等 【宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】 県職員 等		

- ② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）

所在地	仙台市青葉区国分町三丁目3-7		
建築年月	昭和39年9月	延床面積	12,470㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積	約3,627㎡
階数	地上6階/地下1階	耐震化の有無	平成19年に耐震補強済
主な諸室機能	ホール（舞台、客席、楽屋）・会議室・教養室・展示室・リハーサル室 等		
主な利用者	一般県民・県外からの利用者 等		

③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）【宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）・教育庁文化財課分室・宮城県婦人会館】

所在地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5		
建築年月	昭和42年11月	延床面積	5,221㎡
構造	本館：鉄筋コンクリート造 書庫：鉄筋コンクリート造	敷地面積	約4,942㎡
階数	本館：地上3階／地下1階 書庫：地上3階（5層式）	耐震化の有無	平成12年に耐震補強済
主な諸室機能	【宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）】 会議室・交流サロン・レストラン・事務室・書庫・倉庫 等 【教育庁文化財課分室】 事務室・調査室・作業室・書庫・収蔵庫 等 【宮城県婦人会館】 研修室・事務室・倉庫 等		
主な利用者	【宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）】 民間非営利活動団体・一般県民 等 【教育庁文化財課分室】 県職員 等 【宮城県婦人会館】 婦人会等の女性団体・一般県民 等		

④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）

所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目5-1		
建築年月	昭和52年9月	延床面積	2,308㎡
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約4,827㎡
階数	地上4階／地下1階	耐震化の有無	耐震診断未実施
主な諸室機能	会議室・研修室・宿泊室・事務室 等		
主な利用者	学校関係・一般県民（企業等） 等		

⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目7-3		
建築年月	昭和55年1月	延床面積	921㎡
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,865㎡
階数	地上3階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	会議室・研修室・相談室 等		
主な利用者	ひとり親及び寡婦，その子ども 等		

⑥ 宮城県第二総合運動場

所在地	仙台市太白区根岸町15-1		
建築年月	武道館：昭和56年3月 遠的弓道場：平成11年3月 近的弓道場：平成11年11月 合宿所：平成4年3月	延床面積	7,526㎡
構造	武道館：鉄骨鉄筋コンクリート造 遠的弓道場：鉄骨造 近的弓道場：木造一部鉄骨造 合宿所：鉄骨造	敷地面積	約13,752㎡
階数	武道館：地上5階 遠的弓道場：地上1階 近的弓道場：地上1階 合宿所：地上2階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	柔道場・剣道場・弓道場・会議室・研修室 等		
主な利用者	武道愛好家・文化スポーツサークル・学校関係（部活動） 等		

⑦ 宮城県美術館

所在地	仙台市青葉区川内元支倉34-1		
建築年月	本館：昭和56年8月 佐藤忠良記念館：平成2年6月	延床面積	15,203㎡
構造	本館：鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 佐藤忠良記念館：鉄筋コンクリート造	敷地面積	約34,517㎡
階数	本館：地上2階／地下1階 佐藤忠良記念館：地上1階／地下1階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	展示室・講堂・創作室・県民ギャラリー・レストラン・ショップ・図書室・映像室・収蔵庫・学芸員室 等		
主な利用者	一般県民・県外からの利用者・学校関係 等		

⑧ 多賀城分庁舎

所在地	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
建築年月	昭和58年5月	延床面積	2,905㎡
構造	事務所：鉄筋コンクリート造 車庫（5棟）：鉄骨造 無線局舎：鉄筋コンクリート造	敷地面積	約6,468㎡
階数	事務所：地上3階 車庫：地上1階（4棟）、 地上2階（1棟） 無線局舎：地上2階	耐震化の有無	新耐震基準により設計
主な諸室機能	事務室・作業室・倉庫 等		
主な利用者	団体職員・県職員 等		

⑨ 宮城県商工振興センター

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目14-3		
建築年月	昭和63年3月	延床面積	3,797㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,242㎡ ※県を含む3者共有地
階数	地上3階/地下1階	耐震化の有無	新耐震基準により設計
主な諸室機能	事務室・作業室・倉庫・資料室 等		
主な利用者	団体職員 等		

⑩ みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

所在地	仙台市青葉区中央1-2-3（民間ビルの一室を賃借）		
建築年月	—	延床面積	198㎡
構造	—	階数	—
耐震化の有無	—		
主な諸室機能	待合スペース・相談スペース・セミナースペース 等		
主な利用者	一般県民（主に15～44歳） 等		

注）施設概要は築年月順に記載している。

3 施設の位置

①本町第3分庁舎



④エスポールみやぎ（宮城県青年会館）



※出典：エスポールみやぎ（宮城県青年会館）ホームページ

⑨宮城県商工振興センター



⑤宮城県母子・父子福祉センター



⑧多賀城分庁舎



⑦宮城県美術館



②宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）



③榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）



⑥宮城県第二総合運動場

※出典：宮城県第二総合運動場ホームページ



出典：みやぎジョブカフェホームページ

⑩みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

図5 各施設の位置及び外観等

第3章 県有施設等の再編方針

1 再編の基本的な考え方

「宮城県公共施設等総合管理方針」の基本方針等を踏まえ、下記の基本的な考えをもとに、再編を検討した。

I 県有施設の規模の適正化と施設機能の強化の実現

- 「施設総量の適正化」の観点から、集約・複合化によって、対象施設における重複、類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指す。
- 県の関連計画等も踏まえながら、県の施設としての役割を果たすために必要な施設機能を確保することを前提に、集約・複合化した施設同士の相乗効果による機能強化や県民サービスの更なる向上を目指す。

II 公有地の有効活用と県有施設の最適な立地の選定

- Iにおける集約・複合化を図る施設の立地は、公有地を有効に活用する観点から、現在、利活用可能な県有地（参考資料の2を参照）から優先的に適否について検討を行う。
- 周辺環境や利用者の利便性、建築関連法令等を考慮して、最適な場所を選定する。

なお、対象施設のうち、他施設との集約等に適さない、あるいは、別の観点からの検討が必要であるなどの場合は、当該施設については個別に検討を進めることとし、本方針においては、検討に当たっての方向性を提示することとする。

2 各施設の再編方針

① 本町第3分庁舎

昭和39年に建築され、平成6年度に県が当該施設の土地及び建物を取得した。これまで、国体・障害者スポーツ大会局（平成11年度～13年度）、全国和牛能力共進会推進室（平成27年度～29年度）、オリンピック・パラリンピック大会推進課（平成30年度～令和2年度予定）など時限で設置された県組織の執務室のほか、県警本部の分庁舎や県庁舎外の会議室等として利用されてきた。

なお、平成26年度から、1階に「宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）」が入居している。当該施設は、聴覚障害者を地域で支える中核的拠点として、宮城県が（一社）宮城県聴覚障害者福祉会に業務を委託し、運営している施設である。聴覚障害者全般に

関して総合的かつ専門的に対応する相談及び情報提供の窓口となっているほか、啓発や交流・社会参加に関する事業や手話通訳者等の養成、派遣、研修等を実施している。

これまで、屋上防水や外壁、内装、電気・機械設備をそれぞれ部分的に改修しているが、築55年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。現在は、問題や異常が発生した場合、必要最低限の修繕を行っている状況である。県として将来的な当該建物の利用等の方向性を定め、今後の維持管理に係る計画を検討する必要がある。

【再編方針】

本町第3分庁舎の建物については、現在のオリンピック・パラリンピック大会推進課の業務が終了した後は、現時点で県としての特定の用途を想定していないことから、今後、基本的には廃止する方向で検討を行い、入居している施設については、移転に向けた検討を行う。

宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）については、主に聴覚障害者やその家族が利用する施設であり、利用者への影響や交通アクセスが重要であることを考慮すると、現在の立地から大きく離れない場所への移転が望ましい。このため、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や同様に老朽化が進む県庁周辺の外郭団体が所有する建物の整備方針等を注視しながら、移転の検討を行う。

② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）

昭和39年に建築され、本県の文化芸術活動の拠点施設として、舞台芸術や音楽をはじめとした文化芸術活動のための施設の提供、文化芸術を鑑賞する機会の提供、文化芸術活動に参加する機会の提供などを行っている。現在は、（公財）宮城県文化振興財団、（株）東北共立、陽光ビルサービス（株）で構成される「宮城県民会館管理運営共同企業体」が指定管理者として管理運営を行っている。また、東京エレクトロン宮城（株）が施設命名権を保有している。

築55年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。これまでも大規模な改修を行ってきたものの、近年要求される施設設備の水準には達しておらず、電気設備や舞台機構設備等の更新には多額の費用が見込まれる。また、駐車場が少ないほか、資材搬入の際に大型トラックが駐車できない、座席が狭い、トイレが少ない、バリアフリー化が遅れているなど利用者に対するアメニティが低いことも課題である。

これらの状況を踏まえ、施設を所管する環境生活部では、平成30年度に「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」を設置し、有識者から意見を聴取しながら、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）への移転を前提に宮城県民会館の施設整備の方向性や機能、規模等について個別の検討を行い、令和2年3月に「宮城県民会館整備基本構想」を策定した。

【再編方針】

環境生活部における検討内容等も踏まえ、宮城県民会館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転することとし、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進める（第4章の1を参照）。

③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）

昭和42年に県立図書館として建築され、平成9年度に図書館が現在地（仙台市泉区）に移転した後は、宮城県公文書館（平成13年度～平成24年度）等として利用された。現在は、1階に宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）（平成13年度～）、2階と3階の一部に県教育庁文化財課の分室（平成25年度～）、3階の一部に宮城県婦人会館（平成22年度～）が入居している。

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、県内の民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設であり、平成13年度から設置されている。主に相談・研修等による民間非営利活動の促進や各種情報発信、事務室や資機材の貸与によるNPOの育成支援などの事業を実施している。現在は、認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるが指定管理者として管理運営を行っている。施設の設置当初に比べ県内のNPO法人数は増加しており、東日本大震災後、新たな担い手としてNPOへの期待が高まっているなど、当該施設の機能強化による民間非営利活動の更なる促進が求められている。

県教育庁文化財課の分室については、県内の埋蔵文化財発掘調査拠点として、発掘調査によって出土した土器、石器等の遺物の整理、記録作成等の業務を行っている。

宮城県婦人会館については、女性団体の活性化、女性の教養の向上を図るため、昭和47年に設置された施設であり、平成22年度から現在地に入居している。主に、女性教育・家庭教育・男女共同参画に関する研修や婦人団体主催事業への指導・助言、研修室の貸出等の事業を実施している。現在は、（一財）みやぎ婦人会館が指定管理者として管理運営を行っている。

築52年が経過し、建物の一部にコンクリートの剥離、屋上防水の劣化や雨漏りの発生が見られるほか、衛生設備については30年程度経過し、全面更新が必要であるなど、老朽化が進んでいる。将来的な当該建物の利用等の方向性を見据えて、計画的な対応が必要であるものの、それぞれ所管が異なる県の施設が入居していることから、各施設の将来的な方向性についても考慮する必要がある。

【再編方針】

榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の建物については、築年数等を考慮して基本的には廃止する方向で検討を行い、現在入居している施設については、それぞれ移転に向けた検討を行う。

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転することとし、宮城県民会館と集約・複合化する。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進める（第4章の1を参照）。

県教育庁文化財課の分室については、同課が所管し業務の関連性が大きい浮島収蔵庫（多賀城市）の敷地の活用など移転に向けた検討を行う。

宮城県婦人会館については、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）（仙台市宮城野区）の敷地に移転することとし、（一財）宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせ集約・複合化する（第4章の2を参照）。

④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）

昭和52年に建築され、県内の青少年の文化と教養の向上を図るとともに、青少年の組織活動の発達を助長し、次代を担う健全な青少年の育成に寄与することを目的とした施設である。当該建物は（一財）宮城県青年会館が所有しているが、敷地は県有地となっている。青少年指導者育成、地域活動支援、各種国際交流等の事業のほか、研修室等の貸出や宿泊事業を実施している。また、宮城県の委託事業であるみやぎ青年婚活サポート事業も行っている。

築42年が経過し、建物の躯体にひび割れ、雨漏り跡、基礎や床の一部に沈下が見られるなど老朽化が著しい状況であり、（一財）宮城県青年会館は現在地における建替えを視野に検討を進めている。

【再編方針】

エスポールみやぎ（宮城県青年会館）については、（一財）宮城県青年会館が計画する現在地での建替えに合わせ、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターと集約・複合化する（第4章の2を参照）。

⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

昭和55年に建築され、母子及び父子並びに寡婦に対する各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与している。主に就労、子育て、日常生活上の問題についての相談対応や就業支援講習、就業情報の提供等の事業を実施している。現在は、（公財）宮城県母子福祉連合会が指定管理者として管理運営を行っている。

築40年が経過し、各所にコンクリートのひび割れや爆裂、塗装の剥離等が生じており、全体的に外壁や屋上防水の劣化が見られる。また、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。さらに、現在は、2階の一部と3階にある寮機能を使用しておらず、施設管理上、非効率な状況となっている。

【再編方針】

宮城県母子・父子福祉センターについては、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）（仙台市宮城野区）の敷地に移転することとし、（一財）宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせ集約・複合化する（第4章の2を参照）。

ただし、福祉関係施設という点で、宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）等との集約も考えられることから、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も合わせて検討する。

⑥ 宮城県第二総合運動場

武士道に由来するスポーツ（柔道、剣道、弓道）の拠点施設であり、県内唯一の柔道場、剣道場、弓道場を一か所に備える施設である。県・東北レベルの柔道、剣道、弓道の大会が開催されるほか、武道愛好家の練習や学校の部活動にも使用される。敷地内には、武道館（昭和56年築）、弓道場（遠的）（平成11年築）、弓道場（近的）（平成11年築）、合宿所（平

成4年築), クライミングウォールがある。現在は、宮城県スポーツ協会・ミズノグループが指定管理者として管理運営を行っている。

築38年が経過し、屋上防水の一部の劣化が見られるほか、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。また、障害者席やエレベーターが設置されていないなどバリアフリーに課題がある。

【再編方針】

仙台市内をはじめ各市町村に同様の体育施設が存在するほか、県内の学校施設にも体育館が設置されているなど類似施設が多数ある。

このため、宮城県第二総合運動場は、今回検討の対象とした他施設との集約等を行わず、当面、必要な修繕更新を行いながら、県有体育施設の整備の在り方を含め、再検討を行う。

⑦ 宮城県美術館

昭和56年に建築され、美術作品等の収集、保存及び展示、各種展覧会の企画・実施、県民への教育普及活動及び創作活動の企画・指導助言等を行っている。また、平成2年には、佐藤忠良記念館が本館に併設されている。

本館については、築38年が経過し、老朽化した屋内外の建物・設備等の更新に加え、収蔵庫の狭隘化の解消やバリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザインへの配慮、大型化が進む全国的な巡回展への対応や常設展示の充実等といった展示環境の課題などに対処する必要がある。そのため、有識者の意見を取り入れながら、今後の美術館の施設整備や運営の在り方を検討し、平成28年度に「宮城県美術館リニューアル基本構想」を、平成29年度に「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定したところである。「宮城県美術館リニューアル基本方針」においては、『「記憶に残る」「また訪れたい」「常に新しい発見のある」美術館』といった宮城県美術館の目指す姿や『「子どもたちの豊かな体験を創出する」「人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる」「国内外の人々が魅了される」「ともに築きあう」美術館』といったコンセプトが示されており、これらを実現するための具体的な改修内容が検討されている。

なお、本リニューアル基本方針に基づき現地で増改築を含む大規模改修を行った場合には、概算で50～60億円程度かかると推計されており、リニューアル工事期間中の長期休館も想定される。

また、現美術館敷地の南側の地下を横断する仙台西道路のトンネルの土被りが約6mであり、掘削、荷重、建築等の制限に係る地上権が設定されていることから、リニューアル基本方針においては、敷地の南側ではなく、北側に増築する内容としている。このため、将来的に現地で建替えをする場合には、当該地上権への対応に加え、資機材の保管や作業スペースの確保など施工上の技術的条件は厳しいものになると考えられる。

こうした背景や、第1章に掲げた人口減少等に伴う施設総量の適正化などの趣旨を踏まえ、今回改めて、移転・新築も視野に加え、老朽化している県関係施設の再編整備等の観点から全体的な検討を行った。

【再編方針】

移転新築の場合、現施設が抱える課題解消に向けて、抜本的な取組が可能になると考えられるとともに、長期休館が不要となる等といった利点もある。

これらの利点や集約・複合化による効果等を踏まえ、宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する方向で更に検討を進める（第4章の1を参照）。

検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理するとともに、「宮城県美術館リニューアル基本構想」及び「宮城県美術館リニューアル基本方針」等て示された宮城県美術館の目指す姿やコンセプト等を十分に尊重しながら進める。

⑧ 多賀城分庁舎

昭和58年に宮城県仙台東土木事務所として建築された。平成20年度に仙台東土木事務所を現在の仙台土木事務所に統合して以降、県としては書庫や除雪車両倉庫、水防倉庫、緊急資材保管庫として利用するにとどまっており、大部分は県の関係団体（13団体）に目的外使用を認めている状況である。

なお、敷地内には宮城県危機対策課所管の無線局舎等が設置されている。

築36年が経過し、屋上防水等の劣化が進行しているほか、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。特に空調設備は、主要な機器に不具合が発生している。

【再編方針】

多賀城分庁舎については、主な利用形態が目的外使用許可による県関係団体等の事務室であることを踏まえ、今回検討の対象とした他施設との集約等を行わない。

当面の間、必要な範囲での修繕更新を行いつつ、今後の県としての利活用の見込みや修繕更新等に係る費用等を勘案しながら、建物の取扱いを検討する。

なお、将来的に多賀城分庁舎を廃止することも見据え、目的外使用として入居している団体と調整を行う。

⑨ 宮城県商工振興センター

昭和63年に建築され、本県の経済と地域社会を支える中小企業の振興を図るための拠点施設であり、入居している各商工関係団体等[※]が公益事業等を展開している。当該建物は、宮城県と入居している団体（(公社)宮城県物産振興協会及び(一財)宮城県商工振興センターを除く。）の5者で共有しており、宮城県が建物の約28%の持ち分を所有している。施設の維持管理は、宮城県及び入居団体が組織した(一財)宮城県商工振興センターが行っている。

築31年が経過しており、施設全体に劣化が見られるほか、法令改正により現行法令不適合となったエレベーターへの対応等が必要である。また、電気設備は概ね更新されているが、衛生設備は概ね建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。

【再編方針】

宮城県商工振興センターについては、主な利用形態が県関係団体等の事務室であり、他の施設との親和性を見出せないこと等を踏まえ、今回検討対象とした他施設との集約等を行わない。

当面の間、必要な修繕更新を計画的に行うとともに、入居団体の意向も確認しながら、今後、再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行う。

※ 現在入居している団体は、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会連合会、(公財)みやぎ産業振興機構、(公社)宮城県物産振興協会、宮城県火災共済協同組合、(一財)宮城県商工振興センターである。

⑩ みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

他の年代に比べて離職率が高い若者の再就職や就職氷河期世代の就職等を支援するため、キャリアコンサルティングを中心に就職支援セミナーや職業紹介等を実施している。本県では平成16年度から設置しており、平成21年に現在地に移転した。また、宮城労働局の仙台新卒応援ハローワークと併設されており、一体となって事業を行っている。

仙台駅に近接した民間ビルの一室を賃借しており、利便性が高いが、施設内が手狭であることや賃料の面で課題もある。

【再編方針】

みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）については、ハローワークとの一体的な運用が効果的であることなどを踏まえ、今回検討の対象とした他施設との集約等を行わない。

当面の間、現状を維持しつつ、今後、将来的な就労支援の在り方やハローワークとの連携の在り方等も考慮しながら、再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行う。

注) 各施設の状況については、資料調査及び必要に応じて現地調査を実施した。

3 再編のイメージ

対象施設	再編方針(概要)
①本町第3分庁舎 宮城県聴覚障害者情報センター(みみサボみやぎ) 【福祉】 <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者全般の相談, 情報提供窓口 啓発活動や手話通訳者などの人材育成 	建物は基本的に廃止する方向で検討。 県庁周辺の県有の土地建物, 外郭団体の建物の整備方針等を注視し, 移転を検討。
②宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城) 【文化・芸術】 <ul style="list-style-type: none"> 本県の文化芸術活動の拠点 舞台芸術や音楽の鑑賞, 発表の場 会議室や展示室の貸出 	集約・複合化 《仙台医療センター跡地》
③榴ヶ岡分庁舎(旧公文書館) 宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ) 【NPO活動】 <ul style="list-style-type: none"> 民間非営利活動を総合的に促進する拠点 NPOに関する相談, 研修, 各種情報発信 事務室, 資機材の貸与による育成支援 	建物は基本的に廃止する方向で検討。 <div style="background-color: #fce4d6; padding: 5px;"> 集約・複合化 《仙台医療センター跡地》 </div>
教育庁文化財課分室 【庁舎等】 <ul style="list-style-type: none"> 県内の埋蔵文化財発掘調査拠点 出土した土器や石器等の整理, 記録作成 	浮島収蔵庫(多賀城市)の敷地の活用など移転に向けて検討。
宮城県婦人会館 【生涯学習】 <ul style="list-style-type: none"> 女性団体の活性化, 女性の教養向上 研修の実施や研修室の貸出 	集約・複合化 《現エスポールみやぎ敷地》
④エスポールみやぎ(宮城県青年会館) 【生涯学習】 <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全な育成 研修室の貸出や宿泊事業等 	集約・複合化 《現エスポールみやぎ敷地》
⑤宮城県母子・父子福祉センター 【福祉】 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親等に対する各種相談, 就業支援 	集約・複合化※ 《現エスポールみやぎ敷地》
⑥宮城県第二総合運動場 【スポーツ】 <ul style="list-style-type: none"> 武士道に由来するスポーツ拠点 県, 東北レベルの大会が開催 	当面の間, 現状維持。県有体育施設の整備の在り方を含め, 再検討。
⑦宮城県美術館 【文化・芸術】 <ul style="list-style-type: none"> 美術品の収集, 保存, 展示 教育普及活動 	集約・複合化する方向で更に検討 《仙台医療センター跡地》
⑧多賀城分庁舎 【庁舎等】 <ul style="list-style-type: none"> 主に目的外使用として県関係団体等が入居 	当面の間, 現状維持。県の利活用見込みや修繕更新費用等を踏まえて建物の取扱いを検討。
⑨宮城県商工振興センター 【庁舎等】 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の振興を図るための拠点 県の商工関係の外郭団体等が入居 	当面の間, 現状維持。再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転を検討。
⑩みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ) 【雇用・労働】 <ul style="list-style-type: none"> 若者(15~44歳)の就職の支援施設 キャリアコンサルティングや就職支援セミナー 	当面の間, 現状維持。再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転を検討。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては, 県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針についても注視しながら, 県庁周辺への移転の可能性も並行して検討する。

第4章 集約・複合化を図る施設

1 仙台医療センター跡地での集約等

「仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）」に、文化芸術の振興や民間非営利活動の促進の拠点として、「宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）」、「宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）」を集約・複合化する。また、「宮城県美術館」を集約・複合化する方向で更に検討を進めることとする。検討に当たっては、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図るとともに、宮城県美術館については、それに加え、文化的価値や事業費、施工上の条件など様々な観点から現地改修と移転新築のメリット・デメリットについて整理し、方向性を判断することとする。

(1) 計画地概要

仙台医療センター跡地(以下「計画地」という。)は、宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁から約4km、JR仙台駅から約2kmの位置にあり、JR仙石線宮城野原駅に直結している。また、国道45号に近接し、計画地の北側が市道元寺小路福室線に接道するなど、交通条件に優れている。



計画地の南側に位置する宮城野原公園総合運動場は、野球場、陸上競技場、テニスコート等からなり、面積は約17ha、年間約193万人が利用している。この総合運動場は、仙台市地域防災計画において広域避難所に位置付けられている。また、南東側に位置するJR仙台貨物ターミナル駅敷地は、県の広域防災拠点として整備予定である。西側には、学校や戸建て住宅等が隣接しているほか、徒歩約10分の場所に榴岡公園が立地している。

計画地は、仙台市の都市計画マスタープランにおける地域別構想「都心地区」の東側の外縁部に位置している。「都心地区」は「東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、仙台駅を中心とした利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都市機能を強化・拡充」することを基本的方向としている。また、同計画の中で、前述の宮城野原公園総合運動場内にある宮城球場は、スポーツ交流拠点に位置付けられている。

【仙台医療センター跡地】

所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内	
面積	約54,530㎡	
都市計画決定の内容	用途地域	近隣商業地域(建ぺい率80%/容積率300%)
	高度地区	第四種高度地区
	防火地区	準防火地域
	特別用途地区	大規模集客施設制限地区(近隣商業地域)

(2) 集約・複合化のねらい・効果等

① 施設規模の適正化及び施設機能の強化

現在の施設がそれぞれ抱える課題等について、各施設が個別に機能拡充の検討を進めているが、全体的な視点に立った場合、類似の諸室機能（会議室・レストラン等）も多く、それらを可能な限り共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれる。また、施設の集約・複合化により、全体的な延べ床面積を減少させることにより、国の特例的な起債制度等の活用を図るといった利点も期待できる。

施設機能面については、音楽、演劇、美術が一体となった文化芸術の振興・継承の拠点として、県民が多様な文化芸術を創造、発表、享受できる機会の充実や文化芸術情報の収集、発信の強化、集客力の強化につながり、多様な分野の交流による文化芸術活動の更なる活性化、新しい価値の創造といった効果が期待できる。また、他地方公共団体の事例を見ても文化芸術振興、集客面での相乗効果が見込まれると考えられる。

さらに、県民、企業、学校関係者など幅広い利用者が集まる施設と県内の民間非営利活動の拠点である宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が併設されることで、NPO活動の情報発信やNPO、企業等相互の交流促進機能の強化につながり、文化芸術の分野においても様々な活動に意欲的に取り組んでいる団体との接点生まれ、連携・協働の可能性が広がる。

② 立地の選定

計画地については、仙台医療センターが現在地（県有地）に移転したことに伴い、県が交換により取得する土地である。集約・複合化した場合に想定される規模の施設を建築できる十分な広さを有しており、JR仙石線宮城野原駅に直結し、幹線道路に接しているなど交通の利便性が非常に高い。

計画地の周辺の宮城野原公園総合運動場及び現在整備計画が進められている広域防災拠点（平時は緑地公園となる予定）、榴岡公園などと一体となった面的に広がりのある回遊性を持った県民の憩いの場を形成することができる。

平時には、宮城野原公園総合運動場にある宮城球場（楽天生命パーク宮城）、仙台市陸上競技場、テニスコート等のスポーツ施設、広域防災拠点公園を訪れるレジャー関係等の来訪者が、文化芸術という新たな選択肢を得て、多種多様な価値観の下で相互に触れ合う機会を創出することにより、県民サービスの向上につなげることを目指していく。また、災害等有事の際には、宮城県民会館や宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）、敷地のオープンスペースを活かした災害対応も可能であるといった周辺施設との連携による効果が期待できる。

さらに、計画地は、仙台東道路の将来的な整備計画も含め、国道4号、国道45号、三陸縦貫自動車道といった高速・幹線道路へのアクセスにも優れていることから、県の東部・沿岸部、県南部・北部に開かれた交流拠点となることが期待できる位置にある。

なお、環境生活部における宮城県民会館の整備の在り方に係る検討においても、新しい宮城県民会館において想定される規模が建築可能であり、交通利便性も非常に優れていることなどから、現在利活用可能な県有地の中では、計画地が最も適しているとしている。

これらのことを踏まえ、県内外からの利用者が見込まれる宮城県民会館や県内各地からの利用が見込まれる宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)の立地が適当であると判断した。また、①の効果等を踏まえ、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進めることとする。

(3) 県の関連計画等

集約・複合化する施設に関連する県の計画等については次のとおりである。集約・複合化の検討に当たり、各施策の方向性を十分に考慮した。

① 宮城県文化芸術振興ビジョン(第2期)(平成28年3月)

宮城県文化芸術振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)は、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、本県の文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すものである。

ビジョンにおける施策展開の基本方針の1つとして「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり」を掲げており、「文化施設間の連携」や「施設機能の充実及びバリアフリーに配慮した設備向上」等に取り組むこととしている。また、各種施策の推進に当たっては、「民間団体との連携、協働に努め、文化施設の運営への参加、協働企画の推進等、NPO法人等民間団体の有するノウハウを積極的に生かせる文化芸術振興の推進体制づくり」に努めることとしている。

② 第2期宮城県教育振興基本計画(平成29年3月)

第2期宮城県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が作成する計画に位置付けられており、本県の教育振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示すものである。

本計画に掲げる「目標」を実現するための方向性の中には「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げており、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに取り組むとともに、文化芸術による地域づくりを目指すこととしている。

③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画(平成28年3月)

宮城県民間非営利活動促進基本計画は、「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」ことを基本理念に、「NPO活動の促進」と「多様な主体とのパートナーシップの確立」を基本方針として民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。

本計画では、「みやぎNPOプラザの機能の充実」を重点取組としており、みやぎNPOプラザを県内におけるNPO活動を促進する中核機能拠点として、情報収集・提供機能をはじめとする基盤整備機能や広域的促進機能などを充実させ、NPO主体の効果的かつ効率的な運営を推進することとしている。

④ その他

宮城県地域防災計画において、災害時のボランティア活動について、「県は必要に応じて

一般ボランティア活動のための拠点を提供するなどし、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める」こととされており、宮城県広域防災拠点基本構想・計画（平成26年2月）において、仙台医療センター跡地については、「広域避難場所としての活用やボランティア、ライフライン復旧関連事業者の活動拠点等としての利用が考えられる」とされている。

（４） 敷地配置のイメージ

建築規制等を踏まえた施設配置の例及びイメージは図6、7のとおりである。建物が比較的高くなることを見込まれる宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）については、日影規制等を考慮すると、敷地の南東側に配置され、敷地の西側に宮城県美術館が配置されることが想定される。

なお、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）と宮城県美術館の共有部分に配置すると仮定している。

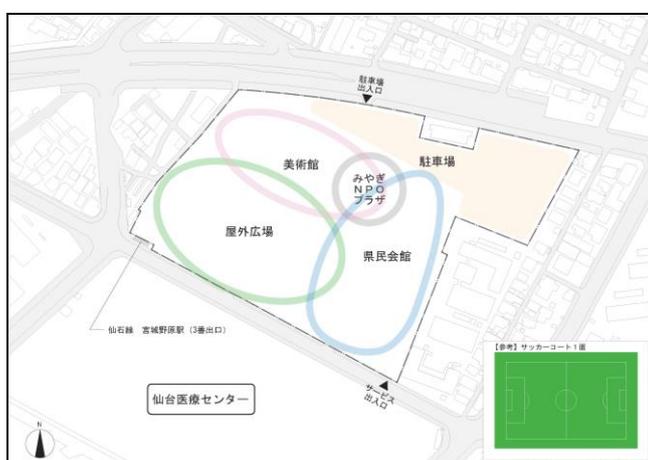


図6 施設配置例①※



図7 施設配置イメージ（施設配置例①において敷地の南から北を臨む）※

※ 具体的な施設の配置等については、今後、関係機関等との協議調整を行いながら、検討する必要がある。その際、ここで示す図が検討の前提となるものではない。

(5) 他地方公共団体等における類似事例

① 上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館（サントミュージゼ）

J R上田駅にほど近い敷地に建つ劇場と美術館の複合建築であり、市民の芸術活動の拠点施設である。

所在地	長野県上田市天神三丁目15番15号		
交通アクセス	J R上田駅, しなの鉄道上田駅, 上田電鉄別所線上田駅から徒歩約7分		
設置者	上田市	開館年月	平成26年10月
管理運営方法	直営		
敷地面積	約45,469㎡		
建物規模	建築面積: 約12,309㎡ 延床面積: 約17,620㎡		
施設機能	上田市交流文化芸術センター	大ホール	1,530席(最大1,650人収容) 1階席: 1,002席 2階席: 274席(最大334人) 3階席: 254席(最大314人) 舞台: プロセニウム形式
		小ホール	320席(最大372人収容), 1階席: 288席, バルコニー席: 32席
		その他	大スタジオ, 中スタジオ, スタジオ4室, 多目的ルーム, 会議室, 和室, 楽屋
	上田市立美術館	企画展示室, 常設展示室, 市民アトリエ・ギャラリー, アトリエ, 子どもアトリエ	
その他	交流プロムナード, 芝生広場		

参考: サントミュージゼホームページ <https://www.santomyuze.com/facility/>

② 愛知芸術文化センター（愛知芸術文化センター栄施設）

多様な芸術文化活動を推進する一大拠点として整備された施設で、3つのホール等を有する愛知県芸術劇場の他に、美術館や文化情報センターで構成される全国最大級の複合文化施設である。

所在地	愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号		
交通アクセス	名古屋市営地下鉄東山線栄駅, 名城線栄駅から徒歩3分		
設置者	愛知県	開館年月	平成4年10月
管理運営方法	愛知県芸術劇場: 指定管理((公財)愛知県文化振興事業団) 愛知県文化情報センター: 指定管理※(同上) 愛知県美術館: 直営		
敷地面積	約18,173㎡		
建物規模	建築面積: 約12,113㎡ 延床面積: 約109,062㎡		
施設機能	愛知県芸術劇場	大ホール	2,480席
		コンサートホール	1,800席
		小ホール	標準282席(最大330席)
		その他	大リハーサル室, 中リハーサル室
愛知県美術館	美術館展示室8室, ギャラリー10室		
愛知県文化情報センター	アートスペース, アートライブラリー, アートプラザ		

※ アートライブラリーは直営。

参考: 愛知芸術文化センターホームページ <https://www.aac.pref.aichi.jp/facility/index.html>

平成30年度事業概要 <https://www.aac.pref.aichi.jp/information/item/annualplan2018.pdf>

③ 島根県芸術文化センター（グラントワ）

美術館と芸術劇場が一体となった複合施設で、石見地域の芸術文化拠点として、美術や音楽、演劇などの分野が相互に協調し、誘発し合いながら、多様で質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供している。

所在地	島根県益田市有明町5番15号		
交通アクセス	JR益田駅から徒歩15分		
設置者	島根県	開館年月	平成17年10月
管理運営方法	指定管理（(公財)しまね文化振興財団）		
敷地規模	約36,546㎡		
建物規模	建築面積：約14,068㎡ 延床面積：約19,252㎡		
施設機能	いわみ芸術劇場	大ホール	1,500席 1階席：997席 2階席：503席 舞台：プロセニウム形式
		小ホール	400席 舞台：プロセニウム形式
		その他	スタジオ、楽屋
	石見美術館	趣向の異なる大小4つの展示室，多目的ギャラリー	
その他	回廊，中庭広場		

参考：グラントワホームページ <http://www.grantoit.jp/about/>
 島根県ホームページ指定管理の状況 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/shitei/sitei_kanri/



▲①上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館（サントミューゼ）外観写真

写真出典：サントミューゼホームページ
[\(https://www.santomyuze.com/facility/about/\)](https://www.santomyuze.com/facility/about/)



▲②愛知芸術文化センター（愛知芸術文化センター栄施設）外観写真

写真出典：愛知芸術文化センターホームページ
<https://www.aac.pref.aichi.jp/publicity/index.html>



▲③島根県芸術文化センター（グラントワ）外観写真（中庭広場）

写真出典：島根県芸術文化センター（グラントワ）提供

(6) 今後検討・整理すべき事項

① 具体的な集約・複合化による施設整備に係る構想の検討

計画地一体として統一的なコンセプトのもとに、各施設がそれぞれの機能を十分に発揮し、さらに集約・複合化による相乗効果も生み出せるよう、広域防災拠点や宮城球場（楽天生命パーク宮城）をはじめとする計画地の周辺施設との連携も含めて、整備手法、設備、管理運営方法といった具体的な施設整備に係る構想を検討する。

宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）については、令和元年度に策定した「宮城県民会館整備基本構想」の内容を十分に尊重する。また、宮城県美術館については、平成29年度に策定した「宮城県美術館リニューアル基本方針」の内容等を十分に尊重しつつ、集約・複合化する方向で更に検討を進めるが、いずれの施設においても、その特殊性に十分配慮するものとする。

なお、施設整備に当たり、可能な限り機能を共有化し、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけではなく、将来的な施設用途の変更や維持管理に係るコストも十分に考慮する。

② 民間活力の導入可能性の検討

①の検討と合わせ、民間の施設やサービスの導入が、整備エリア全体の魅力や価値の向上につながり、県民の利益に資することも考えられることから、PPP/PFI手法や指定管理者制度、定期借地権の設定といった様々な民間活力の導入可能性について、民間事業者の意見等も聞きながら、検討を進める。

なお、(4)の施設配置例①(図6)を基本に、例えば、県有施設として必要面積を確保した上で、民間施設等を併設することを想定した場合※の施設配置例は図8、9のとおりである。

※ 具体的な手法まで想定しているものではない。



図8 施設配置例②
(民間活用エリアが敷地西側の場合)



図9 施設配置例③
(民間活用エリアが敷地東側の場合)

③ 現施設の維持管理計画の検討

新たに施設整備をする場合、通常、事業構想の策定、基本設計、実施設計、建築工事の順に進行することから、新しい施設が完成するまでには、相当の年数（大規模な施設の場合、少なくとも7、8年程度）が見込まれる。このため、現施設については、施設整備に係る具体的なスケジュール等を十分踏まえながら、計画的かつ適切に維持管理していく必要がある。

なお、仙台医療センター跡地に集約・複合化施設を整備する場合の各工程に要する期間を例示すると下表のとおりである。

【施設整備に係る主な工程と期間の例】

事業構想の策定（1～2年程度）
基本設計（2年程度）
実施設計（2年程度）
建築工事、竣工・移転（2～3年程度）

④ 移転後の施設・跡地等の利活用に係る検討の方向性

移転によって生じる宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）の跡地については、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上につながるような県としての利活用方策について、具体的な検討を行う。また、宮城県美術館については、文教地区であることを踏まえ、移転後の具体的な方策の検討を行う。

注）宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が入居する榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の跡地の利活用に係る検討の方向性については、第4章2（4）を参照。

⑤ 関係者等との合意形成

施設整備に係る構想や移転後の施設・跡地等の利活用の検討については、仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議調整を行うなど、今後具体的な進め方を含め検討していく。また、利用者・使用者・関係者等の意見を聞きながら、施設の整備・運用についての合意形成を図るよう取り組む。

2 現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地での集約等

現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地（仙台市宮城野区）に、「エスポールみやぎ（宮城県青年会館）」、「宮城県婦人会館」、「宮城県母子・父子福祉センター※」を集約・複合化し、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図る。

概要は次のとおりである。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も並行して検討する。

（1）計画地概要

エスポールみやぎ（宮城県青年会館）の敷地（以下「計画地」という。）は、宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁まで約4kmの位置にあり、周辺には宮城県消防学校や仙台土木事務所、保健環境センター、宮城県障害者総合スポーツセンターなどの公用施設が多く立地するほか、主に低層を中心とした住宅地が広がっている。



沿道に生活用品や飲食関係の店舗が建ち並び

市道台原南小泉線沿いに立地し、最寄りの公共交通であるJR東北本線東仙台駅からは徒歩20分ほどかかるが、仙台駅等からのバス路線がある。また、県道仙台松島線に近く、自動車の利便性は高い。

なお、仙台市の都市計画マスタープランにおいて、計画地は、市街地ゾーン（郊外区域）として、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図るゾーンとして位置付けられている。

【現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地】

所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内	
面積	約4,828㎡	
都市計画決定の内容	用途地域	第一種住居地域/第二種住居地域 (建ぺい率60%/容積率200%)
	高度地区	第三種高度地区

（2）集約・複合化のねらい・効果等

① 施設規模の適正化及び施設機能の強化

各施設に必要な諸室機能の整理をした上で、類似の諸室機能（会議室等）を可能な限り共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれる。また、それぞれ対象が異なるものの、いずれも研修の実施や研修の場の提供が主な事業であり、機能面での親和性が高く、利用者間の交流や事業の連携など、これまでの取組の更なる発展が期待できる。

② 立地の選定

計画地については、隣接する県の消防学校や保健環境センター等の敷地を含めて一体として県が所有している土地の一部である。エスポールみやぎ(宮城県青年会館)については、周辺スポーツ施設等との位置関係や宿泊料金の設定などの面で現在の立地に利点がある。また、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターについては、移転した場合でも、現在の立地から大きく離れずに事業を継続することが可能であるため、計画地での集約・複合化が適当であると判断した。

(3) 県の関連計画等

集約・複合化する施設に関連する県の計画等については次のとおりである。集約・複合化の検討に当たり、各施策の方向性を十分に考慮した。

① 第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年3月）

第2期宮城県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が作成する計画に位置付けられており、本県の教育振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示すものである。

本計画に掲げる「目標」を実現するための方向性の中には「豊かな人間性と社会性の育成」、「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げており、青少年の健全育成を図るため、様々な交流や体験活動などを通じて豊かな人間性や社会性を育むことや、女性の教養向上を図るため、多様な学習活動への参画・学習成果の実践による地域づくりを目指す取り組みを進めている。

② 第IV期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画（令和2年3月）

「第IV期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭に対する支援の方向性等について取りまとめたものである。

本計画の基本目標として、「相談機能の充実」や「就業支援」の促進を図ることとしており、具体的な施策の1つとして、母子・父子福祉センター（(公財)宮城県母子福祉連合会）における生活上の諸問題に関する相談事業や就業相談、就業支援講習会、職業紹介といった就職支援に係る事業を継続して実施することとしている。

(4) 今後検討・整理すべき事項

① 具体的な集約・複合化による施設整備に係る構想の検討

県有施設については、改めて必要となる施設機能の整理を行った上で、現建物の所有者である（一財）宮城県青年会館と具体的な整備手法や事業スケジュール等について協議、調整を行う。

なお、施設整備に当たっては、可能な限り機能を共有化し、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけでなく、将来的な施設用途の変更や維持管理に係るコストも十分に考慮する。

② 現施設の維持管理計画の検討

施設整備に係る具体的なスケジュール等を踏まえ、現施設の今後の維持管理計画を検討する。

③ 跡地等の利活用に係る検討の方向性

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）、宮城県婦人会館、文化財課分室（個別に移転を検討）の移転によって生じる榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の跡地については、他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら、仙台市のまちづくりや周辺環境等を踏まえ、今後県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行う。

宮城県母子・父子福祉センターの跡地については、周囲に県関係施設が多く立地していることを踏まえ、今後、県による利活用をはじめ具体的な検討を行う。

第5章 今後の展開

今回の県有施設再編等の在り方検討に当たっては、10施設を抽出して議論を積み重ねてきた。

検討対象となった施設については、基本方針に掲げられた内容に沿って、今後とも関係機関や団体、県民の皆様のご意見を伺いながら、更に具体化に向けた検討を進めていく。

また、今回の検討対象とならなかった施設の老朽化への対応や、宮城球場（昭和25年築）のような大型の施設等の老朽化への対応も依然として課題となる。

引き続き、「宮城県公共施設等総合管理方針」に則り、本方針を参考としながら、県有施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた不断の努力を継続していく。

参考資料

1 県有施設再編等の在り方検討懇話会

【懇話会構成員】

分野	氏名	所属・役職
財務・会計	赤石雅英	公認会計士・税理士
観光・集客	稲葉雅子	株式会社ゆいネット／株式会社たびむすび 代表取締役
福祉	加藤睦男	宮城県社会福祉協議会 副会長兼専務理事
文化振興	志賀野桂一	白河文化交流館コミネス 館長兼プロデューサー 東北文化学園大学 特任教授
都市計画・まちづくり	舟引敏明	宮城大学事業構想学群 教授
行政評価	堀切川一男	東北大学大学院工学研究科 教授

(五十音順・敬称略)

【開催実績】

回数	開催日 開場 所	議 事	備 考
第1回	令和元年5月20日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 県有施設再編等の在り方について 2 講 話 東洋大学経済学研究科 (公民連携専攻) 客員教授 南学氏 3 意見交換	
第2回	令和元年7月16日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 会議の公開・非公開について 2 検討対象施設の現状と課題について 3 意見交換	2・3 非公開
第3回	令和元年8月19日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 会議の公開・非公開について 2 検討対象施設の再編整備の方向性について 3 意見交換	2・3 非公開
第4回	令和元年11月18日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 検討対象施設の再編方針について 2 意見交換	
第5回	令和元年12月12日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 県有施設等の再編に関する基本方針 (中間案) について 2 意見交換	
第6回	令和2年2月20日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 県有施設等の再編に関する基本方針 (最終案) について 2 意見交換	

【開催要綱】

県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱

(目的)

第1 震災復興計画の終了後を見据え、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うにあたり、広く有識者からの意見聴取を行うため、県有施設再編等の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 老朽化した県関係施設の再編・移転等の整備方針に関すること。
- (2) 公有地の効果的な活用方策及び再編・移転等に伴う跡地の利活用に関すること。
- (3) 県有施設再編の基本方針の策定に関すること。
- (4) その他県関係施設の再編等の在り方に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長1名を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県震災復興・企画部震災復興政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

別表（第3関係）

分 野	構成員数	摘 要
都市計画・まちづくり	1名	
行政評価	1名	
観光・集客	1名	
文化振興	1名	
福祉	1名	
財務・会計	1名	

2 利活用可能な県有地

利活用可能な県有地として、「現在、遊休となっている土地（更地等）」、「今後、用途廃止等が予定されている土地」、「検討対象とした施設が移転等をした場合の跡地」などが考えられ、これらの中から、優先的に立地を選定することとした。

（1） 現在、遊休の土地（更地等）となっており、利活用が可能な主な県有地

① 旧裏圃場跡地

所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内	
面積	約61,830㎡	
交通アクセス	公共交通	JR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分 JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能
	自動車	市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にある。また、敷地が最長で接する道路（台原南小泉線）は、片側2車線の広幅員道路であるが、敷地と道路には高低差があり現在は法面となっている。
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地が点在しているほか、道路を挟んで南側に風致地区の規制がかかる住宅地や緑地がある。北側は住宅地が広がっており、高校や支援学校も立地している。	

② 旧運転免許試験場市名坂庁舎跡地

所在地	仙台市泉区市名坂明神地内	
面積	約29,505㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線「八乙女駅」から徒歩約15分 JR「仙台駅」や仙台市営地下鉄南北線「泉中央駅」からのバスでのアクセスが可能
	自動車	国道4号や県道35号と近距離にある。ただし、最寄の幹線道路である県道35号から敷地までの道路は、幅員が狭い。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域	
周辺環境	狭幅員の市道が通る戸建て・中高層の住宅地に囲まれている。北側は小学校・保育園に隣接している。東側には生活用品や飲食関係の店舗、アイスリンク仙台等が立地している。	

③ 旧宮城県立白石高等技術専門学校跡地

所在地	白石市緑が丘地内	
面積	約13,460㎡	
交通アクセス	公共交通	J R東北本線「白石駅」から徒歩約25分
	自動車	国道113号と近距離にある。ただし、国道113号から敷地までの道路は住宅地の中を通る生活道路となっている。
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地（発掘調査済み）	
周辺環境	新興住宅エリアに隣接しており、周囲は戸建て住宅地や緑地が広がっている。地下には、東北新幹線のトンネルが通っている。	

④ 旧栗原農業高等学校跡地

所在地	栗原市若柳字川南上堤地内	
面積	約20,470㎡	
交通アクセス	公共交通	J R東北本線「石越駅」から車で約15分
	自動車	国道398号と近距離にある。ただし、国道398号から敷地までの道路は、幅員があまり広くない上に行き止まりとなっている。
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	—	
周辺環境	北側が迫川、西側が新山浄水場に隣接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。	

⑤ 旧農業・園芸総合研究所（蚕業部）跡地

所在地	亶理郡亶理町字館南地内	
面積	約14,310㎡	
交通アクセス	公共交通	J R常磐線「亶理駅」から徒歩約15分
	自動車	北側に県道10号、西側に国道6号が通っている。ただし、幹線道路から敷地までの道路は、住宅地の中を通る生活道路となっている。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	北側が亶理神社、西側が亶理高等学校に隣接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。東側に道路を挟んで生活用品等の店舗が立地している。また、県道10号を隔てて亶理駅西口周辺の商業ゾーンと隣接している。	

(2) 用途廃止等が予定されており、今後利活用が可能となる見込みの主な県有地

① 現暫定オフサイトセンター（旧消防学校跡地）

所在地	仙台市宮城野区安養寺3丁目地内	
面積	約37,659㎡	
交通アクセス	公共交通	JR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分 JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能
	自動車	台原南小泉線や東仙台幸町線から近距離にある。敷地が最長で接する道路（鶴ヶ谷18号線）は、戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地があるほか、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。周囲には戸建て住宅地が広がり、高校、小学校が隣接している。	

② 仙台医療センター跡地

所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内	
面積	約54,530㎡	
交通アクセス	公共交通	JR仙石線「宮城野原駅」が敷地と直結している。
	自動車	国道45号に近接する他、市道元寺小路福室線に接している。
用途地域	近隣商業地域（建ぺい率80%/300%）、大規模集客施設制限地区	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】近隣商業地域等 【景観計画】沿線市街地ゾーン	
周辺環境	戸建て・中高層マンションの住宅のほか、学校に隣接している。南側に道路を挟んで仙台医療センターの新病棟に隣接している。宮城野原公園総合運動場に近接しており、南東側に県の広域防災拠点を整備する計画がある。敷地の西側が「長町-利府線断層帯」に近接している。	

③ 旧宮城県米谷工業高等学校跡地

所在地	登米市東和町米谷字古舘地内	
面積	約55,598㎡	
交通アクセス	公共交通	JR気仙沼線「柳津駅」から車で約20分
	自動車	県道202号や三陸自動車道「登米東和IC」に近接している。
用途地域	用途地域指定なし（建ぺい率70%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【宮城県屋外広告物規制】第2種許可地域	
周辺環境	北上川沿いの戸建て住宅地が広がる米谷地区に近接し、山間地に位置する。	

(3) 検討対象とした施設が移転等した場合の跡地（現施設の敷地）

① 本町第3分庁舎敷地

所在地	仙台市青葉区本町三丁目地内	
面積	約1,222㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線の「勾当台公園駅」から徒歩約5分
	自動車	国道45号沿いに立地している。
用途地域	商業地域（建ぺい率80%/容積率500%）	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等 【景観計画】商業業務地ゾーン	
周辺環境	仙台市の中心部の国の合同庁舎や県庁等の行政機関が集まるエリアの一角に位置し、周辺にはオフィスや住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。近隣には、南側（錦町公園）や西側（勾当台公園）等に都市公園が立地し、中心部でありながら緑地にも恵まれている。	

② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）敷地

所在地	仙台市青葉区国分町三丁目地内	
面積	約3,627㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線「勾当台公園駅」から徒歩約5分
	自動車	国道45号に近接している。
用途地域	商業地域（建ぺい率80%/容積率500%） 「定禅寺通地区計画」の区域内であり、現行用途地域の制限に加え、建物用途、敷地面積、壁面後退、建物の高さに関する制限がある。	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等 【景観計画】商業業務地ゾーン、景観重点区域（都心ビジネスゾーンD-3地区） 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域	
周辺環境	仙台市の中心部に位置し、周辺にはオフィスや飲食店、住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。東側に都市公園（勾当台公園）が立地する他、敷地が面する定禅寺通の中央分離帯の遊歩道にはケヤキ並木が植栽されており、中心部でありながら緑地にも恵まれている。	

③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）敷地

所在地	仙台市宮城野区榴ヶ岡地内	
面積	約4,942㎡	
交通アクセス	公共交通	J R仙石線の「榴ヶ岡駅」から徒歩約10分
	自動車	市道元寺小路福室線沿いに立地しているほか、国道45号に近接している。
用途地域	商業地域（建ぺい率80%/容積率400%）	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等（市長が定める商業地域） 【景観計画】商業業務地ゾーン，景観重点区域（都心ビジネスゾーンD-3地区） 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	南側には国道45号を挟んで都市公園の榴岡公園，東側には国の合同庁舎が立地しているほか，周辺には中高層のマンションや戸建て住宅地が広がっている。	

④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地

所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内	
面積	約4,827㎡	
交通アクセス	公共交通	最寄の鉄道駅J R東北本線「東仙台駅」から徒歩約20分。J R「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能。
	自動車	市道台原南小泉線沿いに立地しており，県道仙台松島線が近接している。
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%），一部第二種住居地域	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】近隣商業地域等（周辺地区） 【景観計画】郊外住宅地ゾーン	
周辺環境	東側は市道台原南小泉線を挟んで生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいるほか，周囲は公共施設（保健環境センター・消防学校等）に囲まれている。	

⑤ 宮城県母子・父子福祉センター敷地

所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内	
面積	約1,865㎡	
交通アクセス	公共交通	最寄りの鉄道駅であるJ R東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分。J R「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能。
	自動車	市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にある。敷地が最長で接する市道は，戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地があるほか，風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。周囲には戸建て住宅地が広がっており，高校，小学校も立地している。	

⑥ 宮城県第二総合運動場敷地

所在地	仙台市太白区根岸町地内	
面積	約13,752㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線の「長町一丁目駅」から徒歩約7分
	自動車	県道273号沿いに立地している他、敷地西側には、国道286号が通っている。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】沿線市街地ゾーン 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域	
周辺環境	敷地東側は、県道273号を挟んで広瀬川に面している。周囲は戸建て住宅地や高校に隣接している。	

⑦ 宮城県美術館敷地

所在地	仙台市青葉区川内元支倉地内	
面積	約34,517㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄東西線の「国際センター駅」から徒歩約7分
	自動車	国道48号（仙台西道路）と近接している。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】沿線市街地ゾーン、景観重点区域（広瀬川周辺ゾーンA-1地区） 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域・第一種環境保全区域	
周辺環境	文教地区に位置しており、近隣には、高校や国際センター、東北大学等が立地している。北側は、広瀬川に面している。東側と南側に接する道路はいずれも都市計画道路であり、拡幅計画がある。敷地の地下には、仙台西道路のトンネルが通っており、地上権設定がされている。	

⑧ 多賀城分庁舎敷地

所在地	多賀城市鶴ヶ谷一丁目地内	
面積	約6,468㎡	
交通アクセス	公共交通	JR仙石線「多賀城駅」から徒歩約20分
	自動車	国道45号線沿いに立地している。
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）、一部近隣商業地域（道路端から30m）（建ぺい率80%/容積率300%）	
その他建築に係る主な規制	—	
周辺環境	敷地が接する国道45号沿いには、生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいる。沿道から内側に入ると戸建て住宅地が広がっている。東側に多賀城公園が立地しているほか、北側には小学校、中学校が立地している。	

注)「その他建築に係る主な規制」は、全ての規制を網羅したものではない。

県有施設等の再編に関する基本方針 令和2年3月

編集・発行

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2478 FAX 022-211-2493

E-mail seisaku@pref.miyagi.lg.jp

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/>

仙台医療センター跡地における

県有施設の再編に向けた基本構想

(宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化)

令和3年3月

宮城県

目次

はじめに	1
第1章 対象施設の現状と課題	2
1. 宮城県における公共施設等の現状と取組	2
2. 対象施設の概要	5
第2章 集約・複合化施設の基本理念と基本方針	12
1. 施設整備に係る関連計画	12
2. 基本的な視点	17
3. 基本理念及び基本方針	18
第3章 集約・複合化施設の整備方針	20
1. 施設整備の方針	20
2. 展開する事業	27
第4章 集約・複合化施設の整備計画	33
1. 整備予定地	33
2. 施設計画	38
3. 概算事業費	45
4. 整備工程及びスケジュール	46
第5章 集約・複合化施設の運営計画等	47
1. 管理運営の基本方針の検討	47
2. 現施設跡地の活用方針の検討	48
【用語集】	49

はじめに

本県では、これまで整備してきた県有施設等について、県に求められる役割や社会情勢の変化等に伴い利用需要の変化が予想されること、また、今後、老朽化が進行し、改修や更新の時期を迎え、財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、長期的・総合的な視点から、今後10年における施設管理に関する基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針（以下「管理方針」という。）」を平成28年7月に定めました。管理方針では「安全・安心の確保」、「施設の維持管理費用の低減・平準化」及び「施設総量の適正化」の3つの基本方針を掲げ、計画的に管理を行っていくこととしました。

その後、宮城県美術館については、平成29年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」を、平成30年3月に「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定し、現建物を改修・増築する方向性を示しました。また、宮城県民会館についても、平成30年度から本格的な検討を開始し、令和2年3月に「宮城県民会館整備基本構想」を定め、移転・新築する方向性を示しました。

時代によって変化する県民ニーズに柔軟に対応し、県有施設等を整備していくことは県の責務であります。同時に、今後本格化する少子高齢化・人口減少を見据え、効率的な整備手法についても検討していく必要があります。

このため、宮城県美術館及び宮城県民会館を含む、老朽化が進行している10の施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、管理方針で示された基本方針を前提に部局を横断した検討を行い、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針（以下「再編基本方針」という。）」を策定しました。

再編基本方針では、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）については「仙台医療センター跡地に移転集約する」こととし、宮城県美術館については両施設と「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」こととしました。これを受けて、令和2年4月から、宮城県美術館の現地改修と移転集約について、様々な観点からメリット・デメリットを整理・分析した上で、整備の方向性について検討を行い、県民説明会や県議会への報告を経て、令和2年12月、「宮城県美術館は現地改修（増築は行わない）、宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地へ移転集約することとし、今後の検討を進める。」ことを決定しました。

本基本構想は、こうした経緯を踏まえ、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設（以下「集約・複合化施設」という。）の整備に向けた基本的な考え方を示すものです。第1章においては、対象施設の現状と課題を整理し、第2章以降では、集約・複合化施設の理念及び方針、整備や運営の考え方を整理しました。

今後、本基本構想に示した考え方に基づき、整備に向けた具体的な検討を進めていきます。

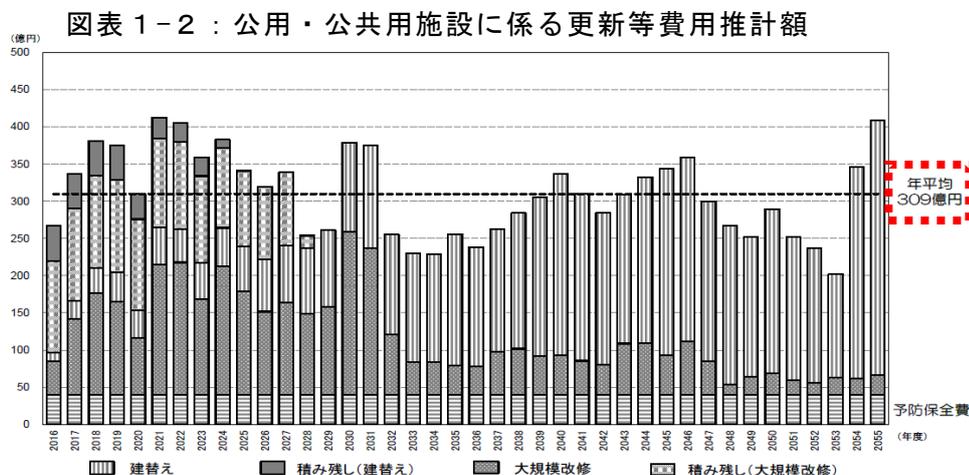
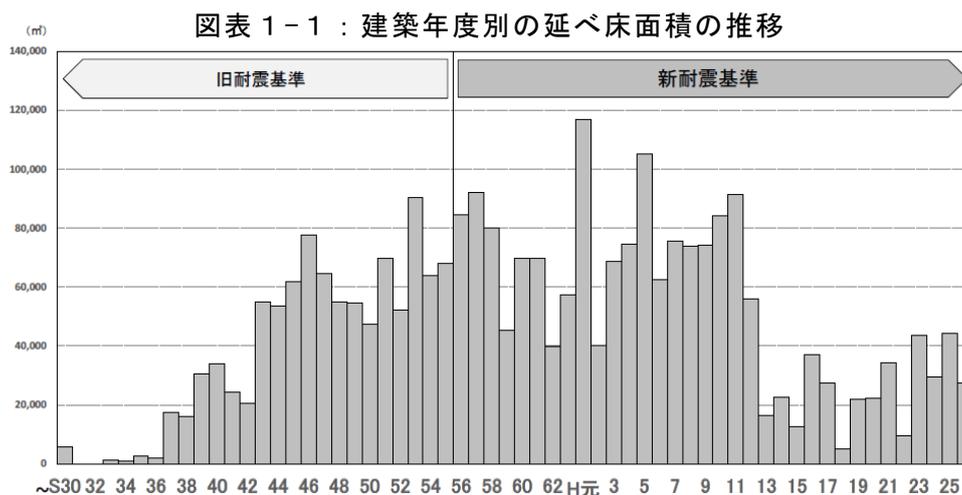
第1章 対象施設の現状と課題

1. 宮城県における公共施設等の現状と取組

本県の公共施設整備は、昭和の高度成長期から増加し、バブル崩壊後には激減しています。旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は、延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えています。

人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、本県の公共施設（公用施設及び公共用施設）の更新等にかかる費用の推計は、平成28（2016）年度からの40年間で総額約1兆2,394億円（年平均309億円）になるとされています。また、道路や橋梁、河川管理施設、ダム、水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり、今後更新等の必要が生じることから、将来の一層の厳しい財政状況が想定されます。

このため、本県では、「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、県有施設等の適正管理に向けて取り組んできました。また、宮城県民会館や宮城県美術館においては、老朽化や今日的な課題に対応するため、再整備に向けた検討を進めてきました。



出典：宮城県公共施設等総合管理方針（図表 1-1・1-2）

※1 『宮城県公共施設等総合管理方針』における予防保全費をかけ、耐用年数が30%伸びるように長寿命化し、同一延床面積で更新する場合の推計値。予防保全費とは、点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するための経費。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）における耐用年数。
 ※2 積み残し：平成27年3月31日時点で、既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。

さらに、「宮城県公共施設等総合管理方針」の考え方を踏まえ、県有施設等の再編について検討を行い、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定しました。再編基本方針では、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約することとし、宮城県美術館については「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」こととしました。

再編基本方針を受けて、3つの施設整備の方向性（A案・B案・C案）を設定し、「美術館の主な機能」、「ライフサイクルコスト」、「美術館の建物及び立地」、「文化芸術の振興」、「地理的条件」といった視点から、宮城県美術館の現地改修及び移転新築のメリット・デメリットの整理を行いました。

<比較対象とした施設整備の方向性>

A案：宮城県美術館，宮城県民会館，みやぎNPOプラザを仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転集約する。

B案：宮城県美術館は、「宮城県美術館リニューアル基本方針」に基づき、現地において改修及び増築を行い、宮城県民会館，みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地に移転集約する。

C案：宮城県美術館は、「宮城県美術館リニューアル基本方針」を尊重しつつ、増築を行わずに現地において改修を行い、宮城県民会館，みやぎNPOプラザはB案と同様に仙台医療センター跡地に移転集約する。

本県としては、宮城県美術館等の機能の充実を図り、子どもから高齢者の方々まであらゆる県民が様々な機会を通じて幅広く文化芸術に触れる機会を創出することが重要であり、また、現美術館の建物や、周辺環境も含め、文化的な価値を維持・継承することも考慮する必要があると考えます。一方で、今後急激に進行する人口減少や少子高齢化に対応するためには、施設総量適正化に伴う財政負担軽減や運営効率化についても達成すべき重要な課題です。

これら「文化的な視点」と「行政経営的な視点」の両立を図るため、メリット・デメリットの整理等を踏まえ検討した結果、施設整備の方向性を以下のとおり決定しました。

宮城県美術館は現地改修（増築は行わない）、
宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地に
移転集約することとし、今後の検討を進める

＜県有施設等の適正管理に関する取組の経緯＞

平成28年	7月	「宮城県公共施設等総合管理方針」の策定
平成31年	3月	「宮城県公共施設等総合管理方針」の一部改訂
令和元年	5月	「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の開催
～令和2年	2月	
令和2年	3月	「県有施設等の再編に関する基本方針」の策定

＜宮城県民会館、みやぎNPOプラザ、宮城県美術館に関する取組の経緯＞

平成27年	5月	「宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会」の開催
～平成29年	2月	
平成29年	3月	「宮城県美術館リニューアル基本構想」の策定
平成29年	7月	「宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議」の開催
～平成30年	2月	
平成30年	3月	「宮城県美術館リニューアル基本方針」の策定
平成31年	2月	「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」の開催
～令和元年	9月	
令和2年	3月	「宮城県民会館整備基本構想」の策定
令和2年	12月	仙台医療センター跡地における県有施設再編に関する整備方針の決定

2. 対象施設の概要

(1) 宮城県民会館

① 施設の現状

宮城県民会館は、昭和39年に開館し、宮城県の文化芸術活動の拠点施設として、舞台芸術や音楽をはじめとした文化芸術活動のための施設の提供、文化芸術を鑑賞する機会の提供、文化芸術活動に参加する機会の提供などを行ってきました。

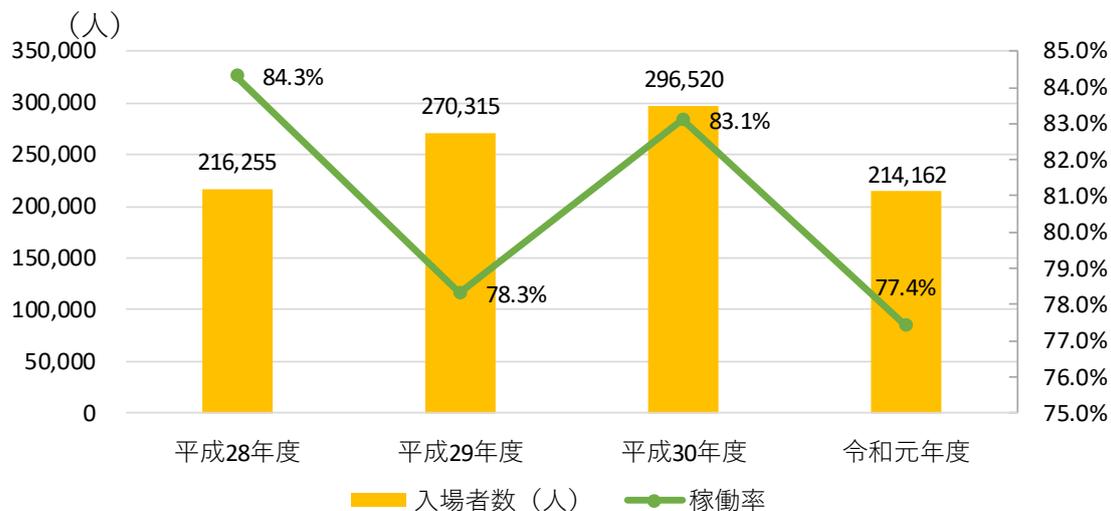
大ホールは、ポピュラー音楽や演劇といった興行・イベントによる利用が多く、年間公演数の約半数を占めています。大ホールの平均稼働率（平成28年度～令和元年度）は、80%を超える高稼働で、県民へ文化芸術の鑑賞機会を提供する場として重要な役割を担っています。

また、会議室は、作品展や文化サークル活動、各種研修会など県民に身近な文化芸術活動の場として利用されており、稼働率は減少傾向にありますが、過去4年間の利用者数は20万人前後を保っています。

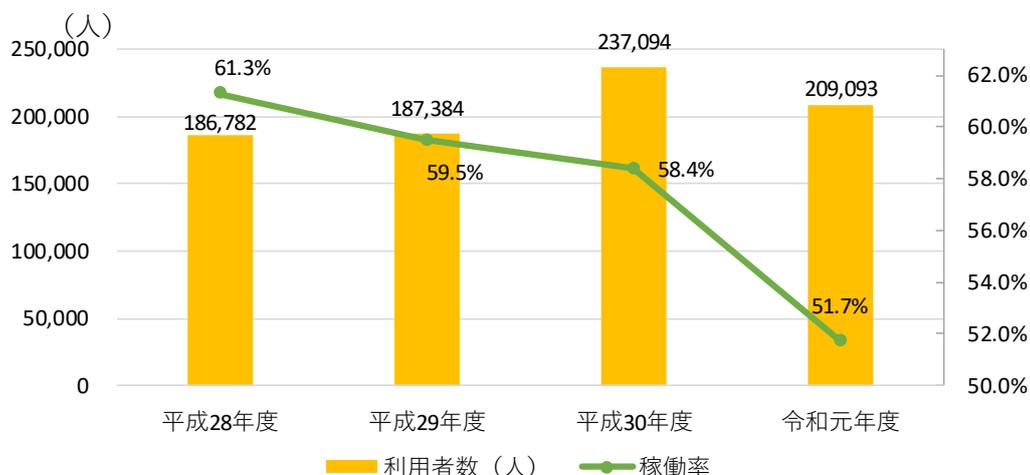
図表 1-3 : 宮城県民会館の概要

開館年月	1964年（昭和39年）9月
延床面積	12,470㎡
敷地面積	3,627㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート
階数	地下1階・地上6階
主な諸室機能	大ホール（1,590席）・楽屋・会議室・教養室・展示室・リハーサル室等

図表 1-4 : 宮城県民会館 大ホールの稼働率と入場者数



図表 1-5 : 宮城県民会館 会議室の稼働率と利用者数



出典：宮城県民会館整備基本構想（図表 1-3， 1-4， 1-5）

② これまでの取組

宮城県民会館では、文化芸術の鑑賞機会の提供や文化芸術に参加する機会の提供などの事業を展開してきました。平成18年4月からは宮城県民会館の管理運営業務を効率的、効果的に実施するため、公益財団法人宮城県文化振興財団を代表とする宮城県民会館管理運営共同企業体を指定管理者とする指定管理者制度を導入しています。現在は以下のような自主事業を実施しています。

「みる」事業

- ・ 歌舞伎や狂言などの古典芸能をはじめとする、芸術性の高い作品、エンタテインメント性に富んだ作品、新しい才能の実験的な作品などの鑑賞機会を県民に提供しています。

「ふれる」事業

- ・ 宮城県民会館の多様な機能を有効に活用し、文化芸術に触れ、文化芸術の楽しさを知ってもらう機会を提供するため、古典芸能の入門講座の開催や被災地の住民を対象とした、ゴスペルワークショップ、朗読講座など東日本大震災における被災者の心のケアに重点を置いた事業を展開しています。

「はぐくむ事業」

- ・ 子どもたちのコミュニケーション能力や想像力を育み、地域の抱える課題に取り組みながら、未来を支える人材を育成するため、中高生を対象とした文化芸術の鑑賞機会の提供や、子ども向けの美術・工作関連ワークショップ、演劇ワークショップ等を実施する、「みやぎアートファミリアの日」を開催しています。

- ・ 文化芸術に関わる人材を育成するため、宮城県民会館での公演の際に、来場者の案内や会場受付等の業務などを体験してもらい、「みやぎアートクリエ」を実施しています。
- ・ 地域文化の振興及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化芸術活動や海外公演事業への助成を実施しています。

「つながる事業」

- ・ 地域の公立文化施設が主催する鑑賞事業に共催者として参画し事業を支援するなど、地域の公立文化施設や文化団体と連携して、地域の文化芸術の振興に資する取組を実施しています。



みやぎアート
ファミリアの日



学校におけるアウトリーチ活動



子ども向けの
文化芸術体験事業

③ 課題

現在の利用状況や、平成30年度に実施した運営者・利用者へのヒアリング結果から整理した、宮城県民会館の抱えるハード面、ソフト面の課題は以下のとおりです。特に、建築の内外装の汚損や電気設備、舞台機構設備等の老朽化、故障リスクの増大に対する対応が求められています。

図表 1-6 : 宮城県民会館の課題

ハード面	
搬入口・楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地にあり、面する通りが一方通行である。 ・ 車両通り抜けや留め置き、駐車ができない。 ・ 搬入口に段差があり、プラットフォームがない。 ・ バックステージが窮屈である。 ・ 楽屋と舞台が別階にあり、分かりにくい。
舞台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台奥行・袖舞台が狭く、額縁が低い。 ・ オーケストラピットが手動のため、取り外し・再取り付けが困難である。
ホワイエ・客席周り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客席・通路・トイレ等の仕様、サイズ、数量等が不適である。

<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザイン，バリアフリーへの対応が不十分である。 ・ ホワイエが狭く，待機列を外につくる必要がある。 ・ ホワイエ，ロビー，楽屋，通路等，空間の広さ，高さ等が不足している。 ・ 客席階段や扉が分かりにくく，案内に人手を要する。
<p>その他施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁，内装等の経年劣化による摩耗・汚損等がある。 ・ 電気，空調等機器類及び配管，配線等の劣化による故障等のリスクが増大している。 ・ 空調設備の温度管理，騒音等の制御が困難である。 ・ 防音・遮音，安全性等各種性能・レベルが不足している。 ・ 会議室内に柱が露出している。 ・ エレベーター・エスカレーター等の設置・増改築が必要である。 ・ 舞台設備の更新が必要である。 ・ 電気空調設備機器類の全面更新，オーバーホールが必要である。
ソフト面
<p>施設予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働率が高く予約が取りづらい。 ・ 抽選方式のため，予約が取れるか不確実である。 ・ 一部主催者による優先利用がなされ不公平である。
<p>会館職員の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応が硬直的である。

出典：宮城県民会館整備基本構想

(2) みやぎNPOプラザ

① 施設の現状

みやぎNPOプラザは、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）に基づき、平成13年4月に設置されました。

NPO、市民、企業、行政など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPOがより良い成果を上げる活動を支援するため、様々な情報の受発信と活動の場の提供、出合いや学びの機会づくりに取り組んでいます。

図表 1-7：みやぎNPOプラザの概要

設置年月	2001年（平成13年）4月 ※入居する榴ヶ岡分室庁舎の建築年月 1967年（昭和42年）11月
延床面積	1,262㎡（みやぎNPOプラザのみ）
敷地面積	4,942㎡
構造	榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館） 本館：鉄筋コンクリート造，書庫：鉄筋コンクリート造
階数	本館：地上3階・地下1階，書庫：地上3階（5層式） ※みやぎNPOプラザは1階に入居
主な諸室機能	交流サロン・会議室・NPOルーム・レストラン・共同作業室・事務室 等

出典：県有施設等の再編に関する基本方針

② これまでの取組

平成17年4月からは利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度を導入しました。現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等を開催しているほか、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。

NPOの活動基盤の整備

- 情報収集・提供
 - ・ みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信しています。
- 相談・コーディネート
 - ・ 法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施しています。研修については、NPOのニーズに応じた人材育成等を含む研修内容の充実を図っています。

- ・ 市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行っています。
- 調査研究
 - ・ NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表しているほか、調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげています。
- 活動拠点等の提供
 - ・ NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間及びNPOと各種団体とのネットワークの形成促進を図っています。
 - ・ 常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援しています。

県内全域のNPO活動の促進

- ・ みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、県内全域のNPO活動の促進を図るとともに、各地域におけるセミナーや講座の開催により実践的な学習機会を提供するなど、広域的な取組を行っています。
- ・ 地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、事業の連携・協力を推進し、NPO活動の効果的な促進を図っています。
- ・ NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組んでいます。

NPO主体の運営

- ・ NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営しています。学識経験者やNPO関係者等で構成されるみやぎNPOプラザ運営評議会を設置し、みやぎNPOプラザの管理運営と事業の推進について審議し、その機能が十分発揮されるよう、NPO活動等に対する支援の在り方について検証・検討を行っています。
- ・ NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即した、より質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営の推進を図っています。



みやぎNPOプラザの
交流サロン



各種研修の開催

③ 課題

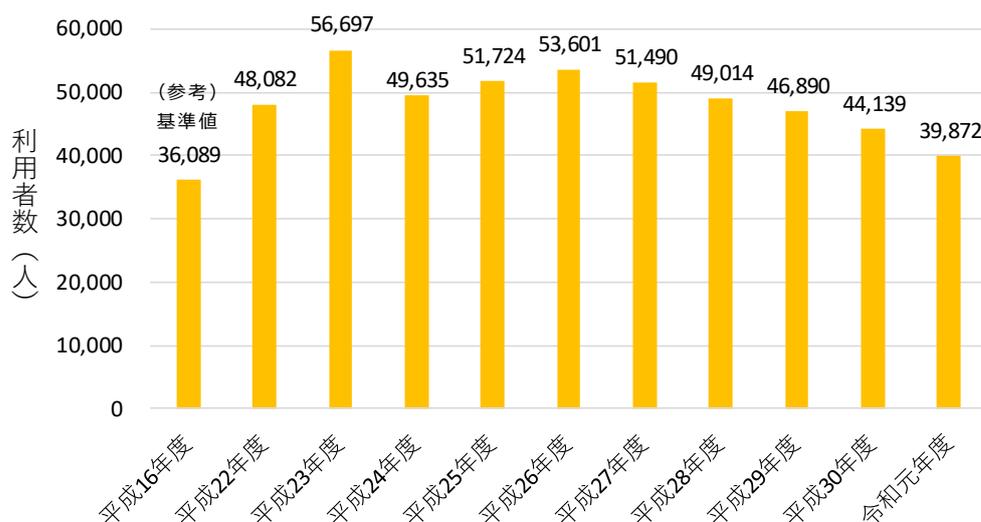
みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過し老朽化が進んでいます。施設の不具合についてはその都度対処しているものの、大きなサービスの低下や施設の利用制限を余儀なくされる事態の発生が懸念されています。

また、指定管理者制度の導入により、みやぎNPOプラザの年間利用者数は導入前と比べて大きく増加したものの、平成27年度以降は減少傾向にあります。

図表 1-8 : みやぎNPOプラザの課題

ハード面
<ul style="list-style-type: none"> 旧宮城県図書館の1階部分を改修して利用しているため、会議室の大きさが限られ、研修や交流イベントの参加人数が制限される。 相談対応スペースがカウンターのみとなっており、個別の相談室がない。
ソフト面
<ul style="list-style-type: none"> みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された情報提供サイト「みやぎNPO情報ネット」のシステムが開館当時のままであり、改修が求められている。 みやぎNPOプラザを会場に実施する各種講座等の参加者の多くが仙台市近郊であり、遠方からの利用が少ない。 県内全域のNPO活動を支援する取組やNPOへの参加促進のための取組の強化が求められている。

図表 1-9 : みやぎNPOプラザの利用者数の推移



※平成16年度は宮城県直営による利用者数（平成17年度から指定管理者制度に移行）

第2章 集約・複合化施設の基本理念と基本方針

1. 施設整備に係る関連計画

(1) 新・宮城の将来ビジョン（2021～2030）

「新・宮城の将来ビジョン」は、2007年3月に策定した「宮城の将来ビジョン」、2011年10月に策定した「宮城県震災復興計画」、2015年10月に策定した「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、1つの計画に統合するとともに、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

また、新たな県政運営の理念を「富県躍進！ “PROGRESS Miyagi”」とし、多様な主体との連携を進めていくこととしています。

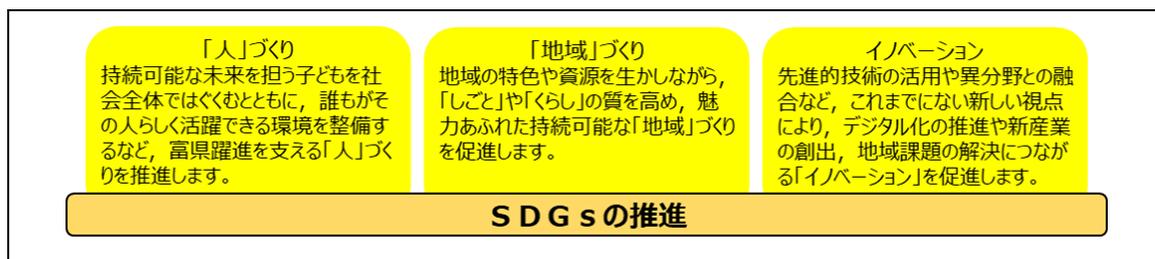
なお、政策推進に向けた横断的な視点として「人」づくり、「地域」づくり、イノベーションの3つを新たに掲げ、地域の課題解決や活性化に貢献できる人材の育成・確保の推進や、NPOなど多様な主体と連携・協働した取組等を促進することとしています。

「取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興」の中では、「芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。」と定め、文化芸術の振興にも積極的に取り組んでいきます。

県政運営の理念：富県躍進！ “PROGRESS Miyagi”

～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～

図表 2-1：政策推進に向けた横断的な視点



出典：新・宮城の将来ビジョン

(2) 宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（2021～2025）

宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）では、文化芸術の振興について、4つの意義を位置づけており、県民一人ひとりにとっての意義から、地域・コミュニティにおける意義、産業や経済への意義、広く国内外との相互理解・平和に関連する意義まで、様々な範囲・主体に対して多様な意義があることを示しています。

図表 2-2：宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）における
文化芸術を振興する意義

- ・ 文化芸術は、創造力と感性に富んだ豊かな人間性を養うものであり、人々に感動や精神的な安らぎをもたらすなど、人が人らしく生きるための糧となるものです。
- ・ 文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものです。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う側面を有しており、地域経済の発展に寄与する可能性を持っています。
- ・ 文化芸術の交流を通じて、国内外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、平和の礎となり、相互理解の促進や地域の活性化につながるものです。

こうした意義を踏まえ、文化芸術が生み出す新たな需要や高い付加価値が社会の発展を促し、社会の発展によって文化芸術が着実に継承され発展し、新たな価値を創造して、人々に多くの恵沢をもたらすという質の高い好循環に力点を置き、基本目標を「文化芸術・人・社会の“高”循環の創出」としています。

基本方針については、第2期から基本的な構成を引き継いでいますが、「文化芸術の持つ力の活用」を方針1に位置づけており、文化芸術の分野にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等様々な分野と連携した施策の展開により、様々な社会課題を解決し、地域力の向上を図ることが重要と捉えています。また、SDGsや新型コロナウイルスといった新たな社会情勢も踏まえることとしています。

そして、第2期の考え方をさらに発展させ、文化芸術の持つ力を活用し、東日本大震災などの大規模災害やその他の事象に起因する様々な社会不安からの心の復興に取り組むこととしており、重点取組を「文化芸術の力による心の復興」としています。

図表 2-3 : 宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）における
基本目標，基本方針及び重点取組

基本目標：文化芸術・人・社会の“高”循環の創出

基本方針	概要
方針1 文化芸術の持つ 力の活用	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術基本法の改正において、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野の施策との連携の視点が追加されたことや、さらに、東日本大震災を始めとする大規模災害からの復興や新型コロナウイルス感染症の影響下での社会経済活動の再生において果たすべき役割を踏まえ、文化芸術の持つ力を活用して、様々な分野と連携することで、地域力の向上を図る必要がある 県民の心豊かな生活の実現、社会包摂、国際文化交流、観光等の拠点など多種多様な機能を有している文化施設において、関係団体等と連携しながら様々な社会課題を解決する場としての役割を果たしていく必要がある
方針2 文化芸術の振興 と継承	<ul style="list-style-type: none"> これまで長い歴史を通じて、先人の地道な努力により受け継がれてきた文化芸術の価値を維持、継承、発展させていくために、文化芸術活動を担う人材を育成、支援していく必要がある 特色ある地域文化や生業等、地方・都市部それぞれの地域に伝わる有形・無形の文化資源を調査・保存・活用して、地域文化の価値醸成や地域コミュニティの再生、活性化を図っていく必要がある
方針3 あらゆる人が文 化芸術を創造・ 発表・享受でき る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子供から高齢者、障害者や県内在住の外国人など全ての県民が、生涯を通じて居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を創造・発表・享受できる環境を整備し、文化芸術による社会包摂が図られる施策を推進する必要がある

重点取組：文化芸術の力による心の復興

出典：宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（図表2-2，2-3）

(3) 宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（2021～2025）

宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）では、多様化するNPOの活動を踏まえ、社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行うNPOの社会的な役割と可能性を整理しています。また、これらの役割や期待に応えるためのNPOの理解促進や自立的な継続活動、創造性の発揮など、NPOの課題と今後望まれることを示しています。

図表 2-4：宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）における
NPOに期待される社会的役割と可能性等

NPOに期待される社会的役割と可能性	1. 社会参加機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO
	2. 市民セクターの中心的存在としてのNPO
	3. 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO
	4. 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO
	5. NPOを支援するNPO（中間支援組織）
	6. 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO
NPOの課題と今後望まれること	1. 説明責任と情報公開
	2. 継続的な活動のためのマネジメント能力の向上
	3. 創造性の発揮

NPO活動を推進するための基本理念については、変化し続ける社会に柔軟に対応していくために、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることを踏まえた内容としています。そして、3つの基本方針において、SDGsの考え方や多様な主体とのパートナーシップの確立といった基本理念を実現するための方向を定めています。

図表 2-5：宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）における
基本理念と基本方針

基本理念：NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。

基本方針	施策の柱	施策
基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化	施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します	(1) NPO活動への社会の理解と参加促進 (2) NPOの人材育成と財政的支援

基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備	施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します	(1) みやぎNPOプラザの機能の充実 (2) NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化
基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立	施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します	(1) NPOと行政との協働の推進 (2) NPOと多様な主体との協働の推進 (3) 協働を進める上で留意すること

出典：宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（図表2-4，2-5）

2. 基本的な視点

「新・宮城の将来ビジョン」と施設整備に関連する分野の計画である「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」及び「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」の内容を踏まえ、集約・複合化施設の整備に当たって必要となる基本的な視点を次のとおり整理しました。

（1）より効果的な活動の促進に向けた多様な主体との連携・協働

「多様な主体との連携・協働」は県政運営の中心的な理念であるとともに、文化芸術の振興や民間非営利活動の促進において重要な視点となっています。宮城県民会館とみやぎNPOプラザを1か所に集約することにより、文化芸術やNPOの関係者をはじめとして、様々な分野の個人・団体の新しい連携・協働を創出し、より効果的な活動の促進を目指します。

（2）共生社会の実現に向けた先駆的・創造的取組の推進

人口減少や少子高齢化、AIやIoTなどのデジタル社会の到来などにより、目まぐるしく変化する社会情勢や複雑化する課題に的確に対応し、共生社会を実現させるためには、従来の方法論にとらわれることなく、先駆性と創造性を持って課題解決に取り組むことが求められます。宮城県民会館とみやぎNPOプラザを1か所に集約することによって、文化芸術そのものの概念を拡張し、価値を高め、発展を促すとともに、社会的・公益的な活動の担い手であるNPOには、新たな社会的課題に対する先駆的・創造的な取組や社会包摂に向けた先導的役割が期待されていることから、文化芸術の持つ社会包摂機能と民間非営利活動との連携・融合を図り、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

（3）復興完了に向けた地域における社会課題の解決

東日本大震災から10年が経過してもなおお息の長い取組が必要となる被災者の心のケアや地域コミュニティの再生など、地域における様々な社会課題の解決には、文化芸術活動やNPO活動の果たす役割は必要不可欠なものとなっています。さらに、東日本大震災を契機に、住民が互いに助け合いながら、地域の課題を主体的・自立的に解決しようとする意識が高まり、共助の精神に基づいた地域づくりの重要性も再認識されています。復興の完了に向けた地域における社会課題の解決のためには、住民をはじめ、県、市町村、企業、NPOなど、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら連携していくことが重要です。宮城県民会館とみやぎNPOプラザを1か所に集約することにより、多様な主体が結びつき、その結びつきを強化し、さらに活動が促進されるよう支援することで、これまで以上に効果的な取組の展開を目指します。

3. 基本理念及び基本方針

集約・複合化施設は、多様な主体の連携・協働により、先駆的・創造的取組の推進を通じて、地域における社会課題の解決をもたらす拠点とする必要があります。

このため、集約・複合化施設は、子どもから大人まで、高齢者・障害者などあらゆる人々に開かれた空間として、①日常的な交流の場、②交流をきっかけとした様々な主体の協働の場、③多様な協働によって創造性を喚起し発揮することができる場を提供します。集約・複合化施設の核となる文化芸術活動と民間非営利活動の融合により、こうした交流・協働・創造の持続的な好循環を創出し、県民一人ひとりの豊かな生活と県全体の発展を実現します。

あらゆる人々に開かれた交流・協働・創造の拠点
～文化芸術活動と民間非営利活動の融合による豊かな社会の実現～

基本理念を実現するために3つの基本方針を定め、集約・複合化施設の整備や管理運営等に反映します。

基本方針1：日常的な交流の場の創出

多くの人が訪れ、場所や時間を共有することにより、人々が日常的に交流できる場を創出します。このため、広域的な活動や周辺施設との連携を視野に入れた施設のハード・ソフト面における工夫により、県内外から様々な人々を誘引し、交流を促します。また、新たな社会情勢の変化や技術革新の進展を踏まえ、デジタル技術を活用した交流も促進します。

<取組の具体例>

- 宮城県民会館とみやぎNPOプラザを一体的な空間として整備し、各施設の利用者の交流を促進
- 多様な主体（県民、民間企業、NPO、教育機関等）と連携した交流を生み出すきっかけづくり
- あらゆる人の交流を生み出すために、ハード・ソフト面におけるユニバーサルデザイン、バリアフリー、ダイバーシティへの配慮の徹底
- 感染症等への対応を見据えたデジタル技術を活用したソフト事業の実施
- 場所にとらわれないオンライン上でのコミュニティ形成
- NPOと多様な主体との出会いや交流を創出する交流サロンの運営
- 県内市町村のホールやNPO支援施設と連携した文化芸術活動や民間非営利活動の情報発信とネットワークの形成
- 敷地周辺の公共施設等と連携した誘客・相互送客・情報発信

基本方針2：様々な主体の協働の場の創出

人々の日常的な交流が、様々な主体による「協働」というアクションに発展し、それを持続的な活動につなげていくことができる場を創出します。協働の場を提供するとともに、協働する個人・団体に対する継続的な側面支援や能動的なソフト面の仕掛けを行うことで、その取組を牽引します。

＜取組の具体例＞

- NPOを核とした多様な主体の協働を支援・推進
- 集約・複合化施設で文化芸術活動を展開する団体やNPOとの協働
- スタジオ、交流サロンなど様々な「協働の場」の提供
- 様々な芸術団体やアーティストとNPOやNPOに関心を持つ個人のマッチング
- 協働する団体に対する財務面、法務面、事業面など様々な側面からのアドバイス
- 県内市町村のホールやNPO支援施設と連携した協働事業の実施
- NPOによる絵本の読み聞かせや絵画教室の開催
- NPOによる観劇時の子どもの一時預かりの実施

基本方針3：創造性を喚起し発揮することができる場の創出

人々の日常的な交流が様々な主体による協働に発展する中で、人々の創造性を喚起し発揮することができる場を創出します。このことによって、人々の豊かな社会生活を支え、複雑化する地域における社会課題の解決に貢献します。

＜取組の具体例＞

- 広域的な文化芸術プロジェクト、NPO関連プロジェクトの企画・参加・協賛
- 敷地周辺の公共施設等を活用した創造性を喚起する取組
- ランドスケープデザインへの配慮
- 来訪者が空間の魅力や観劇の期待・興奮を感じられる施設整備
- 感性を刺激する質の高いプログラムの提供
- スタジオ、ギャラリーなど創造的な取組を発表できる場の提供
- 協働する仲間と新しいチャレンジができる場・機会の提供
- 芸術団体やアーティストによるカルチャーセンター、ワークショップの開催

第3章 集約・複合化施設の整備方針

1. 施設整備の方針

(1) 基本的な考え方

施設整備に当たっては、「宮城県民会館整備基本構想」、「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の考え方を踏まえることとします。その上で、「県有施設等の再編に関する基本方針」の考え方に則り、対象施設の重複、類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指します。また、利用者間の交流や事業の連携など、これまでの取組の更なる発展が期待できることから、集約・複合化による相乗効果を生み出せる施設構成とします。

施設整備方針1 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの機能性の確保

宮城県民会館については、「宮城県民会館整備基本構想」の基本理念と基本方針を踏まえ、東北最高峰の文化芸術拠点として上質な作品やテクノロジーを活用した最先端のエンタテインメントを提供する機能を、「ホール部門」として整備します。また、県内の文化芸術に関わる人材の育成や、県内外の文化芸術団体・文化施設、NPO等と連携して県民の様々な活動を支援する機能を、「創造・育成・連携拠点部門」として確保し、さらには、アーティストやNPO等の多様な主体と県民の交流を促進する機能を「交流・コミュニティ部門」として整備します。

図表 3-1 : 「宮城県民会館整備基本構想」基本理念

■アート×エンタテインメント×テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> 東北最高峰の文化芸術拠点として様々な芸術体験を展開する。 空間、演者・観客、テクノロジーの相互作用による、新しいエンタテインメントの発信に寄与する。
■人材育成×活動拠点×地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指す。 県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出する。

図表 3-2 : 「宮城県民会館整備基本構想」基本方針

ホール	方針1：東北最大規模の大型総合エンタテインメント拠点 県民が上質な作品に触れる機会の創出
	<ul style="list-style-type: none"> 多ジャンルのエンタテインメントを通して県民の生活を刺激し豊かにする 老若男女、国籍問わず、多種多様な人々に感動を提供 海外や都心で開催される最新イベントを積極的に招致

	方針2：最先端の芸術発信・クリエイティブ拠点 演劇，音楽，舞踊，美術，あらゆる芸術分野の共存と共振
	<ul style="list-style-type: none"> 時代の流れに対応したテクノロジーを受け入れ続けることができる拡張性 ビジュアルアートやメディアアートなど最新の参加型・体験型コンテンツを積極誘致
機能	方針3：県内文化施設人材育成中核拠点 県民の活動支援拠点，社会課題解決の場
	<ul style="list-style-type: none"> 県内文化施設の文化力底上げ，県内市町村ホールのハブ機能を担う 広域自治体として，県内市町村ホールの人材育成を支援する 県内文化芸術団体やNPO等と連携し，県民の様々な活動を支援する 様々な団体と連携し，社会課題解決の場としての役割を果たす 最新の文化芸術，ライブエンタテインメント情報の収集と発信
空間・共用スペース	方針4：新たなコミュニティ拠点 刺激的なパブリック空間
	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野のアーティストと関わる機会を創出する アートと自然が一体化したパブリック空間を演出する 新たな出会い，交流，居場所を提供する

出典：宮城県民会館整備基本構想（図表3-1，3-2）

みやぎNPOプラザについては、NPO活動の促進やNPOの自立等を支援するための基盤となる機能のほか、NPOに期待される社会的役割の実施に寄与するための機能を担っていることから、県の中核機能拠点として「民間非営利活動部門」を整備します。県内NPOの活動を支援する機能として、情報の収集や提供、相談や多様な主体とのコーディネート、活動拠点の提供を行うため、交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室を設置します。また、宮城県民会館との共用部分を活用することで、NPO活動の情報発信や、NPOと多様な主体との交流促進機能の強化を図ります。

施設整備方針2 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの機能連携を図る配置

宮城県民会館とみやぎNPOプラザのゾーニングを工夫し、動線計画を完全に分節することなく一体的な空間として計画することで、機能連携による相乗効果の発揮や利用者の交流を促進します。

施設整備方針3 集約による合理化・規模適正化

類似した用途の諸室（会議室、カフェ等）や、共用利用可能な諸室を共有化することにより、施設規模を適正化し、稼働率の向上、施設管理の効率化を図ります。

(2) 基本的な部門構成

現在の宮城県民会館及びみやぎNPOプラザが有する施設機能を踏まえ、基本理念や基本方針を実現するため、「ホール部門」、「民間非営利活動部門」、「創造・育成・連携拠点部門」、「交流・コミュニティ部門」及び「管理運営部門」により構成します。

図表 3-3 : 部門構成

区分	施設	用途
ホール部門	大ホール	ポピュラー音楽、ミュージカル、オペラ、バレエ等の大型公演
民間非営利活動部門	交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室	民間非営利活動の促進のための中核機能拠点として、NPOやその活動を支援
創造・育成・連携拠点部門	スタジオシアター	人材育成中核拠点として機能性が高く多用途に利用
	スタジオA、B、C等	劇場・ホール関係者や県民等を対象とした技術研修やワークショップなど
交流・コミュニティ部門	ギャラリー、アトライブラリー、会議室、エントランスロビー、カフェ等	交流が生まれる共用空間
管理運営部門	事務室、廊下、機械室等	施設の管理運営

① ホール部門

図表 3-4 : ホール部門の施設機能

施設	機能概要
大ホール	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の著名アーティストによるポピュラー音楽や大型ミュージカルをはじめとした各種公演及び大会・集会利用を想定し、劇場型（プロセニウム形式）で、客席数は2,000～2,300席程度の電気音響を重視しテクノロジーの進化に対応した多目的ホールとします。
客席	<ul style="list-style-type: none"> 客席は複層化し、利用人数が少ない時は1階のみで利用するなど、利用者数に応じて使うことができるよう工夫します。 客席後方などに立見スペースを設置し、効率的な収容人数の増加を図ります。 座席自体はゆとりのあるサイズにするとともに、障害者や高齢者にも配慮します。

舞台周り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台袖を含めて十分な舞台の大きさを確保するとともに、容易な搬入・搬出，楽屋やアーティストラウンジの確保など，バックヤードの充実を図ります。 ・ 音響反射板を設置し，生音でのコンサート等に対応できるようにするとともに，可動式のオーケストラピットを設置します。 ・ 舞台設備（機構，照明，音響映像等）については，基本的性能を確保するとともに，将来，新たな演出や表現方法を生み出す機器やシステムの導入に対応できるようなインフラの整備を検討します。
ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホワイエは，観客が開演前や幕間にゆったりとくつろげるよう配慮します。 ・ トイレは十分な数を確保することとし，特に女性用は一般的な基準を上回る個数を検討するとともに，待機スペースについても検討します。 ・ 主催者控室，クローク等のスペースも検討します。

② 民間非営利活動部門

図表 3-5：民間非営利活動部門の施設機能

施設	機能概要
交流サロン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せスペースや個人ブースを設置し，来館者が自由に利用できるフリースペースとします。 ・ 多目的スペースとして利用できる空間とします。 ・ カフェスペースやショップスペースを併設し，インキュベート施設としても利用することを検討します。 ・ 情報収集・発信の場（パソコン利用，NPO法人資料の閲覧，配架コーナー）とします。 ・ 受付・相談スペース（カウンター等）には簡易な間仕切り等を設置し，打合せ等にも利用可能な空間とするように検討します。 ・ 利用者の利便性を図るため，Wi-Fi環境を整備するとともに，県内外との交流を可能となるよう，ICT環境を整備します。
NPOルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動拠点の確保を望む団体が事務ブースとして利用することを想定し，利用団体専用の部屋を検討します。 ・ 遮音性パーティションなどにより，防音性能に配慮します。

相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家やNPOプラザ職員による個別相談を実施することを想定した個室の相談室を設けます。 ・ ICTを活用し、時間や場所を選ばず相談ができる環境を整備します。
共同作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷機、カラーコピー機等を設置し、NPO活動に必要な資料やチラシの作成に利用できるようにします。

③ 創造・育成・連携拠点部門

図表 3-6 : 創造・育成・連携拠点部門の施設機能

施設	機能概要
スタジオシアター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平土間形式とし、可動客席の導入等により500～800人程度の収容を可能とします。また、300席程度の利用形態を想定した仕様についても検討します。 ・ 演劇公演に適した形状を基本としながら、音楽ライブやダンスパフォーマンス、ファッションショーや各種イベント、最新技術を用いて創作された映像作品、美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展など、あらゆる表現芸術に対応できるように検討します。
スタジオA, B, C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古、各種作品の制作や創造、ワークショップ、小規模な発表会や展示会まで、様々な用途に利用可能なスペースとなるようにします。 ・ スタジオAは大ホールの主舞台と同程度の規模で、収容人数は200～300人程度の想定とします。 ・ スタジオB, Cは、生音の楽器演奏や合唱、バンド練習など音の出る活動、バレエやダンス、演劇・芝居等、様々な活動に対応できるように、防音・遮音性能の確保、壁面の鏡張りやバレエバーの設置などを検討します。 ・ このほか、デジタル作品の創作を可能とする高機能の音楽スタジオ、映像スタジオ等の設置についても検討します。

④ 交流・コミュニティ部門

図表 3-7 : 交流・コミュニティ部門の施設機能

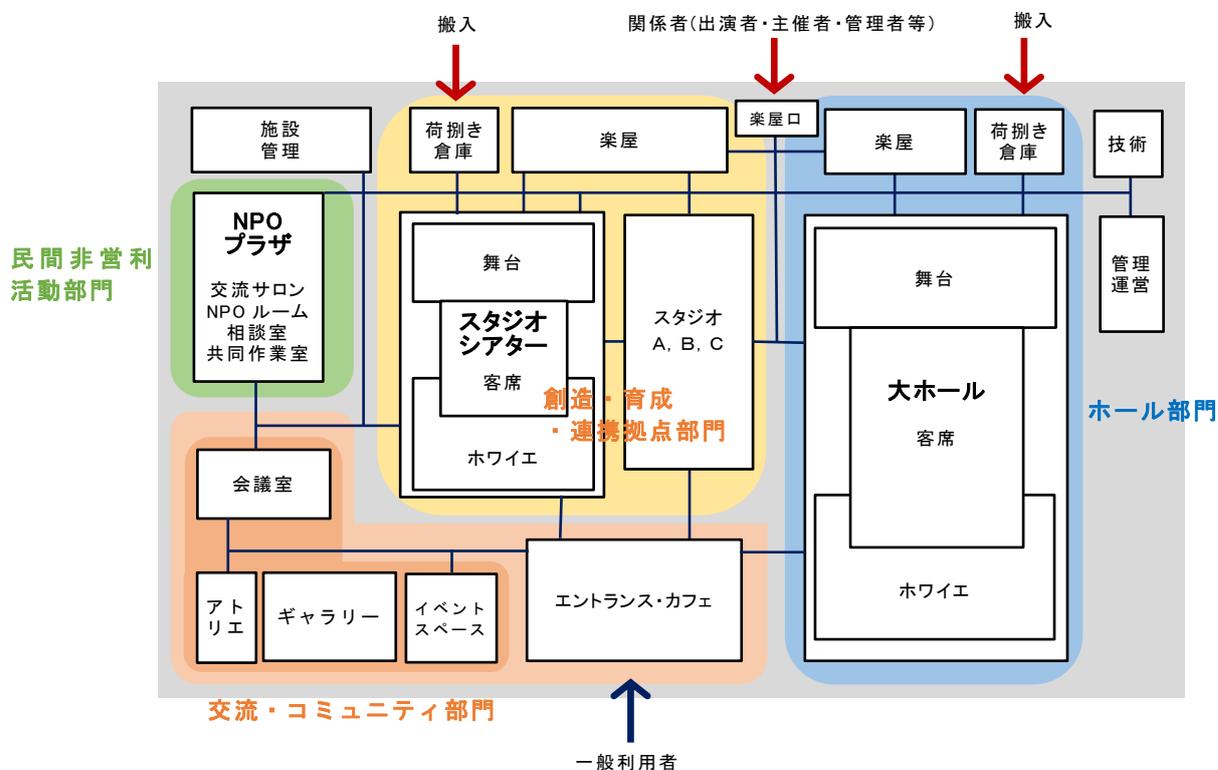
施設	機能概要
ギャラリー・アトリエ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画や書道などをはじめとした文化芸術活動を行い，創作した作品を展示することができるアトリエやギャラリーの設置を検討します。 ・ ギャラリーは，絵画や写真，彫刻等の作品展示のほか，これらと映像や音楽を組み合わせた作品など，先端技術を活用した次世代の作品の展示に対応することを想定した空間と設備を備えることを検討します。 ・ ギャラリー・アトリエは，創作活動の様子が外から見えるような仕様を検討します。
アートライブラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内，国内外の文化芸術作品を収集し，情報発信するライブラリーを設置します。 ・ 演劇，音楽，ダンスをはじめとした各種エンタテインメントに関する図書，CD，映像資料等を収集保管し，閲覧に供します。
エントランスロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な文化芸術活動を行い，交流・コミュニティ活動を誘発するエントランスロビー空間を設けます。 ・ エントランスロビーにおいては創造・育成・連携拠点部門の諸室で行なわれている活動を表出させるほか，各種講座やワークショップ，アーティストと県民の交流イベントを行うなど，県独自の文化芸術活動を推進できるよう配慮します。 ・ エントランスロビーは外部からの視認性を高め，屋外広場等との一体的な利用を図ります。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般県民，文化芸術活動に関わる団体，NPO，施設運営者（宮城県民会館・みやぎNPOプラザの職員）等，様々な主体が共用で利用します。
カフェ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者が心地よく過ごせるように，カフェ等の飲食スペースや小さな子供連れに対応するキッズスペースなどの設置を検討します。 ・ 前庭として広場を設置し，アート作品の展示や野外ライブ・パフォーマンスなどを行える空間とすることで，エントランスロビーと連続させて一体的な利用が可能となるように検討します。

⑤ 管理運営部門

図表 3-8 : 管理運営部門の施設機能

施設	機能概要
事務室 (宮城県民 会館)	・ 自主事業の企画運營業務, 施設全体の維持管理業務, 諸室貸出しの管理等を一体的に行う事務室を設けます。
事務室 (みやぎ NPO プラザ)	・ みやぎNPOプラザの職員の執務室として利用します。 ・ 受付・窓口対応がすぐに行えるよう交流サロンに隣接した配置を検討します。
機械室	・ 安全性, メンテナンス性, 環境負荷低減に配慮した機械室を設けます。
災害対応関係	・ 有事の際に県民の避難場所として機能するよう, 災害用備蓄倉庫等を設けます。

図表 3-9 : 機能相互の関係性について (機能関連図)



2. 展開する事業

集約・複合化施設は、第2章で示した基本理念及び基本方針に基づき、人々が日常的に交流し、様々な主体による協働が生まれ、創造性を喚起・発揮する拠点となります。宮城県民会館とみやぎNPOプラザのこれまでの取組を発展・強化するとともに、宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を広域的に展開します。

図表 3-10：展開する事業

宮城県民会館	みやぎNPOプラザ	宮城県民会館とみやぎNPOプラザの連携
①宮城県民会館が主導して行う事業 ・貸館事業（大ホール、スタジオシアター、スタジオ、ギャラリー・アトリエ） ・自主事業（交流・普及・創造育成事業）	②みやぎNPOプラザが主導して行う事業 ・情報の収集・提供事業 ・相談及び研修事業 ・調査及び研究事業 ・施設又は設備の提供事業 ・民間非営利活動を行う者・県民・企業及び県相互の連携及び交流の促進事業	③宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携して行う事業（交流・普及・創造育成事業） ・県内の文化施設等との連携・協働事業 ・県内のアートイベントとの連携事業

(1) 宮城県民会館が主導して行う事業

① 貸館事業

(ア)大ホール

仙台市が建設を計画・検討している、生の音源に対する音響を重視した高機能多機能ホールに対して、電気音響を重視しテクノロジーの進化に対応した多目的ホールとし、東北最大規模の大型総合エンタテインメント拠点として、国内外の著名なアーティストによるポピュラー音楽、ミュージカル、オペラ、バレエの大型公演など、上質な作品に県民が触れる機会を提供します。また、最先端の芸術発信・クリエイティブ拠点として、演劇・音楽・舞踏・美術あらゆる芸術分野の作品を体験する機会を提供します。

(イ)スタジオシアター

県民の文化芸術活動の拠点として、県内文化芸術団体や一般県民に対し、発表や練習の場を提供します。また、演劇や音楽ライブ、ダンスパフォーマンス、ファッションショー、イベント、最新技術を用いて創作された映像作品、美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展といった、多目的に利用可能な場を提供します。

(ウ)スタジオ

各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古，各種作品の制作や創造，ワークショップ，小規模な発表会や展示会まで，様々な用途に利用可能な場を提供します。

(エ)ギャラリー・アトリエ

- ・ 絵画や書道などをはじめとした文化芸術活動を行い，創作した作品を展示可能な場を提供します。また，ギャラリーは，絵画や写真，彫刻等の作品展示のほか，これらと映像や音楽を組み合わせた作品など，先端技術を活用した次世代の作品の展示にも対応します。
- ・ 県内の児童・生徒の美術展などが開催できるスペースを確保し，宮城県美術館におけるギャラリー機能と合わせて県民が発表できる機会の充実を図ります。

② 自主事業**(ア)交流事業**

- ・ 文化芸術を通じて，県民同士，県民とアーティスト，県民と多様な主体（NPO・民間企業・教育機関等）の出会いや交流の創出を目的としたイベントを定期的実施します。
- ・ エントランスロビーやホワイエ，屋外広場や緑地といった共用スペースを，開かれた交流の場として活用します。

(イ)普及事業

- ・ 子供から大人まで幅広い世代の県民や，普段文化芸術に触れることの少ない県民に対し，文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・ 県内の文化芸術団体等と連携し，県内外のアーティストと県民が触れ合いながら様々な文化芸術を普及する場となることを目指します。

(ウ)創造育成事業

- ・ 県内の文化芸術団体等が行う文化芸術活動に対する助成等を通じて，先駆的・創造的取組を促すとともに，将来の担い手を育成します。
- ・ 施設運営のノウハウ・知見等を学ぶ機会を提供し，県内市町村文化施設の運営・技術スタッフ等の人材育成を支援します。

(2) みやぎNPOプラザが主導して行う事業

県内全域におけるNPO活動を促進する中核機能拠点として、NPO・県民・行政・企業など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPOがより良い成果をあげる活動支援をするため、様々な情報の受発信と場所の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組みます。

① 情報の収集・提供事業

NPO活動への参加促進や活動支援に関する情報の収集を行い、情報誌の発行やICTを活用した情報発信により、NPOの活動内容やボランティア・会員募集及び助成金情報などの各種情報を提供します。また、一般県民のNPO活動への参加促進やNPOと多様な主体との出会いや交流を創出することを目的に、フリースペースである交流サロンを運営し、NPOに関する情報収集やNPOの情報発信の場を提供します。

② 相談及び研修事業

NPO法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についてNPOを対象とした講座・研修を実施するほか、行政職員及び県内のNPO支援施設職員を対象とした講座・研修を実施します。

③ 調査及び研究事業

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

④ 施設・設備の提供事業

NPOに対し、NPO活動に必要な施設や設備を提供します。また、交流サロン内にインキュベーション施設を併設する等、コミュニティビジネスの展開の場を提供します。

⑤ 民間非営利活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流の促進事業

県内全域のNPO活動の促進を図るため、みやぎNPOプラザの持つ機能やネットワークを活用し、連携・交流に関する情報収集及び交流イベント等を企画・運営し、NPO、県民、企業等の多様な主体による協働を推進します。また、各地域においてNPO活動が促進されるよう、地域のNPO支援施設の機能強化を支援するとともに、NPO支援施設と連携した協働事業を実施します。さらに、市民活動やボランティア活動を行おうとする県民とNPO、社会貢献活動を行おうとする企業とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。

(3) 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携して行う事業

みやぎNPOプラザがネットワークとして有する様々な領域のNPOと県内外のアーティストが連携・協働することで、福祉・教育分野などの他領域に関する交流・普及・創造育成事業を行います。また、宮城県美術館や県内市町村の文化施設、NPO支援施設等との連携・協働を図ります。併せて、集約・複合化施設や広場、プロムナードなどの敷地周辺を活用したイベントを行う団体等に対し、効果的に施設を利用するためのサポートや円滑に事業を実施するためのコーディネートを行います。

こうした取組によって、文化芸術に触れる人の増加や裾野の拡大、文化芸術を通じた社会包摂、宮城県における文化芸術のインフラとしての役割強化、社会課題解決に関心の高いアーティスト・クリエイターの集積等が期待されます。

交流事業においては、県内で実施される様々なアートイベントに積極的に参画するとともに、県民やNPOと県内外のアーティスト等のマッチングを図り、協働して文化芸術活動を行う機会を提供します。

普及事業においては、文化芸術に関わるNPOと協働で、県内の文化施設や学校、医療・福祉施設等を活用したイベント等を通じて、県民が等しく文化芸術に直接触れることができる機会を提供します。

創造育成事業においては、県民やNPO、アーティスト等多様な主体が協働し、地域における社会課題解決や社会包摂に関する文化芸術活動に触れ、学び、創造性を発揮する機会を提供します。

こうした事業の展開に当たっては、全国の様々な地域で行われている先進的な事例も参考にしながら、社会包摂につながる活動の在り方を検討していきます。

図表 3-11：視覚芸術と他領域の連携事例

障害のある方のための特別鑑賞会（東京都美術館）	
<ul style="list-style-type: none"> 普段は混雑している特別展を障害のある方が安心して鑑賞できるよう、休室日に開催する鑑賞会です。事前申込制で特別展ごとに開催しています。アート・コミュニケーターが受付や移動のお手伝いをします。 	

パラフォト・イマジネーション写真交流 (NPO法人国際障害者スポーツ写真連絡協議会)	
<ul style="list-style-type: none"> 横浜を拠点に、障害者スポーツをモチーフとした写真その他メディアによる表現を通じて、障害の有無や世代の差、国や地域の壁を越えた視点によるコミュニケーションを行い、人と人が相互に理解しあう社会の形成を目指す団体の取組です。 写真や映像系のクリエイターが関わり、社会包摂についてスポーツを通じたまちづくりから読み解くことで、新たな視点が都市にもたらされることが期待されています。 横浜美術館を運営する横浜市文化振興財団の実施する助成事業に採択されています。 	
NPO法人アーツプロジェクト	
<ul style="list-style-type: none"> 「アートの力をもって、病院などの医療環境をより快適な癒しの空間とすること」を目的とするNPO法人です。 病院の依頼に対して芸術家を派遣し、作品制作を行っています。これまでに、約30の医療機関でアートを展開しています。 京都造形芸術大学と連携して、壁画制作を行っている京都府立医科大付属病院では、地下通路の印象について「快適」と答えた人の割合は制作前の1.9%から79.1%に増加するなど、病院を快適な空間にするという点に効果が現れています。 	 

出典：東京都美術館HP (<https://www.tobikan.jp/learn/accessprogram.html>), アーツコミッションヨコハマHP (https://acy.yafjp.org/support_programs/2018/18571/), 株式会社野村総合研究所「平成26年度文化庁委託事業 社会課題の解決に貢献する文化芸術活動の事例に関する調査研究 報告書」を基に宮城県が作成

図表 3-12：舞台芸術と他領域の連携事例

福祉団体との連携（北九州市芸術劇場）	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年から北九州身体障害者福祉協会と連携し始めた、障害者向けのプログラム。障害者及び障害者の家族（介護者）の芸術活動発表の場を提供することを目的としています。 劇場はコーディネーターとして取りまとめをするに留まり、構成や演出は演者に任せていることが特徴です。 	
NPO法人こえとことばとこころの部屋（ココルーム）	
<ul style="list-style-type: none"> 大阪市西成区の釜ヶ崎（あいりん地区）の地域住民を「学生」とする講座やワークショップなどの自主プログラム。 平成24年から様々な会場で、年間40～60の講座やワークショップを開いている。無料またはカンパ制で、年齢、地域問わず、誰でも参加できます。 音楽、狂言、合唱、ダンス、写真、詩など様々な活動が行われ、毎回30人以上が参加しています。 平成26年にはヨコハマトリエンナーレ2014に釜ヶ崎芸術大学として参加し、横浜美術館において展示やイベントを行いました。 	
alaまち元気プロジェクト（可児市文化創造センター）	
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から実施されている「ala まち元気プロジェクト」では、教育機関、福祉施設、病院、企業、多文化共生施設、市民を対象として音楽や演劇、ダンスなどのワークショップを行っています。児童生徒や障害者、高齢者、不登校や在住外国人の子どもらも対象として、年間400回以上実施されています。 プログラムは「劇場をとびだして、まちじゅうへ」をキャッチフレーズに、劇場に足を運ぶ人の基に文化芸術を届けるものを実施しています。 毎年大型市民参加プロジェクトを実施しており、毎回100名ほどの市民が参加しています。プロのスタッフ・キャストの方々と共同・共演することにより、市民の創作意識を高め、地域の活性化を図ることに寄与しています。 	

出典：北九州市芸術劇場HP（<http://q-geki.jp/projects/2016/ourai2017/>）、株式会社野村総合研究所「平成26年度文化庁委託事業 社会課題の解決に貢献する文化芸術活動の事例に関する調査研究 報告書」を基に宮城県が作成

第4章 集約・複合化施設の整備計画

1. 整備予定地

(1) 立地の選定

集約・複合化施設の整備予定地については、「県有施設等の再編に関する基本方針」の基本的な考え方に基づき、公有地を有効に活用する観点から、利活用が可能な複数の県有地等から優先的に検討しました。

この結果、県内外の利用者が見込まれる施設として求められる交通アクセスに優れていること、施設整備に必要となる面積が確保できること、周辺施設との連携可能性等を考慮し、集約・複合施設の整備予定地を仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）としました。

(2) 立地の特徴

① 交通利便性の高さ

整備予定地は、県内全域からの広域的なアクセス性に優れています。公共交通については、仙台駅から約2kmの距離に位置し、JR仙石線宮城野原駅と直結していることから、JR各線及び仙台市営地下鉄を利用してアクセスすることが可能です。（仙台駅からJR仙石線で宮城野原駅まで4分、出入口より徒歩約1分）

幹線道路からのアクセスについては、国道45号に近接するほか、市道元寺小路福室線に接しており、仙台東部道路や仙台南部道路の最寄りインターチェンジから近いため、東北自動車道や三陸沿岸道路、常磐自動車道といった高速道路網によって、県北・県南地域からのアクセスが容易となっています。（仙台東部道路仙台東インターチェンジから約13分、仙台南部道路長町インターチェンジから約15分）

また、敷地の広さを活かして、マイカー利用者や大型バス利用者のための駐車スペースを十分に確保することが可能です。

② 多様な拠点との連携可能性

整備予定地の周辺には、仙台市都市計画マスタープランで「スポーツ交流拠点」に位置づけられている宮城球場、仙台市陸上競技場が立地し、緑の拠点となる榴岡公園が隣接していることに加え、広域防災拠点の整備が予定されています。

これらの施設と連携することで、広域的かつ多様な交流による機能連携の強化や推進が図られ、新たな賑わいの創出が期待されます。

以上のように、仙台医療センター跡地は広域的なアクセス性が高い点、仙台市において多様な交流と機能連携の推進を目指すエリアにある点、敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点、周辺施設との連携が可能な点が特徴であり、多くの県民や県外からの来訪者が訪れ、滞在し、時間を過ごすことに適した立地といえます。

図表 4-1 : 整備予定地の広域的位置



図表 4-2 : 整備予定地の概要

立地	面積	約 54,000 m ²
	アクセス	J R 仙石線宮城野原駅に直結（J R 仙台駅から 2 駅） 国道 45 号, 国道 4 号仙台バイパスに近接
	道路	市道元寺小路福室線（北側）, 市道宮城野原駅前線（南側）, 市道五輪連坊線, 宮城野二丁目 5 号線（西側）
敷地 周辺	西	住宅地（道路反対側）
	北	住宅地（道路反対側）
	東	看護助産学校, 住宅地
	南	仙台医療センター（道路反対側）
	その他	仙台育英学園高等学校, 榴岡公園, 宮城野原公園（総合運動公園, 野球場等）, 広域防災拠点（整備予定）

図表 4-3 : 整備予定地の周辺環境



(3) 都市計画条件

整備予定地における都市計画条件は下表のとおりです。

図表 4-4 : 都市計画条件

都市計画 地域地区	都市計画区域	都市計画区域 市街化区域
	用途地域	近隣商業地域 容積率：300% / 建ぺい率：80%
	防火地域	準防火地域
	斜線制限	道路斜線：1：1.5，適用距離：20m / 隣地斜線：20m超，1：2.5 / 北側斜線：なし
	特別用途地区	仙台市特別用途地区建築条例：第6条（大規模集客施設制限地区）
	高度地区	第4種高度地区
	日影規制	5m：5h，10m：3h / 測定高さ GL+4m
条 例	景観計画	景観地区：なし 景観計画 区域ゾーン区分：沿線市街地ゾーン 景観重点区域：なし
	緑化率	杜の都の環境をつくる条例 公共団体：商業地域・近隣商業地域：10%
	環境影響評価	該当なし
	その他	駐車場附置義務条例：近隣商業地域等 仙台市屋外広告物条例：第二種許可地域 宮城県防災調整池設置指導要綱：10ha未満は仙台市協議

(4) 施設整備に当たって配慮すべき事項

① 交通対策

整備予定地の周辺には、仙台医療センターや宮城球場等が立地しており、こうした施設の立地状況を踏まえた交通対策を適切に講じる必要があります。

宮城球場での試合開催時は公式駐車場約600台が完全予約制であることから、鉄道や仙台駅からのシャトルバスで来場する人が多いと想定されますが、試合開催時や通勤時間帯の交通状況を十分に踏まえ、集約・複合化施設利用者の円滑な動線や仙台医療センター駐車場利用者との交錯を回避するような動線に配慮した整備を行います。また、JR仙石線宮城野原駅利用者の安全性及び利便性の向上に向けた方策についても検討する必要があります。

② 災害対策

整備予定地は、仙台市のハザードマップで、地震や浸水被害などの危険予測が示されており、長町－利府線断層帯の東側に位置することから、対策が必要となります。

③ J Rとの協議

整備予定地の付近には、地下にJ R仙石線が通っているため、建物計画時には、鉄道施設に影響を与えない対応について検討を行う必要があります。

また、地下のJ R仙石線からの騒音・振動への配慮が必要となる可能性があります。

④ その他

仙台医療センターのドクターヘリの飛行音や、野球の試合開催時の歓声等による影響を踏まえ、遮音構造などの検討が必要となります。

2. 施設計画

(1) 施設規模

現在の宮城県民会館（12,470㎡）及びみやぎNPOプラザ（1,262㎡）を合計した面積は、13,732㎡です。

第1章で取りまとめた課題に対応するため、宮城県民会館については、ホール機能をはじめとした各種の機能について、適切な施設規模を確保することとしており、現施設より面積が増加します。また、みやぎNPOプラザについては、既存施設と同等の機能・面積とします。

両施設の集約・複合化に当たっては、機能強化と課題解消を図るとともに、共用化による効率化を図り、施設規模の適正化を図ります。

図表4-5：施設規模

区分	施設	面積（㎡）
ホール部門	大ホール	8,000
民間非営利活動部門	交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室	600
創造・育成・連携拠点部門	スタジオシアター、スタジオ等	4,700
交流・コミュニティ部門	ギャラリー、アトライブラリー、エントランスロビー、会議室、カフェ等	2,800
管理運営部門	事務室、廊下、機械室等	6,100
計		22,200

※ 現時点での検討に基づいた施設規模であり、今後の施設設計等の進捗に応じ変動する可能性があります。

(2) 建築物の構造計画

来訪者等の安全を確保するとともに、国土交通省及び本県の定める基準を踏まえることとします。また、大規模地震発生時に災害応急対策活動にも対応できるよう、総合的な耐震安全性を確保した構造についても検討します。

(3) 設備計画

① 用途に応じた性能の確保

ホール・スタジオシアターとしての機能を満たす、音響性能を確保する設備システムとします。今後、舞台機構や音響設備については運営内容に従い、設備を検討します。

② 環境性能の確保

省エネルギーへの配慮や効率性の高い設備システムにより、運営費用を抑える計画とするとともに、将来の更新に配慮した機器や汎用品を検討します。また、太陽光発電、太陽熱利用（冷暖房など）、地中熱等の再生可能エネルギーの導入について検討します。

エネルギー使用量の可視化や効率的で最適なエネルギーマネジメントの実施を検討します。

③ 業務継続性能の確保

自然災害等のほか、都市停電や都市火災等の都市災害に対する安全性を確保します。立地条件や施設の使い方を踏まえた電力の二回線受電、非常用自家発電の燃料の備蓄（72時間以上）や冗長化のほか、水害対策の必要性に応じ、重要施設の高層化や耐水化、備蓄倉庫による飲料水の確保やトイレの洗浄水に井水や雨水を利用するなどの検討を行います。

災害時におけるBCP（業務継続計画）対応の一環として、太陽光発電とともに蓄電池の導入を検討します。

（4）配置計画

① 配置計画の考え方

（ア）敷地内の施設等の配置

- ・ 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの集約化による相乗効果を高めるため、施設間のつながりや活動の連携を生み出せる配置とします。
- ・ 建物高さが必要になるホール部分の配置は、第4種高度地区による敷地北側の高さ制限や日影規制に配慮します。
- ・ 周辺道路に5～20cmの深さの浸水被害履歴があることを考慮し、地盤レベルを上げるなどの対応策を検討します。

（イ）ゾーニング

- ・ ホールとスタジオシアターの間にはリハーサルを行うスタジオを配置することで、双方で共用できるようにするとともに、イベント時でも活用できるようにします。
- ・ 県民の方が利用できるスタジオ等の創造・育成・連携拠点部門や会議室については、施設を訪れる人々が利用しやすい配置とします。
- ・ エントランスロビーやアートライブラリー、ギャラリー等の交流・コミュニティ部門については、施設を訪れる人々が新たな気づきや出会いを誘発できる配置とします。
- ・ 民間非営利活動部門については、エントランスロビー等の人々が集まるエリアに近接させるなど、多様な主体の交流を促進する配置とします。

(ウ) 広場

- ・ 屋外のイベントが開催できるとともに、屋内と一体感を生み出せる配置とします。
- ・ 有事の際、県民の避難場所として利用するための必要機能を整理します。

(エ) 駐車場・車両動線

- ・ 北側の市道元寺小路福室線からのアクセスでは、道路の渋滞の回避や歩行者の安全を確保できるよう乗入方法を検討します。
- ・ 仙台医療センター駐車場利用者との交錯を回避するような動線とします。
- ・ 他の地方公共団体の同規模の類似施設を参考に駐車場台数は300台程度を想定しています。今後、利用者等の意見を踏まえ、設計段階で更に精査を進めます。
- ・ 一般車、搬入車の駐車場ゾーニングを行い、イベント時に使いやすい駐車場とします。

(オ) 歩行者動線

- ・ 公共交通機関であるJR仙石線宮城野原駅からの歩行者動線を考慮し、賑わいを創出する建物配置とします。
- ・ 歩行者と車両の動線の交錯を防ぎ、安全な歩行者空間を確保します。また、ユニバーサルデザインにも配慮します。

(カ) 周辺環境との関係性

- ・ 仙台医療センターのドクターヘリの飛行音や、宮城球場からの歓声等も考慮した配置とします。
- ・ 鉄道施設への影響、JR仙石線からの騒音・振動を考慮した配置とします。

(キ) その他配慮すべき事項

- ・ 全ての人が利用しやすい、ユニバーサルデザイン・バリアフリー・ダイバーシティに配慮した施設とします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応を踏まえ、衛生面に配慮した設備を導入するなど、安全・安心な施設とします。
- ・ 施設のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努め、環境負荷の少ない、地球環境や都市環境の維持・保全に対応した施設とします。

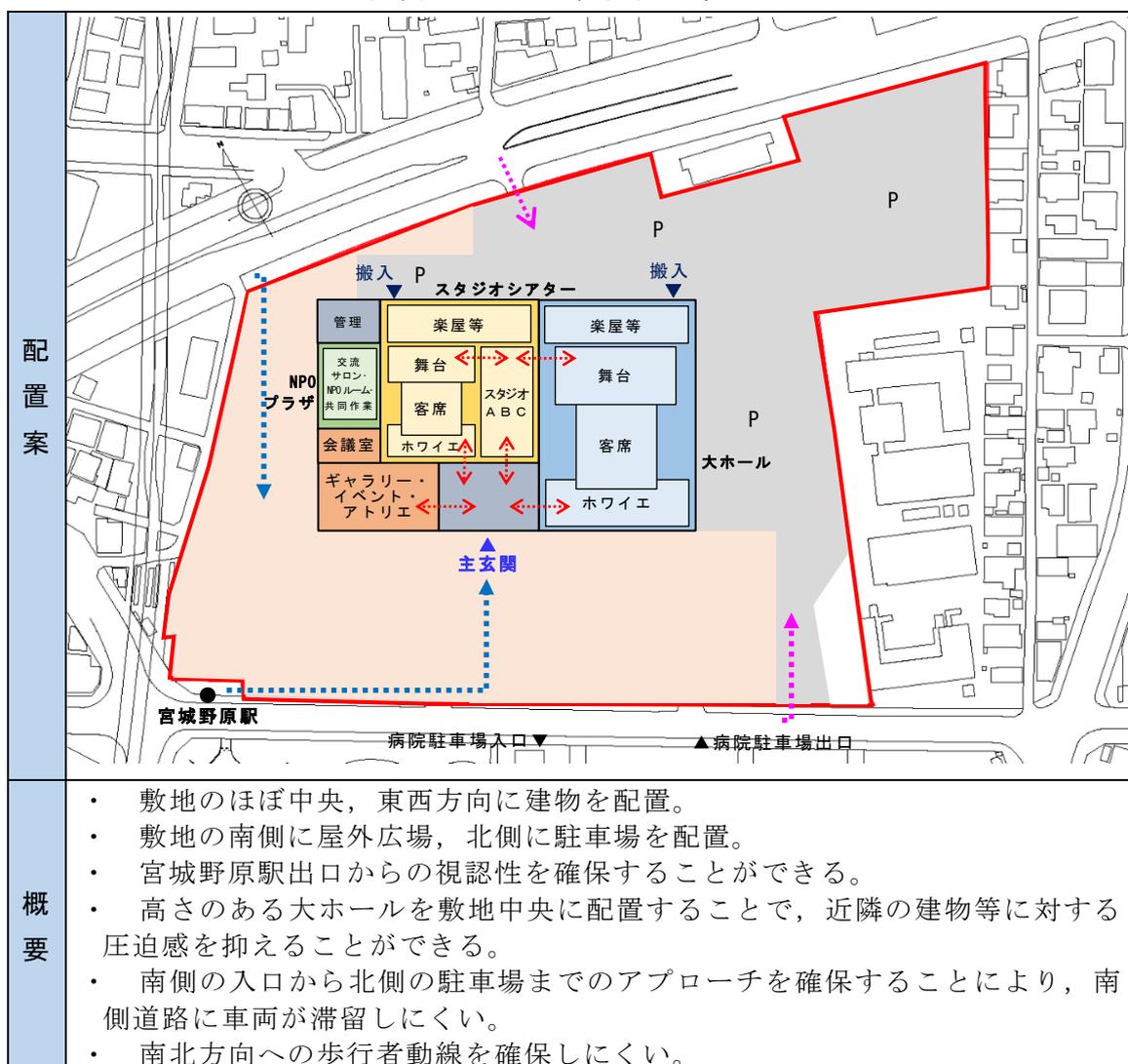
② 配置計画の比較

上記の考え方をもとに、建物の配置計画についてA案からD案までの4案を示します。具体的には、基本設計段階で諸条件を整理する中で、関係者との協議等により定めることとなります。

(ア) A案

用途：	 ホール	 スタジオシアター, スタジオ	
	 NPOプラザ	 エントランス等	 交流・コミュニティ
	 P 駐車場	 屋外広場	

図表 4-6 : 配置計画 A案



配置案

概要

- ・ 敷地のほぼ中央，東西方向に建物を配置。
- ・ 敷地の南側に屋外広場，北側に駐車場を配置。
- ・ 宮城野原駅出口からの視認性を確保することができる。
- ・ 高さのある大ホールを敷地中央に配置することで，近隣の建物等に対する圧迫感を抑えることができる。
- ・ 南側の入口から北側の駐車場までのアプローチを確保することにより，南側道路に車両が滞留しにくい。
- ・ 南北方向への歩行者動線を確保しにくい。

(イ) B案

用途：	 ホール	 スタジオシアター, スタジオ	
	 NPOプラザ	 エントランス等	 交流・コミュニティ
	 P 駐車場	 屋外広場	

図表 4-7 : 配置計画B案



(ウ) C案

用途：	 ホール	 スタジオシアター, スタジオ	
	 NPOプラザ	 エントランス等	 交流・コミュニティ
	 P 駐車場	 屋外広場	

図表 4-8 : 配置計画 C案



概要

- ・ 敷地の東側、南北方向に建物を配置。
- ・ 敷地の中央・西側に屋外広場、北東・南側に駐車場を配置。
- ・ 南北方向への歩行者動線を確保できる。
- ・ 高さのある大ホール・スタジオシアターを東側に配置することで、近隣の建物等に対して圧迫感がある。

(エ) D案

用途：	 ホール	 スタジオシアター, スタジオ	
	 NPOプラザ	 エントランス等	 交流・コミュニティ
	 P 駐車場	 屋外広場	

図表 4-9 : 配置計画D案



図表4-10：集約化・複合化施設のイメージ図
(外観図)

3. 概算事業費

想定される施設規模（延床面積）に基づき、近年国内で整備された類似施設の工事費等を参考にして、概算事業費（施設整備費）を算出しました。

あくまで現時点での検討に基づいた概算額であり、今後の施設設計等の進捗に応じ変動する可能性があります。

施設整備費（建設費、調査・申請費、設計・監理費）：約250億円（税込）

4. 整備工程及びスケジュール

事業手法は、設計と施工をそれぞれ発注する従来型事業手法と、民間活力を導入し、設計・施工・管理運営を一体で発注する事業手法（PFI手法等）が考えられます。

それぞれの手法における整備工程スケジュールは以下のとおりです。事業手法、開発許可の要否等により変更が生じる可能性があります。今後、新たに整備する集約・複合化施設に適用する事業方式について検討を進めます。

図表 4-1 1：従来型事業手法による整備工程・スケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設計発注準備	設計(基本・実施)			施工(外構工事含む)				
PFI導入調整会議 大規模事業評価							開館準備	管理運営

図表 4-1 2：PFI手法による整備工程・スケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
PFI導入可能性調査	事業者募集条件検討, 募集・選定			設計・施工(外構工事含む)				
PFI導入調整会議 大規模事業評価							開館準備	管理運営

第5章 集約・複合化施設の運営計画等

1. 管理運営の基本方針の検討

(1) 運営方式

① 基本的な考え方

運営方式は、主に宮城県が管理運営を行う直営方式と、指定管理者制度により指定管理者として指定した特定の事業者が管理運営を行う指定管理方式の2つがあります。新たに整備する集約・複合化施設の基本理念・基本方針を実現するためには、文化芸術活動と民間非営利活動に関する高い専門性・ノウハウ等に基づいた管理運営が必要です。

② 運営方式

現在の宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの運営方式は指定管理者制度を採用しています。専門性を備えた人材を確保するとともに、民間のノウハウを生かした柔軟で効率的な運営を行う指定管理者制度を含め、新たに整備する集約・複合化施設にふさわしい運営方式について検討を進めます。

(2) 運営組織

① 基本的な考え方

基本理念や基本方針を実現するためには、宮城県民会館には舞台芸術に関する高い専門性やネットワークを有した人材が、みやぎNPOプラザにはNPOの支援活動に専門性を有する人材が必要です。

宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を継続的に実施するためには、両者の活動を繋ぐコーディネーターが可能な人材や組織体制も必要になります。

② 運営組織

宮城県民会館には、舞台芸術の専門性が高く、県内外の劇団や舞踏家等、関係する団体との広範なネットワークを有する人材を配置することを検討します。加えて、宮城県民会館とみやぎNPOプラザの連携をコーディネートする機能（人材、組織、会議体等）を設置することも検討します。

(3) 管理運営方針

施設の供用開始に向けて、以下に示す項目を検討します。

図表 5-1 : 管理運営方針の検討項目

大項目	小項目	概要
管理運営	公演計画・ イベント計画	年間に実施する公演数，ジャンル 年間に実施するイベント数，種類
	貸館稼働率	目標とする貸館稼働率
	料金体系	貸館の料金体系
	営業時間・休館日	営業時間と年間の休館日
運営体制	人員数，組織体制	施設運営に最適な組織体制 施設運営に必要なスタッフの役職，能力，人数
	運営主体	運営計画を実行するための運営体制を整えられる運営主体
運営方式		直営，指定管理，業務委託，これらの混合など，複数の運営方式から最適な手法を選択

2. 現施設跡地の活用方針の検討

(1) 宮城県民会館

宮城県民会館の移転時期も考慮しながら，定禅寺通エリアの活性化や魅力向上に繋がるような利活用方策について，仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議調整を行います。

(2) みやぎNPOプラザ（榴ヶ岡分室庁舎）

榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の跡地については，他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら，仙台市のまちづくりや周辺環境等を踏まえ，今後，県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行います。

【用語集】

用語	説明
ライフサイクルコスト	建物の企画から設計，施工，管理運営，そして役割を終えた建物が解体処理されるまでにかかる生涯経費のことをいう。「LCC (Life Cycle Cost)」と表記することもある。
オーケストラピット	オペラやミュージカルなどで舞台と客席の間に設けられたオーケストラが演奏するための専用スペース。客席からは見えないよう客席よりも数メートル下げているが，オーケストラが必要ない場合は，客席と同じ高さにし，客席として利用することもある。
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢，性別，人種等にかかわらず，あらゆる人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
バリアフリー	段差の解消など，障害をもつ人々が，生活環境（住宅，地域施設，交通施設）において，普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。
ホワイエ	劇場など人の出入りの多い建物で，入口に付属した廊下・控え室・応接間などを兼ねる空間。
NPO	Nonprofit Organization の略であり，直訳すると「非営利(営利を目的としない)組織」。NPOには，特定非営利活動法人（NPO法人）を含む非営利の各種法人のほか，法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれる。NPOのうち，特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ぶ。
SDGs	SDGs（エスディージーズ）とは，Sustainable Development Goals という英語の頭文字をとった略称で，持続可能な開発目標と訳す。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことである。17のゴール・169のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず，先進国自身が取り組むものであり，日本としても積極的に取り組んでいる。
AI	AIとは Artificial Intelligence という英語の頭文字をとった略称で，人工知能とも呼ばれる。人間にしか行えなかった推論や判断といった高度な知的機能を，コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもののことである。

I o T	I o T (Internet of Things) とは、あらゆる物をインターネットに接続し相互に情報交換・連携することにより、新たなサービスや価値を生み出す仕組みのこと。
ダイバーシティ	人種・国籍・性別・年齢・障害・価値観等が多様であることを理解し、相互に尊重する考え方、態度、行動のこと。
ランドスケープデザイン	都市空間や造園空間、建築等で構成される景観や景色を設計すること。
プロセニウム形式	劇場における舞台形式のひとつ。舞台と客席を額縁状の構造物（プロセニウム・アーチ）によって区分している形式。
バックヤード	楽屋、練習場など舞台後部に計画される機能諸室の集合体で、ロビーホワイエなどの“表方”に対して総称してバックヤードと呼ぶことがある。
ワークショップ	講師による一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者自ら参加して体験し、参加者の相互作用の中で何かを学びあったり作り出したりする双方向的な学びと創造のスタイルのこと。
仙台市ハザードマップ	大雨災害から身を守るために基本的な内容をまとめたもの（各種災害の危険予測地図）。日頃から備えておくべきことや、住まいの地域の危険箇所を事前に把握するために作成されている。「仙台防災ハザードマップ」、「仙台市地震ハザードマップ」、「仙台市津波ハザードマップ」、「仙台市宅地造成履歴等情報マップ」、「仙台市浸水想定区域図（内水ハザードマップ）」で構成される。

仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想
(宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化)

令和3年3月

編集・発行

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2409

FAX 022-211-2493

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/>

別記様式第 1 号 (第12第 2 項(1)関係)

PPP・PFI 検討調書

令和 3 年 4 月 2 日作成

部局課室名	企画部 総合政策課 分権・調整班 担当者職・氏名 主幹兼企画員(班長) 高橋 秀行
事業の名称	宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザに係る集約・複合化事業 (新規・建替・運営権)
事業の目的	<p>本県では、これまで整備してきた県有施設等について、県に求められる役割や社会情勢の変化等に伴い利用需要の変化が予想されること、また、今後、老朽化が進行し、改修や更新の時期を迎え、財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、長期的・総合的な視点から、今後 10 年における施設管理に関する基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針」を平成 28 年 7 月に定めた。</p> <p>また、宮城県民会館を含む、老朽化が進行している 10 施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、管理方針で示された基本方針を前提に部局を横断した検討を行い、令和 2 年 3 月に「県有施設等の再編に関する基本方針(以下「再編基本方針」という。)」を策定した。再編基本方針では、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ(以下「みやぎNPOプラザ」という。)については「仙台医療センター跡地に移転集約する」とし、宮城県美術館については両施設と「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」とこととした。</p> <p>これを受けて、令和 2 年 4 月から、宮城県美術館の現地改修と移転集約について、様々な観点からメリット・デメリットを整理・分析した上で、整備の方向性について検討を行い、県民説明会や県議会への報告を経て、令和 2 年 12 月、「宮城県美術館は現地改修(増築は行わない)、宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地へ移転集約することとし、今後の検討を進める。」ことを決定した。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設の整備に向けた基本的な考え方を示す「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想(以下「基本構想」という。)」を令和 3 年 3 月に策定した。</p> <p>本事業は、「基本構想」を踏まえ、仙台医療センター跡地において、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設の整備を実施するものである。</p>
スケジュール	<p>令和 3 年度 PPP・PFI 導入調整会議, 大規模事業評価</p> <p>令和 4 年度～令和 6 年度 基本設計・実施設計</p> <p>令和 7 年度～令和 10 年度 新築工事</p> <p>令和 10 年度 供用開始予定</p>

用地関係	【 予 定 地 】	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内	
	【 用 地 確 保 】	<u>県有地</u> ・民有地買上・民有地借り上げ・() ※独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター用地と県有地との交換により取得予定。	
	【 敷 地 面 積 】	54,530.31㎡	
	【計画上の規制】	規制区域：市街化区域 用 途：近隣商業地域 建 坪 率：80% 容 積 率：300% そ の 他：大規模集客施設制限地区，第4種高度地区	
整備等費用	事業規模	延べ床面積 22,127㎡	
	建設費	調査費	101.5百万円
		設計費	927.8百万円
		建設費	24,309.8百万円(監理費含む)
		その他(用地費,負担金等)	0百万円
合計	25,339.1百万円		
運営等費用 (※事業期間 30年間)	人件費	5,915.0百万円(197.2百万円/年)	
	大規模修繕費	15,157.5百万円(0.0百万円/年) ※15年目に設備更新,30年目に大規模改修を計上	
	諸税公課	0.0百万円(0.0百万円/年)	
	その他	12,202.8百万円(406.8百万円/年) ※維持管理費・運営費	
総事業費	58,614.4百万円		
補助制度 の内容			
そ の 他			

【PPP・PFI事業とした場合の想定】（2以上の手法を選択した場合、各々の手法について本項目を作成のこと。）

採用する PPP・PFI手法 (第3関係)	BTO方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。
事業形態 (*PFI手法を選択した場合)	サービス購入型 民間事業者は自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業形態。
民間事業者の 事業範囲	設計、建設工事、工事監理、維持管理、運営事業を想定した。 なお、本検討では、運営事業は、現在、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザが実施している全ての業務（宮城県民会館：貸館業務、自主事業等、みやぎNPOプラザ：情報収集・提供事業、相談及び研修事業等）を想定している。
民間事業者の 創意工夫	基本設計から管理運営までを包括してPFI事業範囲とすることで、民間事業者の創意工夫を活用できる余地がある。
事業用地の扱い	県有地内での事業を想定しており、民間事業者に対する事業用地の無償提供が可能である。
事業期間	37年間 令和4年度から令和6年度までの3年間を設計期間、令和7年度から令和10年度までの4年間を建設期間とし、供用開始後、維持管理期間を30年間と想定する。
資金調達	民間金融機関からの融資（プロジェクトファイナンス）
事業方式選 理由	本事業の目的は集約・複合化施設の新築である。 PFI手法のうち、施設の建設を前提とし、公共側が施設の所有権を持つ方式はBTO・BOTのみである。 BOT方式は不動産取得税、固定資産税等租税公課が発生するため公共側の負担は増加する。 また、BOT方式は、民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設の所有権を有することとなり、施設所有に伴うリスクを負うこととなるため、宿泊施設やレジャー施設など、収益性が高い施設で採用されることが多い方式とされている。

	<p>本事業における対象施設は主にホール機能を有する県民会館であり、収益は高いとまでは言えず、また、本県が主体的に文化・芸術の振興を進めていくに当たっては、公共側が施設を所有することが適切であることから、B T Oを採用する。</p>
--	---

PPP・PFI導入のメリット

1 設計・建設

(1) コスト削減・サービス水準の向上

PFI手法の特徴である性能発注、長期・包括契約により、民間事業者が、その専門的な技術や知見を活用し、創意工夫を発揮することで、コスト削減やサービス水準の向上が期待される。

(2) リスク移転

民間事業者は、公共側との契約内容に基づき事業を遂行することから、設計・建設時は要求水準書及び提案内容を満たす範囲において、建物のコスト、品質及びスケジュール等のリスクをコントロールすることとなり、事業者自らが責任を負う。

2 維持・管理

設計・建設と同様。特に、維持管理費の増加リスクが民間事業者に移転されていることから、専門的な技術や知見を最大限に活かした積極的な予防保全等により、ライフサイクルコストの削減が期待される。

3 運営

設計・建設、維持・管理と同様。特に、民間事業者が長期にわたって運営に携わることから、専門的な技術や知見を活かした広報、企画・イベントの実施、人材育成・教育活動等が可能となり、中長期的な視点から、官民パートナーシップによる文化振興及び民間非営利活動の促進の実現が期待される。

4 その他

- 事業の性質上、一般的に、民間事業者は金融機関から融資を受けるため、金融機関も民間事業者の財務状況をモニタリングすることとなり、適切な業務遂行が期待される。
- 民間資金を導入することにより、公共側は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなる。また、一般的に、建設資金は、提供されるサービスの対価として、維持管理・運営期間を通して均等に分割の上、特定目的会社（SPC）に支払うこととなる。これにより、県の財政負担の平準化が可能となる。
- 本事業のほか、敷地内において民間活力を導入する場合、民間事業者が敷地全体を一体的に計画・整備・運営を行うことが可能となり、面的なまちづくりの推進につながる可能性がある。

PPP・PFI導入のデメリット

- 事業の性質上、要求水準書に「性能」及び「金額」を規定することとなり、利用者のニーズや県の意向を踏まえた「仕様」まで規定するものではないことから、利用者への細かな配慮や利便性向上が図られるか不透明な部分がある。
- 運営が長期間となることから、社会環境の変化や技術革新等による新たなニーズが発生することが予想される。一方で、民間事業者は、要求水準書に規定された性能を満たせば規約上の義務を履行したことになり、要求水準書からは読み取れない性能についての履行義務はないことから、このようなニーズへの対応が困難になることや対応する場合においても追加費用が発生する可能性がある。
- 導入可能性調査、実施方針や要求水準書の作成、民間事業者の募集・評価・選定、一連のPFI事業に係る法務・財務等のアドバイザー契約などの手続きが必要となることから、事務量の増大や意思決定の複雑化、事務手続きの長期化、新たな経費の発生、専門部署や人材の確保等、従来手法と比較して行政の負担が大きくなる可能性がある。
- 民間資金を導入するため、大規模災害、物価上昇、需要変動など不確実性のある事由により、特定目的会社（SPC）の構成企業の経営状況等に影響が発生する可能性があり、最悪のケースとして倒産等により施設の運営ができなくなることも考えられる。

国・自治体等の類似した事業でのPPP・PFI導入事例

* 主要事例を2例以上、1例のみの場合は1例のみ記載のこと

1 ①省庁、地方公共団体等の名称

福岡市（福岡県）

②事業名

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業

③事業規模

敷地面積：10,573.63㎡（市民会館） ※延床面積は未定

公園面積：29,602.07㎡（須崎公園）

機能：大ホール（約2,000席）、中ホール（約800席）、文化活動・交流ホール（約150席）、リハーサル室・練習室、エントランスホール

事業費：20,871,402,038円（税抜）※落札価格

④事業概要

建替え時期を迎えた市民会館について、現在の機能を継承しながら、これまで培われてきた市の文化的魅力を一層活かし、文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえて、市における文化振興の拠点となる新たな施設として整備するとともに、都心の貴重なオープンスペースである須崎公園の魅力を高め、水辺に開かれた公園として再整備する。

新たな施設と須崎公園を一体的に整備・活用することで、両施設の魅力が相まったみどり溢れる文化芸術空間を創出し、市民はもとより、国内外から多くの人々が集うエリアを形成することを目指す。

- ・設計，建設に関する業務
- ・開業準備に関する業務
- ・維持管理に関する業務
- ・運営に関する業務

⑤事業スケジュール

- ・平成24年 3月 基本構想策定
- ・平成28年 6月 基本計画策定
- ・平成30年12月 実施方針及び要求水準書（案）の公表
- ・平成31年 3月 特定事業の選定
- ・令和31年 4月 入札公告及び入札説明書等の公表
- ・令和 2年 1月 落札者の公表
- ・令和 2年 6月 事業契約の締結及び内容の公表

⑥VFM試算等

約7%（事業者選定時）

2 ①省庁，地方公共団体等の名称

箕面市（大阪府）

②事業名

（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業

③事業規模

敷地面積：8,100㎡

機能：文化ホール（7,700㎡以上），図書館（6,600㎡以上），生涯学習センター（4,600㎡以上）地下駐車場（6,800㎡以上）

※要求水準書における記載から抜粋

事業費：13,784,018,985円（税込）※契約金額

④事業概要

船場東地域に整備される（仮称）箕面船場駅前の土地4.8ヘクタールを対象に箕面船場駅前土地区画整理事業（組合施行）が実施されており，国立大学法人大阪大学箕面キャンパスの移転が決定している。箕面市は，同地内において，文化ホール，生涯学習センター，図書館，地下駐車場，地区内デッキ，駐輪場等の各種公共施設を整備する。

本事業においては，そのうち，文化ホール，生涯学習センター，図書館及び地下駐車場の設計・建設並びに文化ホール，地下駐車場の運営・維持管理を，PFI手法により実施し，市の文化芸術の振興並びに都市ブランドの向上，同駅前の賑わい創出を実現する。

- ・設計，建設に関する業務
- ・維持管理に関する業務
- ・運営に関する業務

⑤事業スケジュール

- ・平成29年10月 実施方針及び要求水準書（案）の公表
- ・令和 元年 8月 特定事業の選定 ※平成30年8月23日認定，令和元年8月14日取消
- ・令和 元年 8月 入札公告及び入札説明書等の公表
- ・令和 元年10月 落札者の公表
- ・令和 元年12月 事業契約の締結及び内容の公表

⑥VFM試算等

- 13. 4%（特定事業選定時）※事業者選定時のVFMは未公表

担当部局の結論

- 1 PPP・PFI手法で実施（一部実施を含む。） **2 従来方式で実施** 3 その他

判断理由（詳細に記載のこと。）

1 定量的な検討結果

- PFI手法の導入を適否する判断基準として，VFM（Value for Money）が得られることが必要である。
- VFMとは，PFIの最も重要な概念であり，「同一水準のサービスを，より低いコストで提供する。」あるいは，「支払（税金）に対して最も価値の高いサービスを提供する。」という考え方である。
- 今回，VFMの分析にあたっては，施設整備期間中（7年）及び維持管理・運営期間中（30年）におけるSPCの運営費用が加味されているなど，建設工事事業に即していると考えられる国土交通省作成の「VFM簡易算定モデル（平成29年4月）」を使用した。
- 原則，「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務（以下「再編委託業務」という。）」で算定・整理した数値を採用した。
- その他の項目は，同省作成の「VFM簡易算定モデルマニュアル（以下「VFMマニュアル」という。）」の初期値を採用した。詳細は以下のとおり。

(1) VFMの検討条件

① 施設整備費用

- 「再編委託業務」において算定した設計費用，建設費用，工事監理費用を元に算出した。
- PFI手法では，VFMマニュアルに基づき，従来方式に比べ18%削減できるものとして試算した。

② 維持管理・運営費用

- 「再編委託業務」において算定した維持管理費用，運営費用を元に算出した。
- PFI手法では，VFMマニュアルに基づき，従来方式に比べ7%削減できるものとして試算した。

③ 資金調達費用

- 従来方式では、資金調達は起債及び一般財源となり、起債の利率については、H24～H26年度県債の借入金利の実績を加重平均した0.6%とした。
- PFI手法では、民間事業者が調達する資金の借入利率（基準金利）は、30年物国債金利の過去30年の平均値1.8%に、上乗せ金利（スプレッド）として0.8%を加えた年利2.6%を採用した。
- 施設整備期間中に生じる建中金利は、VFMマニュアルに基づき、基準金利に2.0%を加えた年利4.6%とした。

④ 割引率

- VFM算定マニュアルに基づき、30年物国債金利の過去30年の平均値と同値の1.8%とした。

(2) VFMの検討結果

① VFM

- 従来方式に対するPFI手法のVFMは、▲3,392.2百万円（削減率▲9.5%）となりPFI導入効果が発現されない。
- 従来方式の建設費については、本県の令和元年度における建設工事の一般競争入札落札率92.4%を加味している。
- 従来方式の建設費を落札率100%で算出した場合でも、▲1,186.5百万円（削減率▲3.1%）となり、PFI導入効果が発現しない。

② リスク

- 民間事業者の資金調達においては、民間事業者の資産や信用度により金利が設定されることから、想定した2.6%より高い金利となる可能性があり、さらにコスト増になる可能性がある。
- 事業が大規模かつ長期間になるため、大規模災害、物価上昇、需要変動など不確実な事由による事業者の経営リスクがある。

2 定性的な分析結果

- 本事業の対象施設である宮城県民会館は昭和39年に開館し、宮城県の文化芸術活動の拠点施設として、本県の文化・芸術振興の推進に寄与するとともに、利用者である県民にとっては身近な文化芸術活動の場として利用されてきた。
- みやぎNPOプラザは、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、平成13年4月に設置され、様々な情報の受発信と活動の場の提供、出合いや学びの機会づくりに取り組んできた。
- これらの施設の集約・複合化を目的として策定した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想では「あらゆる人々に開かれた交流・協働・創造の拠点」を基本理念に掲げている。
- 具体的には、文化芸術活動と民間非営利活動の融合により、交流・協働・創造の持続的な好循環を創出し、県民一人ひとりの豊かな生活と県全体の発展を実現することを目指している。

- 以下、P F I手法の導入により、価値の高いサービス提供が可能となるかハード面及びソフト面から整理を行った。

(1) ハード面

- 集約・複合化施設は、年齢・性別・ジャンル等を問わず多様かつ多数の人々が訪れ、活動を行うことから、施設及び諸室の機能・規模の検討に当たっては、利用者ニーズを丁寧に汲み取り、利便性を向上することが求められる。
- そのためには、文化・芸術関係者や民間非営利活動関係者など、実際の施設利用者から具体的な活動内容に基づき、意見聴取を繰り返した上で、さらなる利便性向上が図られるよう、具体的なニーズを仕様として設計に反映していくことが必要である。
- P F I手法は仕様、条件を細かく規定せず、要求水準の達成方法を民間事業者の裁量に委ねることにより、創意工夫を引き出すものであるが、本事業は上述の理由から施設及び諸室機能・規模の検討において、民間事業者の裁量の範囲が狭いため、P F I手法による効果は発揮されにくい。

(2) ソフト面

- 現在、両施設とも指定管理者制度を導入し、公益財団法人及びN P Oが運営を行っている。
- P F I手法の導入により、民間事業者が運営を担う場合、専門的な技術や知見を活かした取組を行っている現在と同等以上のサービスが提供されるかどうか、現時点で判断することは難しい。
- また、本県では、民間非営利活動拠点施設条例において、N P Oを指定管理者とし、N P O活動に係る各種業務を行うほか、使用許可や維持管理を行わせることを規定しているため、S P Cの構成団体によっては、N P Oを主体とした運営が実現できなくなる懸念がある。
- 仮に、現行の運営体制を継続することを想定した場合、特定目的会社（S P C）が設計・建設、維持・管理を、別の指定管理者が運営業務を行う事業形態が想定されるが、他自治体におけるホールの事例においてこうした事業形態は少数である。
- 以上のことから、施設運営において、民間事業者が創意工夫を発揮する余地はあるものの、その効果を現時点で見通すことは難しいことに加え、本県が定める施設運営上の目的を達成できなくなる可能性がある。

(注) 定量評価表（別紙様式第2号）、関係資料（計画書、配置図等）を添付願います。

なお、P P P・P F I手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、別紙様式第2号に代わり、その他評価表（別記様式第3号）を添付願います。

PPP・PFI簡易定量評価表

令和3年4月2日作成

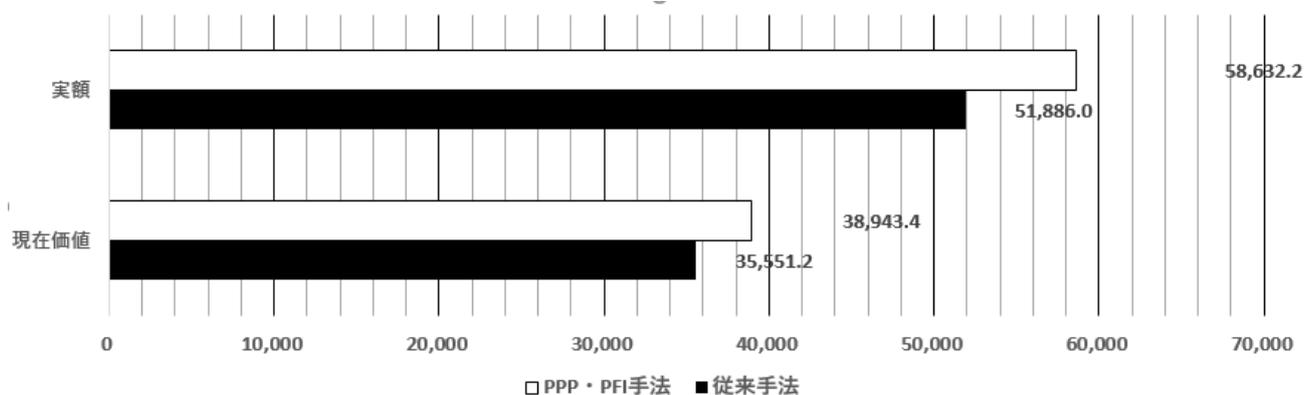
○事業手法の比較検討の前提条件 【事業期間30年 落札率92.4%】

担当部局課室名		企画部 総合政策課		
事業の名称		宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザに係る 集約・複合化事業 (新規・建替・運営権)		
事業の目的		「県有施設等の再編に関する基本方針」及び「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を踏まえ、仙台医療センター跡地において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合施設の新築工事を実施するものである。		
予定地		仙台市宮城野区宮城野二丁目地内		
		従来型手法の費用等	PPP・PFI手法の費用等 (BTO方式)	
前提条件等	事業期間	設計・建設	7年	7年
		維持管理	30年	30年
	施設面積 (㎡)	宮城県民会館	20,733㎡	20,733㎡
		みやぎNPOプラザ	1,395㎡	1,395㎡
		計	22,127㎡	22,127㎡
整備等（運営等を除く。）費用		23,413.3百万円	22,231.9百万円	
<算出根拠>		「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」において算出 ※落札率92.4%を適用	従来型手法（落札率100%）より18.0%削減した額に整備に係る諸経費を加算したもの	
運営等費用		32,123.3百万円	29,578.6百万円	
<算出根拠>		同上 ※大規模修繕費用のみ落札率92.4%を適用	従来型手法より7.0%削減した額にSPC運営費用を加算したもの	
利用料金収入		5,450.9百万円	5,450.9百万円	
<算出根拠>		同上	従来型手法と同額を計上	
資金調達費用		1,800.3百万円	10,323.0百万円	
<資金調達算出根拠>	自己資金 (一般財源)	6,017.2百万円	586.1百万円	
	起債	17,396.1百万円		
	利率, 償還方法等	金利 0.6% 償還期間 30年 支払方法等 元利均等償還		
	補助金	—	—	
	市中銀行借入		22,353.6百万円	
	利率, 償還方法等		金利 2.6% 償還期間 30年 支払方法等 元利均等償還 建中金利 4.6%	
調査等費用		—	60.0百万円	
<算出根拠>		従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査等の費用及びその後の業務委託の費用の想定	

税金	—	4 6 1. 6 百万円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 31.98%を乗じて算出
税引後損益		1, 4 2 8. 0 百万円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されることを想 定
合計	5 1, 8 8 6. 0 百万円	5 8, 6 3 2. 2 百万円
合計（現在価値）	3 5, 5 5 1. 2 百万円	3 8, 9 4 3. 4 百万円
財政支出削減額（削減率）		▲ 3, 3 9 2. 2 百万円 （▲ 9. 5 %）
割引率	1. 8 %	1. 8 %

● 県の財政負担額

単位：百万円



PPP・PFI簡易定量評価表

令和3年4月2日作成

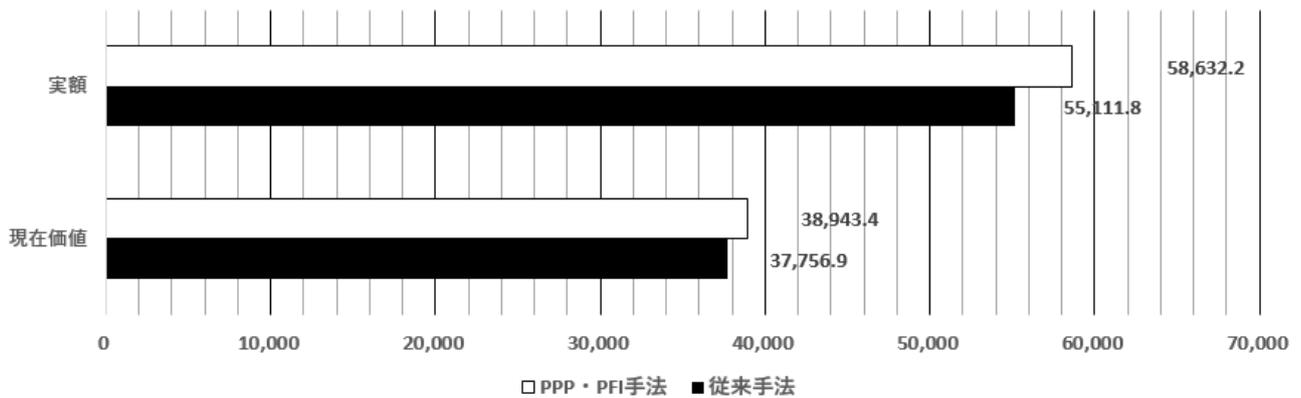
○事業手法の比較検討の前提条件 【事業期間30年 落札率100%】

担当部局課室名		企画部 総合政策課		
事業の名称		宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザに係る 集約・複合化事業 (新規・建替・運営権)		
事業の目的		「県有施設等の再編に関する基本方針」及び「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」を踏まえ、仙台医療センター跡地において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合施設の新築工事を実施するものである。		
予定地		仙台市宮城野区宮城野二丁目地内		
		従来型手法の費用等	PPP・PFI手法の費用等 (BTO方式)	
前提条件等	事業期間	設計・建設	7年	7年
		維持管理	30年	30年
	施設面積 (㎡)	宮城県民会館	20,733㎡	20,733㎡
		みやぎNPOプラザ	1,395㎡	1,395㎡
		計	22,127㎡	22,127㎡
整備等（運営等を除く。）費用		25,339.1百万円	22,231.9百万円	
<算出根拠>		「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」において算出	従来型手法（落札率100%）より18.0%削減した額に整備に係る諸経費を加算したもの	
運営等費用		33,275.2百万円	29,578.6百万円	
<算出根拠>		同上	従来型手法より7.0%削減した額にSPC運営費用を加算したもの	
利用料金収入		5,450.9百万円	5,450.9百万円	
<算出根拠>		同上	従来型手法と同額を計上	
資金調達費用		1,948.4百万円	10,323.0百万円	
<資金調達算出根拠>	自己資金 (一般財源)	6,512.1百万円	586.1百万円	
	起債	18,827.0百万円		
	利率, 償還方法等	金利 0.6% 償還期間 30年 支払方法等 元利均等償還		
	補助金	—	—	
	市中銀行借入		22,353.6百万円	
	利率, 償還方法等		金利 2.6% 償還期間 30年 支払方法等 元利均等償還 建中金利 4.6%	
調査等費用		—	60.0百万円	
<算出根拠>		従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査等の費用及びその後の業務委託の費用の想定	

税金	—	461.6百万円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率31.98%を乗じて算出
税引後損益		1,428.0百万円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されることを想定
合計	55,111.8百万円	58,632.2百万円
合計（現在価値）	37,756.9百万円	38,943.4百万円
財政支出削減額（削減率）		▲1,186.5百万円 （▲3.1%）
割引率	1.8%	1.8%

● 県の財政負担額

単位：百万円





宮行評委第10号
令和3年8月11日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一 男



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長

内田 美穂



「宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業」及び
「大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業」に係る大規模事業評
価について（答申）

令和3年6月8日付け総政第25号で諮問のありましたこのことについて、行政評価
委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議
した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 事業推進に当たっては、仙台市を含む関係者と連携を密にして、適切なまちづくりが進むように努めること。
- 2 施設利用者をはじめとした県民のニーズを把握し、集約・複合化による新たな活動の展開を見据えた事業の実施に努めること。
- 3 敷地の活用については、広さ及び周辺環境等を踏まえ、適切な事業価値が生み出されるように十分配慮すること。
- 4 事業の専門性や複雑性を考慮し、外部の知見を適宜活用する適切なプロジェクトマネジメントに努めること。
- 5 事業の進捗を県民に分かりやすく説明するよう努めること。

(別紙2)

大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 再編統合により閉校となる校舎の利活用方法について検討すること。
- 2 地域のニーズや特性に配慮した教育内容や教育環境の整備に努めること。

提出された意見の概要及び事業担当課の見解（宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業）

番号	意見の概要	事業担当課の見解
1	美術館を知事英断で除外したことで適切な計画とした。今後は、当計画と除外した美術館、双方に外部の意見を聞きながら完成させて頂きたい。	令和3年に策定した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」に掲げた基本理念「あらゆる人々に開かれた交流・協働・創造の拠点」を踏まえ、文化芸術関係をはじめとした施設利用者等からの意見を伺いながら施設整備を進めてまいります。
2	宮城県民会館の役割として、東北地方全体の需要を見据え、東北地方全体の文化、芸術の拠点となることを踏まえると、交通アクセスの充実が必須課題となる。公共交通の利便性が高いことはもとより、自動車交通によるアクセス性も高いことが求められることから、駐車場の整備やその他交通アクセス充実のための取組についても検討する必要があると考える。	整備予定地である仙台医療センター跡地は、十分な駐車場用地の確保が可能であり、JR宮城野原駅と直結していること、高速道路網が近接していることから、マイカーや大型バス、公共交通機関を利用した県内全域からの広域的なアクセス性に優れていることが特徴です。この特徴を活かし、県内外から多くの方々が訪れるよう交通利便性の向上に向けた検討を進めてまいります。
3	施設移転後のエリア全体の交通渋滞等を抑制するため、将来的に発生する課題を予想し、交通環境充実に向けて、面的な視点から交通渋滞対策、交通円滑化について検討する必要があると考える。	整備予定地の周辺には、仙台医療センターや宮城球場等が立地しており、こうした施設の立地状況を踏まえた交通対策を適切に講じる必要があると考えています。特に混雑が予想される試合開催時や通勤時間帯の交通状況を十分に踏まえ、集約・複合化施設利用者の円滑な動線や仙台医療センター駐車場利用者との交錯を回避するような動線に配慮した検討を進めてまいります。
4	従来型方式で施設整備をするに当たり、宮城県の財政負担を軽減すべく、本施設を中心としたアセットの有効活用についても検討すべきと考える。	施設整備に当たっては、宮城県民会館とみやぎNPOプラザの複合化による相乗効果を高めるような施設配置、敷地の広さを活かしたオープンスペースの活用（資産活用を含む）などを検討することで、多様な交流の促進、新たな賑わいの創出など、本事業の実施による効果を最大限発揮できるよう検討を進めてまいります。
5	新型コロナウイルス等感染症対策を視野に入れつつ、将来的なニーズにも対応できるよう、柔軟かつ可変的に活用することができる施設、空間設計をして頂きたい。	施設整備に当たっては、新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応を踏まえ、衛生面に配慮した設備を導入するなど、安全・安心な施設となるよう検討を進めてまいります。
6	評価調書P7の「事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか」には、「みやぎNPOプラザ」の項目に、引き続き県の中核機能拠点として県内各地域で活動するNPOへの支援事業を展開すると記載し、また、P8の上段に事業の実施は必要であるとまとめているが、非営利活動基本方針検討時のアンケートでも明らかなように、県内の団体があまねく活用しているわけでも、支援が行き届いているわけでもない。また、基本方針でもICT活用は記載されている。仙台市民しか利用しにくい立地であり、コロナ禍によりNPOの活動もその支援方法も抜本的な見直しが必要であることから、「ハコ」への集客だけ拘らず、訪問支援の事務局、恒常的なオンライン会議によるサポートが可能な施設にすべきであると考え	みやぎNPOプラザの広域的促進機能については、令和3年3月に策定した「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」においても、県内のNPO支援施設等とのネットワークの強化及びオンライン会議の活用やアウトリーチによる連携・協力の推進を掲げ、その推進を図っているところです。引き続き、県内全域のNPO活動の促進を図るため、ICTの積極活用など、みやぎNPOプラザにおける効果的な支援体制について、関係者の御意見を伺いながら検討してまいります。
7	評価調書P8の「県が事業主体であることが適切であるかどうか」には、仙台市が整備する施設との目的、対象者及びコストなどの比較がほとんど検討されていない。（施設計画には、「生の音響」の仙台市施設との甚だ抽象的な比較があるのみ。）受益者が近隣施設の仙台市民に偏ることは自明であることから、人口や税収が減少する社会人の責任として、最終事業評価にあたり、仙台市の類似施設（仙台市民会館、仙台市民活動サポートセンター等）との比較、および費用対効果を検証することが、未来につながるのではないかと考える。	新たなホールの潜在的・将来的な需要を把握するため、県では平成29年度に、仙台市では令和2年度に、それぞれ需要調査を実施し、各々の計画を前提とした場合でも、需要は十分に見込まれるとの結果が示されているところです。 一方、現時点で、仙台市は、「2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール」を整備する方針のみ明らかにしていることから、棲み分けを考慮すると、県が整備するホールは、「電気音響を重視しテクノロジーの進化に対応した多目的ホール」とし、東北最大規模の大型総合エンタテインメント拠点として、国内外の著名なアーティストによるポピュラー音楽、ミュージカル、オペラ、バレエの大型公演など、上質な作品の公演を提供することを想定しており、機能面での違いを整理しているところです。

8	<p>評価調書P9の「事業が社会経済情勢からみて効果的であるかどうか」には、新型コロナウイルスによる影響が全く言及されていない。インターネット環境、発信に触れられていないが、NPOへの支援に限らず、ライブ、ホールでの催し物もオンライン配信が求められるようになってきていることから、有線LAN、カメラ、ディスプレイ及び音響などの機材をオンライン配信に適した形で準備した場合の配置について、予算を含めて最終評価に加えたほうが、確実に使い勝手の良い県民のための施設になると考える。</p>	<p>文化芸術は、舞台芸術など濃密な空間でライブを鑑賞することが醍醐味のひとつとされているものや、閑散とした公演会場では真価を発揮できないものも多く、新型コロナウイルス感染症対策と文化芸術活動の両立を図っていくことは大きな課題であり、オンライン上での取組は感染対策の一つの要素であると考えています。</p> <p>令和2年3月に策定した「宮城県民会館整備基本構想」において、新しい県民会館のホールについては、時代の流れに対応したテクノロジーを受け入れ続けることが可能な拡張性をもった施設とすることを基本方針に掲げていることから、引き続き、テクノロジーの進展や社会情勢等を注視し、施設利用者が使いやすい施設づくりを進めてまいります。</p>
9	<p>民間非営利団体活用空間が圧倒的に小さく、集約というよりほぼ県民会館の拡大建替えでしかなく、県有施設の再編における共通命題、すなわち面積削減というミッションを満たしていないのに、適正との評価は賛同できない。</p>	<p>新たな県民会館には、音楽や演劇などを鑑賞する場（ホール機能）に加え、これまで以上に県民の創作活動を支援するとともに、文化芸術関連の人材育成を行う拠点としての機能強化が求められていることから、スタジオシアター（500～800人収容の平土間ホール）の新たな整備や、ギャラリー・アトリエ等の充実が必要と考えています。</p> <p>加えて、舞台やバックヤード、ロビー、ホワイエ、客席周りなどが狭隘なことによる施設利用者の利便性の低下、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの対応不足など、現在の県民会館が抱える課題を解消するためには、現在より大きな面積を確保する必要があります。</p> <p>このようなことから、本事業は、既存施設と比較して延床面積は増加しているものの、施設の用途が類似している諸室を共有化することで規模の適正化等を図りながら、文化芸術のさらなる振興等の観点から必要とされる新たな機能を追加するものです。</p>
10	<p>文化芸術ビジョンは参照しているものの、実質的に収容観客数を2,000人以上とする収益性の検討しかしておらず、多面的な芸術の交流、例えばギャラリー部の有り様、施設づくりおよび施設育てに関し、市民参加の可能性などの検討が不十分である。ゆえに、その意義が共感できるものに至っていないため、コストの巨大さと後世へのツケについて、首肯し難ことから、適正との評価は賛同できない。</p>	<p>令和3年3月に策定した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」では、「あらゆる人々に開かれた交流・協働・創造の拠点」を基本理念に掲げており、施設整備に当たっては、スタジオ、ギャラリー、エントランスロビー、カフェなど、公演等が開催されない場合でも多くの方々に訪れていただける施設づくりを目指しているところです。</p> <p>引き続き、多くの方々に開かれた施設となるよう検討を進めてまいります。</p>

11	<p>宮城県民間非営利活動プラザ（以下、「みやぎNPOプラザ」）の設置条例である「宮城県民間非営利活動促進条例」の制定から20年以上が過ぎ、その間、宮城県内各地の地域課題、その解決に取り組む担い手の状況も大きく変化、多様化しており、これらの担い手への支援の枠組みが時代に追いついていない状態になっている。民間非営利活動支援の中核拠点と位置づけられてきた「みやぎNPOプラザ」の機能について、時代の変化に追いつき先行していくため、市町村と役割を分担し、県政だからこそ必要とされる支援へと大きく見直していく必要がある。</p> <p>「みやぎNPOプラザ」開設時には、市町村単位の支援施設は仙台市のみであったことから、県の「中核機能拠点」としての「みやぎNPOプラザ」に情報発信、調査研究といったソフト面の機能に加えて、貸会議室、貸事務所、印刷機といったハード面の支援機能が付与されていたのは自然なことであったが、およそ20年が経過し、市町村における支援施設の整備が進んだ結果、県内11市で何らかの形のハード支援が市の施策として展開される状況となったことから、県としての担うべき10年、20年先の支援内容を考えていく上では、これら市町村による支援機能との役割分担を進めていくという観点から、二重行政解消の視点からも大切である。</p> <p>具体的に、県域の支援については、いくつもの市で展開されている施設、設備の貸し出しといったハード面での機能から、市町村センターと連携したアウトリーチ活動を通じた地域ニーズの把握、研修事業・相談対応事業の展開、さらには協働事業のコーディネート、災害時の連携支援などといったソフト面での機能へと大きくシフトさせていく必要がある。結果的に、必要となる機能は大きな施設を構えて、そこに職員が常駐するスタイルではなく、コーディネート機能を有する人材が県域で活躍するためのバックオフィス機能、最低限のオフィス機能に特化したものになると考えられることから、中核支援拠点としての「みやぎNPOプラザ」のハード面の再整備については、現状の延長で行うのではなく、上述のような背景の変化を受けて大きく見直していく必要がある。また、施設のキャパシティは、現状でもオーバースペックであり、現状のまま移転という計画については、今後数十年にわたり、無駄な県民負担が生じる可能性が非常に高いと考える。このことも念頭に、本計画については熟慮・再考していただくことを希望する。</p>	<p>市町村におけるNPO支援施設の整備などのNPO支援の取組は進んできておりますが、みやぎNPOプラザの利用状況を見ると、利用ニーズは現在も一定数あり、引き続き県内NPO活動の促進のためには当施設は必要であると認識しております。一方で、御意見のとおり、県内NPO活動を支援するソフト面の機能充実が重要であり、新しいみやぎNPOプラザの整備に際しましては、ハード面だけでなく、ソフト面の機能強化の検討についても、利用者を含め関係者の御意見も伺いながら進めてまいります。</p>
12	<p>みやぎNPOプラザについて、PPP・PFI導入調整会議では、従来方式における手法が妥当と判断されたところがあるが、この判断を尊重して頂きたい。</p> <p>PPP・PFI方式では、質の高いNPO支援が維持できるか、また、これまでの指定管理者制度のなかで培ってきたNPO支援スキルを活かせるか非常に不安を感じる。移転をしても、現行の民間非営利活動拠点施設条例により、みやぎNPOプラザを運営し、質の高いNPO支援を維持して頂きたい。</p> <p>今後、施設設備の細部を検討していくにあたり、ワークショップなどで施設利用者の意見を聴取する機会を設けて頂きたい。</p>	<p>本事業については、PPP・PFI導入調整会議において総合的に検討した結果、従来方式における手法が妥当と決定しました。</p> <p>細部については、今後も利用者を含め関係者の御意見を伺いながら県内NPOにとってよりよい施設となるように検討を進めてまいります。</p>